



青森県基本計画

「青森新時代」への架け橋

令和6年度

事業概要

(令和5年度実績)

中南地域県民局 地域健康福祉部

目 次

第1 総 括

1	管内の概況	1
2	沿革	2
3	組織図と分掌事務	5
4	令和6年度運営方針	9
5	令和6年度各総室行事予定	12
6	令和6年度相談等日程表	15
7	令和5年度歳入・歳出関係	16

第2 各総室の概要

1 保健総室（弘前保健所）

I	指導予防課	20
II	生活衛生課	45
III	健康増進課	57
IV	関係団体等名簿	91

2 福祉総室（中南地方福祉事務所）

I	生活保護	94
II	母子父子寡婦福祉	100
III	児童福祉	103
IV	女性相談	104
V	資料	105

3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

I	児童相談所の業務	107
II	児童相談所の事業	116

第 1 総 括

1 総括

1 管内の概況

所管区域は、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町の3市3町2村からなっている。

管内面積は1,598.23 km²で、県面積9,645.95 km²の16.57%を占めている。管内人口（令和5年10月1日現在）は264,255人で県計1,184,558人の22.31%を占めている。また、昨年同期（268,164人）に比べ3,909人減少している。

65歳以上の人口割合（令和2年）は、県計、管内ともに33.7%であり、同じ水準にある。

□ 市町村別面積、人口

	面積 (km ²)	人口 (人)
弘前市	524.20	161,988
黒石市	217.05	30,442
平川市	346.01	29,548
西目屋村	246.02	1,185
藤崎町	37.29	14,181
大鰐町	163.43	7,969
田舎館村	22.35	6,987
板柳町	41.88	11,955
管内計	1,598.23	264,255

※面積－「全国都道府県市区町村別面積」
(令和6年4月1日現在)

〔国土交通省国土地理院〕

※人口－「令和5年青森県の人口」

(令和5年10月1日現在推計人口)

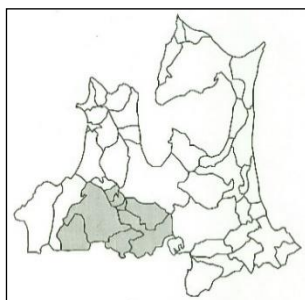
〔青森県統計分析課〕

□ 3区分別年齢割合 (%)

	管内			青森県		
	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上
平成17年	13.3	62.8	23.9	13.9	63.4	22.7
平成22年	12.0	61.5	26.5	12.6	61.7	25.8
平成27年	11.0	58.6	30.4	11.4	58.4	30.1
令和2年	10.3	55.9	33.7	10.5	55.7	33.7

国勢調査 各年10月1日

□ 管内の地図 (令和6年4月1日現在)



2 沿革

(1) 地域健康福祉部の沿革

- 平成14年 4月 1日 組織機構の統合により、弘前保健所、中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所からなる中南地方健康福祉こどもセンターが新設され、総務企画室が設置される。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、総務企画室が企画調整室となる。
- 平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室が廃止される。

(2) 各総室の沿革

ア 保健総室（弘前保健所）

- 昭和19年10月 1日 弘前簡易保険健康相談所と青森県立弘前健康相談所を統合して、青森県立弘前保健所として開設された。職員10名で管轄区域は1市16村となる。
- 昭和22年 7月 1日 警察行政であった衛生関係の許認可並びに監視業務が保健所に移管された。
- 昭和23年 9月23日 狭隘となったため、弘前市吉野町4-5にあった日本医療団の敷地、建物を買収して改築の上庁舎を移転した。
職員数61名、組織は総務課、衛生課、保健予防課、普及課の4課17係制となる。
- 昭和24年 7月 1日 弘前優生結婚相談所を併設した。
- 昭和27年 4月 1日 保健所処務規程により4課10係制となる。性病診療所が併設された。
- 昭和27年 5月27日 弘前優生結婚相談所の名称を弘前優生相談所と改称した。
- 昭和28年 5月 1日 弘前肢体不自由児療育相談所が併設された。
- 昭和29年 5月 1日 保健所処務規程の一部改正により、次長を置き庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係の5係制となった。
- 昭和29年 6月 8日 弘前肢体不自由児療育相談所の名称を、弘前身体障害児療育相談所に改称した。
- 昭和30年 3月 1日 市町村の合併によって、管轄区域1市3村となる。
- 昭和33年 8月 6日 保健所処務規程の一部改正により、総務係、環境衛生係、予防係、保健係の4係制となる。
- 昭和34年 3月31日 併設の性病診療所が廃止された。
- 昭和36年 2月 1日 岩木村が町制を施行したため、管轄区域は1市1町2村となる。
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により、保健婦係が新設された。
- 昭和38年 7月26日 保健所整備計画により、弘前市吉野町4-5に鉄筋コンクリート2階建の新庁舎が建築された。
- 昭和43年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課の5課制となる。
- 昭和47年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の4課制となる。
- 昭和53年 4月 1日 衛生指導監の職制が設けられた。
- 昭和63年12月10日 庁舎（事務室）が増築（60.959 m²）された。
- 平成 2年 4月 2日 職員公舎解体後の跡地を保健所駐車場とした。
- 平成 4年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となる。また、栄養士とその業務が保健予防課から健康増進課に移管された。

- 平成 8年 9月26日 併設の弘前優生保護相談所が廃止された。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により管轄区域に板柳町が加わり、一市2町2村となる。また、次長が2人制となり、総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課の5課制となる。なお、総務課に新たに企画調整・支援の職員が配置された。
- 平成12年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により健康づくり推進監の職制が設けられ総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の4課体制となった。また、環境衛生課の廃棄物、公害等の業務が環境保健センター弘前環境管理事務所へ移管された。
- 平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例及び行政組織規則の一部改正により、黒石保健所と弘前保健所が統合され、中南地方健康福祉こどもセンター保健部（弘前保健所）となり、管轄区域も2市7町5村となる。また、次長が1人制となり、保健医長、衛生指導監の職制が設けられ、環境衛生課が生活衛生課に改称され、保健予防課、生活衛生課、健康増進課の3課体制となる。
なお、総務課は中南地方福祉事務所及び青森県弘前児童相談所の各総務課と統合され、総務企画室として発足した。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、保健予防課を改称して指導予防課になる。
- 平成24年 4月 1日 庁舎の老朽化が著しいことから、弘前市西城北1丁目3-7（青森県障害者相談センター建物内）に庁舎移転し業務開始した。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

イ 福祉総室（中南地方福祉事務所）

- 昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例（昭和26年9月19日青森県条例第62号）により、「中津軽社会福祉事務所」、「南津軽社会福祉事務所」として発足。
- 昭和27年 3月31日 県条例第7条により地方福祉事務所廃止。
- 昭和29年 5月 1日 各所の統廃合により「中南地方福祉事務所」となり中郡16町村、南郡28町村を所管。
- 昭和29年 7月 1日 黒石市が誕生（黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村）昭和29年からの町村合併により岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鱈町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村の11町村を所管。
- 昭和36年 1月 5日 県条例第62号（S26.10.1制定）が廃止され、県条例第13号で中津軽郡、南津軽郡を所管する中南地方福祉事務所として発足。
- 昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により従来の単法担当方式から福祉六法総合担当方式に移行。
- 平成 5年 4月 1日 福祉関係八法改正により、福祉四法総合担当方式に移行。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、板柳町が所管となる。
- 平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、保健所・地方福祉事務所・児童相談所が統合し、中南地方健康福祉こどもセンター福祉部（中南地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
- 平成15年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
- 平成16年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
- 平成17年 3月28日 市町村合併により、藤崎町と常盤村が合併し藤崎町となる。

- 平成17年 4月 1日 市町村合併により、浪岡町が青森市と合併し東地方健康福祉こどもセンターの管轄となる。
- 平成18年 1月 1日 市町村合併により、尾上町、平賀町、碓ヶ関村が平川市となる。
- 平成18年 2月27日 市町村合併により、岩木町、相馬村が弘前市となる。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室（中南地方福祉事務所）となる。
- 平成21年 4月 1日 身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することを、障害者相談センターへ業務移管。
- 平成25年 4月 1日 組織改正により、社会福祉施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

ウ こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

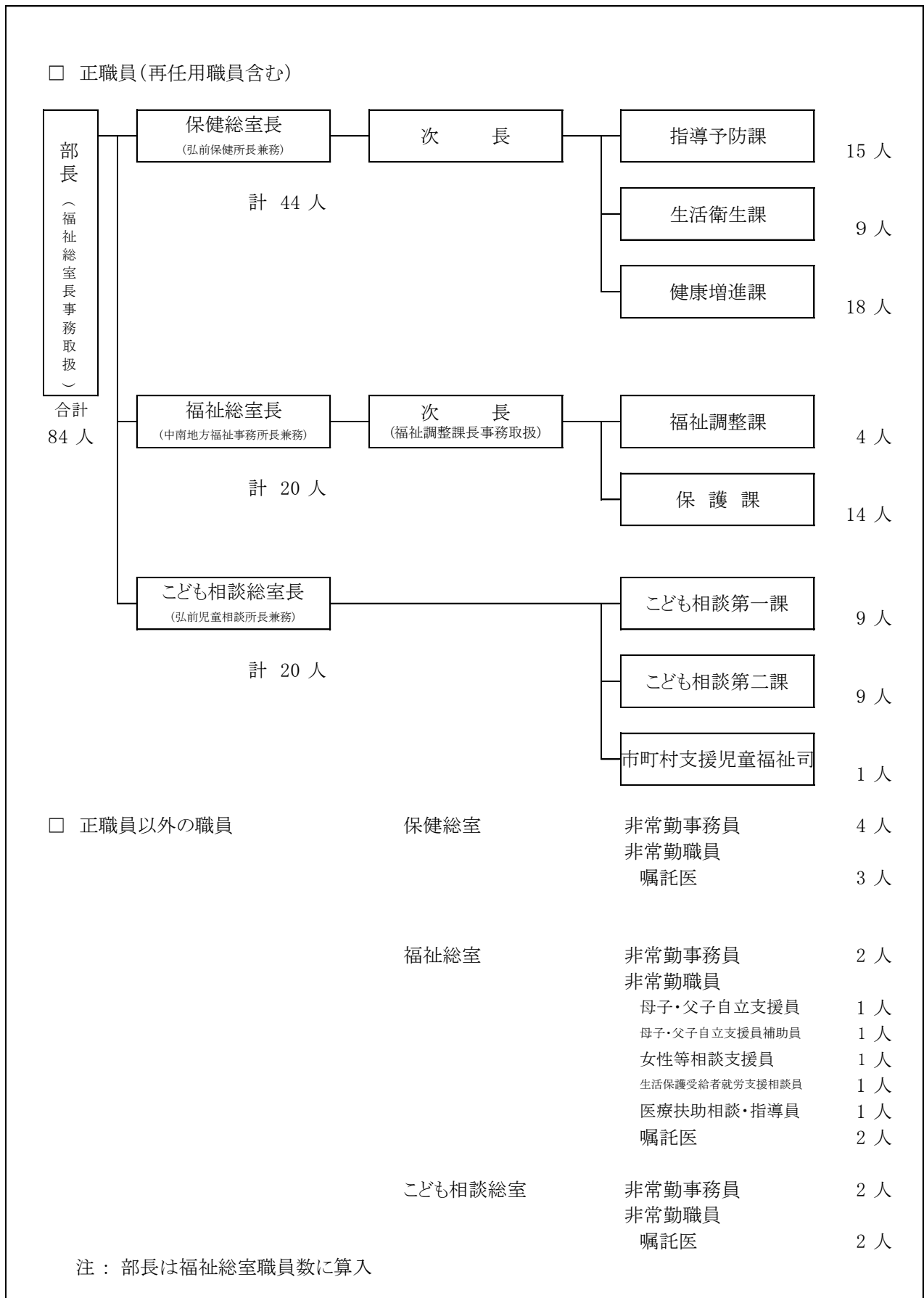
（昭和22年12月 児童福祉法公布、昭和23年1月児童福祉法施行、

昭和23年4月 児童福祉法全面施行）

- 昭和23年 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
- 昭和23年 8月 弘前児童相談所移転（弘前労働基準監督署の一部を借用）
- 昭和25年 7月 弘前児童相談所移転（弘前市元寺町）
- 昭和29年 3月 弘前児童相談所に一時保護所を併設。
- 昭和34年 4月 次長制となる。
- 昭和39年 4月 弘前児童相談所新築移転
（弘前市西城北、D級からC級に格付け）
- 昭和44年 次長制を廃止。中央児童相談所の一時保護所集中管理実施。
- 平成10年 4月 1日 庶務課の名称を総務課に改称。
- 平成12年 4月 1日 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に開設。
- 平成14年 4月 1日 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、センターこども相談部となる。支所が五所川原児童相談所として格上げとなる。
総務課及び業務課を廃止し、こども相談第一課、こども相談第二課を新設。
- 平成18年 4月 1日 「地方健康福祉こどもセンターこども相談部」から、「地域県民局地域健康福祉部こども相談総室」に組織改編となる。
- 平成19年 4月 1日 「こども相談第一課」「こども相談第二課」を廃止し、所長の下に次長制をおく。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、中南地方福祉事務所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。
- 令和 6年 4月 1日 次長制を廃止し、「こども相談第一課」、「こども相談第二課」をおく。

3 組織図と分掌事務

(1) 組織図 (令和6年4月1日現在)



(2) 分掌事務

① 保健総室

指導予防課

- 1 地域健康福祉部内の庶務に関すること
- 2 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
- 3 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 4 衛生教育に関すること
- 5 地域保健に係る統計調査に関すること
- 6 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 7 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
- 8 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関すること
- 9 死体解剖保存に関すること
- 10 薬局及び医薬品販売業に関すること
- 11 毒物及び劇物に関すること
- 12 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
- 13 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
- 14 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること
- 15 検疫に関すること
- 16 予防接種に関すること

生活衛生課

- 1 食品衛生に関すること
- 2 化製場等に関すること
- 3 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること
- 4 理容師及び美容師に関すること
- 5 クリーニング業に関すること
- 6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- 7 墓地及び埋葬に関すること
- 8 建築物衛生一般に関すること
- 9 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- 10 温泉に関すること
- 11 住宅宿泊事業に関すること

健康増進課

- 1 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- 3 難病対策に関すること
- 4 健康増進に関すること
- 5 母体保護に関すること
- 6 母子保健に関すること
- 7 口こう保健に関すること
- 8 栄養士及び調理師に関すること
- 9 保健師に関すること
- 10 地域包括ケアシステムに関すること

② 福祉総室

福祉調整課

- 1 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- 2 要保護女子の更生援護に関すること
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- 5 民生委員・児童委員に関すること
- 6 各種福祉統計に関すること
- 7 防災、災害救助等の連絡調整に関すること
- 8 日本赤十字事業に関すること
- 9 地域共生社会の推進に関すること

保 護 課

- 1 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- 2 生活困窮者自立支援に関すること

③ こども相談総室

こども相談第一課

- 1 要保護児童（保健・障害相談）の相談、調査及び援助に関すること
- 2 障害児入所給付費支給決定事務に関すること
- 3 愛護手帳の交付等関係事務に関すること
- 4 里親の登録及び研修に関すること
- 5 里親会の育成支援に関すること
- 6 庶務事務及び経理事務に関すること
- 7 心理判定及び心理療法に関すること
- 8 被虐待児フォローアップ事業に関すること

こども相談第二課

- 1 市町村の児童家庭相談の支援に関すること
- 2 要保護児童（養護・非行・育成相談等）の相談、調査及び援助に関すること
- 3 児童福祉施設の入所児童及び保護者の調査及び指導に関すること
- 4 里親委託児童及び保護者の調査及び指導に関すること
- 5 一時保護業務に関すること

市町村支援児童福祉司

- 1 市町村の要保護児童対策協議会の支援に関すること（中央児童相談所、五所川原児童相談所兼務）

(3) 内部組織別、職種別職員数 (令和6年4月1日現在)

組織	課名・職名	職種												合計				
		医師	歯科医師	一般事務	心理判定員	保育士	栄養士	獣医師	薬剤師	保健師	診療放射線技師	福祉	農業		運転技能員			
保健総室	総室長	1															1	
	次長								1								1	
	指導予防課	総括主幹			1					1								2
		主幹			2													2
		主査								4		1						5
		主事			1													1
		技師									3							3
		技能技師															2	2
	小計			4					5	3	1					2	15	
	生活衛生課	総括主幹							1									1
		主幹							2						1			3
		主査								1								1
		技師							1	1								2
		主幹専門員								1								1
		主任専門員									1							1
	小計							1	4	3				1			9	
	健康増進課	総括主幹									1							1
		主幹							1									1
主査				2						1							3	
主事				1													1	
技師		1					1			10							12	
専門員																		
小計	1		3				2		12							18		
総室内総数	2		7				3	4	9	15	1		1		2	44		
福祉総室	総室長			1													1	
	次長			1													1	
	福祉調整課	主幹			3													3
		主査			1													1
		主事																
		小計			4													4
	保護課	主幹(課長)			1													1
		主幹			3		1											4
主査				4													4	
主事				5													5	
小計			13		1											14		
総室内総数			19		1											20		
こども相談総室	総室長			1													1	
	こども相談第一課	主幹			1	1												2
		主任専門員			1													1
		主査			1	1												2
		主事				3						1						4
		小計			3	5						1						9
	こども相談第二課	総括主幹			2													2
		主幹			2													2
		主査			1							1						2
		主事			1						(1)	3						4
小計			6								4					10		
総室内総数			10	5							5					20		
地域健康福祉部総数	2		36	5	1	3	4	9	15	1	5	1	2			84		

注：()内は保健総室と兼務職員

4 令和6年度運営方針

(1) 基本方針

地域住民が健康寿命の延伸を目指し、住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる健康なまちづくりを推進するため、市町村や関係機関・団体等と連携し、保健・医療・介護・福祉の向上を図る。

(2) 各総室重点目標及び具体的推進事項

① 保健総室

ア 地域健康福祉部内の連携による組織的な市町村支援と地域への情報発信

県民の命と暮らしを守るための政策を着実かつ効果的に推進していくことが求められており、そのためには、“地域の強み”を発掘し、最大限に活用するための取組が重要となっている。

このため、地域健康福祉部が有する専門的・技術的・広域的機能を活用しながら、支援していくこととする。

イ 健康づくりの推進

地域住民が健康で安心して暮らしていくため、県民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上による生活習慣の改善と適時適切な保健・医療・福祉の総合的かつ一体的な施策推進に向け、市町村や関係機関等との協力体制をより緊密にし、圏域の課題や目的・目標の共有を図りながら、協働して取り組む必要がある。

ウ 感染症対策及び食品・生活衛生対策の充実

新型コロナウイルス感染症5類移行後も、地域住民に対して適切な感染予防対策の協力を求めるとともに、県本庁、市町村及び関係機関との連携を強化し、将来の新興感染症への対応も考慮した情報収集、分析及び医療提供体制の整備等について、適切かつ迅速な対応を図る。

また、他の感染症や食中毒等健康被害の予防対策を推進するとともに、地域住民や関係施設管理者等に対して、感染症、食品・生活衛生に関する正しい知識の普及啓発の強化を図る。

エ 健康危機管理体制の充実

地震、津波及び台風など地域住民の生命や健康に影響を及ぼすおそれがある健康危機の発生時に、迅速かつ的確に対応するため関係機関等との連携を強化し、住民の健康被害の発生を最小限に抑止する。

オ 財務事務の適正執行

財務事務の適正執行に向けた目標を設定し、目標達成を図る。

カ 保健所業務DXの推進

県民の利便性の向上と保健所における業務の効率化を進めるため、DXツールの導入が必要となっている。

② 福祉総室

ア 保健と連携を図った福祉関係各法業務の推進

複雑・多様化かつ複合化する県民ニーズに的確に対応するため、福祉関係各法業務について、保健及び関係機関等と密接に連携して、その迅速かつ適正な実施を図る。

生活保護等各法業務を迅速かつ適正に実施する。

福祉関係各法業務に係る職員の資質向上を図る。

イ 関係機関との連携による地域福祉の推進

地域福祉の主體的な担い手である市町村をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる地域共生社会の実現に向け取り組む。

市町村地域福祉計画の推進を支援する。

郡民生委員・児童委員協議会の運営を積極的に支援する。

管内市町村や社会福祉協議会等と連携し、地域の保健・医療・福祉の向上に資する取組及び多様な担い手による高齢者への生活支援サービス提供体制等の充実・強化に向けて取り組む。

ウ 母子父子寡婦福祉資金等の収入未済解消の促進

母子父子寡婦福祉資金の償還金、生活保護費の返還金等に係る収入未済解消の促進及び徴収事務等における事務処理の適正化を図る。

収納対策検討会議及び債権回収業者（サービサー）を積極的に活用する。

エ 配偶者等暴力（DV）相談支援業務の推進

保健総室、こども相談総室及び警察署等の関係機関との緊密な連携を図る。

市町村虐待防止協議会等への参画及び支援を行う。

③ こども相談総室

ア 相談・援助活動の充実・強化

（ア）虐待相談等各種相談に対し、グループ制による迅速かつ組織的な対応と専門的な相談援助活動を促進する。

（イ）訪問活動の積極的展開及び関係機関との連携強化等により、調査・援助内容を充実させる。

（ウ）日常的なスーパービジョンの実施により、ケースの問題点を的確に捉え、迅速に対応する。

イ 相談対応職員の専門性の向上

（ア）職場内研修の開催、外部研修への参加により、職員の資質向上を促進する。

（イ）法的な問題については、弁護士等の専門家に積極的に相談する。

ウ 子どもを生き育てやすい環境づくり

（ア）市町村に対して児童家庭相談に係る情報提供及び技術的支援を行う。

（イ）市町村児童家庭相談担当職員への研修を実施する。

（ウ）市町村要保護児童対策地域協議会及び民生委員児童委員協議会等への協力・支援を行う。

エ 家庭的養護の推進

（ア）要保護児童を里親等に積極的に委託する。

（イ）フォスタリング機関と連携し、里親制度の普及・新規開拓を目的とした啓発活動、里親会の育成及び活動支援を行う。

（ウ）フォスタリング機関と連携し、里親研修の実施及び里親家庭への訪問活動により里親に対する支援を充実させる。

（エ）施設の里親支援及び里親会との連携を促進する。

(オ) 施設に入所している児童・その保護者の支援及び施設との連携を強化する。

オ 児童福祉施設との連携強化

(ア) 入所児童及び保護者の支援並びに施設との連携を強化する。

(イ) 入所している被虐待児の心理的健康の回復及び治療的な環境づくりを目的として、被虐待児への治療的援助、保護者・施設職員への治療的及び技術的援助を行う。

カ 収入未済解消の促進

滞納理由がそれぞれのケースにより異なることから、ケースに応じた最適な方針に基づく納入指導を行うとともに、現年度の収入未済の発生防止に取り組む。

5 令和6年度各総室行事予定

月	保健総室	福祉総室	こども相談総室
6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・さくらまつり監視月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付審査会（随時） 	
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙週間の普及啓発 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ① 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会総会 ・中南郡民生委員児童委員協議会役員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉週間（5/5～5/11） ・中弘南黒里親会役員会・総会
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生推進員講習会 ・宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・管内行政栄養士連絡調整会議 ・薬物乱用防止指導員地区協議会 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 		<ul style="list-style-type: none"> ・青森県里親連合会里親支援員研修会
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期食品一斉取締り ・食中毒予防キャンペーン ・宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修①） ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ② ・多職種で学び合う事例検討会① ・健康づくりに係る市町村担当者会議 ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会主任児童委員研修会 ・中南地区赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村児童家庭相談担当職員等研修会

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生月間 ・ 毒キノコ食中毒予防月間 ・ 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・ 地域保健関係者研修 (管内保健師業務連絡会議①) ・ 保健協力員連絡会研修会 ・ 第1回母子保健ネットワーク会議 ・ 医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者追悼式 (県・市町村) ・ 中南郡民生委員児童委員協議 会テーマ別研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中弘南黒里親会・西北五 里親会合同交流会
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核予防週間 ・ 毒キノコ食中毒予防月間 ・ 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・ 地域生活支援広域調整会議① ・ 地域保健関係者研修 (新任保健師研修①) ・ 医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老会 (各町村) ・ 第1回地方福祉事務所長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町村児童家庭相談 担当職員等研修会
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健関係者研修 (管内保健師業務連絡会議②) ・ 毒キノコ食中毒予防月間 ・ 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・ 健康福祉部図上訓練 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケ アシステムの構築推進に係る圏域コ アメンバー打合せ③ ・ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ・ 医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親月間

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・津軽地域保健医療推進協議会 ・保健対策部会（津軽地域地域・職域保健連携推進協議会併催） ・第2回母子保健ネットワーク会議 ・多職種で学び合う事例検討会② ・難病患者地域支援対策推進事業（医療相談） ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会（県、市町村） ・中南地区赤十字奉仕団活動研究会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・年末食品一斉取締り ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修③） ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行事務監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親サロン
7年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域生活支援広域調整会議② ・難病在宅ケア推進ネットワーク会議 ・自殺対策地域ネットワーク連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中弘南里親会・西北五里親会合同研修会 ・児童相談所運営指導
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県献血推進員研修会（弘前地区） ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・給食施設栄養管理研修会 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修④） ・精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回地方福祉事務所長会議 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・津軽地域災害医療対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会役員会 	

6 令和6年度相談等日程表

(1) 保健総室

実施項目	実施曜日	受付時間
結核健診（QFT検査）	毎月 2回	9:00～10:30
ウイルス性肝炎検査 （予約制）	5月～11月 第3水曜日 12月～2月 第3水曜日	17:00～18:30 17:00～18:00
エイズ相談 （即日検査・予約制）	5月～11月 第3水曜日 12月～2月 第3水曜日	17:00～18:30 17:00～18:00
精神保健福祉相談（予約制）	偶数月 第2木曜日 第4木曜日 奇数月 第3金曜日	13:00～14:00
結核診査協議会	毎月 第2・4水曜日	14:00～

* 日程は都合により、変更となる場合がある。

(2) 福祉総室

各種相談受付：随時

7 令和5年度歳入・歳出関係

(1) 歳入

(単位：円)

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
民生負担金	12,377,570	4,174,010	1,242,160	6,961,400
児童福祉費	4,535,810	3,977,310	0	558,500
児童心理治療施設等措置費	85,500	58,500	0	27,000
乳児院・助産施設措置費	13,200	0	0	13,200
子ども自立センターみらい費	74,800	74,800	0	0
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	3,861,610	3,343,310	0	518,300
知的障がい児等措置費	500,700	500,700	0	0
過年度収入	7,841,760	196,700	1,242,160	6,402,900
知事部局	7,841,760	196,700	1,242,160	6,402,900
児童心理治療施設等措置費	1,671,000	13,500	162,300	1,495,200
乳児院・助産施設措置費(こども相談総室)	1,191,900	9,000	174,000	1,008,900
子ども自立センターみらい費	27,000	0	0	27,000
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	4,115,910	48,200	874,360	3,193,350
知的障がい児等措置費	835,950	126,000	31,500	678,450
環境保健負担金	0	0	0	0
過年度収入	0	0	0	0
知事部局	0	0	0	0
未熟児等医療給付費	0	0	0	0
環境保健使用料	64,205	64,205	0	0
土地建物等	64,205	64,205	0	0
保健所	64,205	64,205	0	0
総務手数料	24,900	24,900	0	0
証明	24,900	24,900	0	0
総務学事課〔36〕	24,900	24,900	0	0
環境保健手数料	21,283,800	21,283,800	0	0
健康推進費	0	0	0	0
受胎調節認定〔0〕	0	0	0	0
医薬費	5,333,300	5,333,300	0	0
医療施設等許可〔21〕	669,000	669,000	0	0
麻薬免許〔513〕	2,046,300	2,046,300	0	0
医薬品医療機器等〔213〕	2,618,000	2,618,000	0	0
自然保護費	639,400	639,400	0	0
温泉〔23〕	639,400	639,400	0	0
生活衛生費	15,311,100	15,311,100	0	0
食品関係営業許可〔968〕	13,604,700	13,604,700	0	0
興行場営業許可〔2〕	27,600	27,600	0	0
公衆浴場営業許可〔7〕	154,000	154,000	0	0
旅館業営業許可〔5〕	80,800	80,800	0	0
理容所等開設検査〔39〕	624,000	624,000	0	0
クリーニング所開設検査〔5〕	80,000	80,000	0	0
建築物衛生管理業者登録〔20〕	740,000	740,000	0	0

(※) 「目・節・細節・区分」欄の〔 〕内の数値は、証紙収入の件数を表す。

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
物品売払収入	36,000	36,000	0	0
物品	36,000	36,000	0	0
知事部局	36,000	36,000	0	0
公用車売却処分	36,000	36,000	0	0
延滞金	523,080	51,630	21,470	449,980
過年度収入	479,110	36,140	21,470	421,500
知事部局	479,110	36,140	21,470	421,500
延滞金	43,970	15,490	0	28,480
こどもみらい課(児童入所施設負担金)	43,970	15,490	0	28,480
雑入	54,598,299	9,845,648	211,108	44,541,543
総務費	2,314	2,314	0	0
情報公開	0	0	0	0
個人情報保護	2,314	2,314	0	0
民生費	11,535,547	8,237,202	0	3,298,345
生活保護費	11,535,547	8,237,202	0	3,298,345
生活保護費(63条)	10,057,934	7,678,840	0	2,379,094
生活保護費(78条)	430,019	47,643	0	382,376
生活保護費(戻入)	1,047,594	510,719	0	536,875
過年度収入	42,890,371	1,436,225	211,108	41,243,038
知事部局	42,890,371	1,436,225	211,108	41,243,038
生活保護費(63条)	14,066,485	671,201	117,646	13,277,638
生活保護費(78条)	25,719,336	468,725	0	25,250,611
生活保護費(戻入)	3,101,050	296,259	93,362	2,711,429
督促手数料(措置)	3,500	40	100	3,360
雑入	170,067	169,907	0	160
知事部局	170,067	169,907	0	160
光熱水費	134,452	134,452	0	0
有料道路回数券払戻	35,075	35,075	0	0
督促手数料(生保)	0	0	0	0
督促手数料(措置)	540	380	0	160
一般会計計	88,907,854	35,480,193	1,474,738	51,952,923
母子福祉資金貸付金収入	258,455,476	80,803,278	0	177,652,198
現年度収入	74,983,348	66,982,689	0	8,000,659
元金	74,978,908	66,980,438	0	7,998,470
利子	4,440	2,251	0	2,189
過年度収入	183,472,128	13,820,589	0	169,651,539
元金	183,040,746	13,809,453	0	169,231,293
利子	431,382	11,136	0	420,246
寡婦福祉資金貸付金収入	5,342,289	2,005,029	0	3,337,260
現年度収入	1,795,262	1,795,262	0	0
元金	1,795,262	1,795,262	0	0
利子	0	0	0	0
過年度収入	3,547,027	209,767	0	3,337,260
元金	3,358,914	208,934	0	3,149,980
利子	188,113	833	0	187,280

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
父子福祉資金貸付金収入	30,000	30,000	0	0
現年度収入	30,000	30,000	0	0
元金	30,000	30,000	0	0
利子	0	0	0	0
過年度収入	0	0	0	0
元金	0	0	0	0
利子	0	0	0	0
違約金及び延納利息	12,900	12,900	0	0
貸付金償還違約金	12,900	12,900	0	0
雑収入	599,827	7,024	0	592,803
現年度収入	0	0	0	0
過年度収入	599,827	7,024	0	592,803
母子父子寡婦福祉資金特別会計計	264,440,492	82,858,231	0	181,582,261
合計	353,348,346	118,338,424	1,474,738	233,535,184

(2) 歳出

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
社会福祉総務費	2,609,000	2,606,736	2,264
福祉事務所費	3,058,362	3,029,499	28,863
地域福祉費	140,400	140,400	0
老人福祉費	258,200	140,660	117,540
婦人福祉費	131,000	57,456	73,544
女性相談所費	55,000	0	55,000
児童福祉総務費	551,250	311,675	239,575
児童措置費	7,875,400	7,875,268	132
児童相談所費	11,727,250	11,148,977	578,273
障がい児福祉費	5,000	0	5,000
ひとり親家庭等福祉費	93,000	17,000	76,000
生活保護総務費	4,265,000	3,992,578	272,422
扶助費	495,904,000	472,774,628	23,129,372
救助費	120,000	20,000	100,000
結核対策費	2,629,450	1,891,952	737,498
予防費	6,551,900	3,698,154	2,853,746
生活習慣病対策費	1,163,500	1,000,770	162,730
母子保健対策費	324,900	273,710	51,190
精神保健福祉費	1,796,990	1,605,730	191,260
食品衛生費	1,752,000	1,275,691	476,309
生活衛生総務費	759,100	686,638	72,462
生活衛生指導費	173,000	128,214	44,786
保健所費	22,472,455	20,847,333	1,625,122
医務費	585,000	171,950	413,050
薬務費	327,630	273,245	54,385
企画調整費	615,384	584,709	30,675
自然保護総務費	81,000	70,500	10,500
一 般 会 計 計	566,025,171	534,623,473	31,401,698
指導調査費	972,000	972,000	0
母子福祉資金貸付費	5,000,000	540,800	4,459,200
寡婦福祉資金貸付費	500,000	0	500,000
父子福祉資金貸付費	1,500,000	0	1,500,000
母子父子寡婦福祉資金特別会計 計	7,972,000	1,512,800	6,459,200
合 計	573,997,171	536,136,273	37,860,898

(3) 明許繰越費

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
児童福祉総務費	500,000	0	500,000
一 般 会 計 計	500,000	0	500,000
合 計	500,000	0	500,000

第2 各総室の概要

保健総室

(弘前保健所)

1 保健総室（弘前保健所）

I 指導予防課

1 津軽地域保健医療推進協議会	20
2 管内の人口動態統計	21
3 医務業務関係	27
4 感染症予防関係	33
5 結核予防関係	37
6 地域保健関係者研修	44

II 生活衛生課

1 食品衛生関係	45
2 生活衛生関係	53
3 温泉関係	56

III 健康増進課

1 健康づくり推進事業	57
2 母子保健事業	62
3 健康増進事業	68
4 歯科保健事業	70
5 栄養改善指導事業	70
6 精神保健福祉関係	73
7 難病関係	81
8 石綿に係る健康相談等及び被害救済制度に関する申請状況	85
9 保健師業務連絡会議	86
10 保健師の育成支援	86
11 保健協力員の育成支援事業	88
12 医療技術者等の研修・実習	89
13 医療介護連携調整実証事業	89

IV 関係団体等名簿

1 附属機関	91
2 保健所嘱託医師	91
3 津軽地域保健医療推進協議会	92

第2 各総室の概要

1 保健総室（弘前保健所）

I 指導予防課

1 津軽地域保健医療推進協議会

青森県保健医療計画に基づく地域における保健医療活動を効果的に推進するため、二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を設置しており、弘前保健所管内については、津軽地域保健医療推進協議会において、当該計画の試案に反映させるべき地域の課題や取組み、計画の地域における推進に関することを協議することとしている。

また、本協議会には医療対策部会及び保健対策部会を置き、地域における医療対策及び保健対策の推進に関することについて調査協議することとしている。

【開催状況】

	協議会等の名称	開催年月日及び場所	内容
1	津軽地域保健医療推進協議会	書面開催	① 健康津軽21（第2次）の進捗状況及び最終評価について ② 健康津軽21（第2次）最終評価結果報告書(案)について
2	津軽地域保健医療推進協議会保健対策部会	令和5年12月18日(月) 15:00~16:30 弘前商工会議所	〔議事〕 ① 健康津軽21（第2次）の進捗状況及び最終評価について ② 健康津軽21（第2次）最終評価結果報告書(案)について ③ 各機関・団体における今後の健康づくりの取組について

2 管内の人口動態統計

(1) 人口動態の概況

ア 出生

弘前保健所管内の令和4年の出生数は1,375人で、前年比121人の減少となっている。
また、出生率（人口千対）は5.1で、前年比0.4ポイントの減少となっている。

イ 死亡

弘前保健所管内の令和4年の死亡数は4,609人で、前年比315人の増加となっている。
また、死亡率（人口千対）は46.1で、前年比1.4ポイントの増加となっている。

ウ 乳児死亡

弘前保健所管内の令和4年の乳児死亡数は4人（乳児死亡率2.9）で、その内新生児死亡数は1人（新生児死亡率0.7）である。

乳児死亡数は前年比2人減少で、乳児死亡率では前年比1.1ポイントの減少となっている。

エ 自然増加

弘前保健所管内の令和4年の自然増加数は△3,234人（自然増加率△12.1%）で、前年比436人増加し、自然増加率は1.8ポイントの増加となっている。

オ 死産

令和4年における管内の死産数は34件で、前年比4件の増加となっている。

カ 婚姻・離婚

令和4年に届出のあった婚姻件数は750件で、前年比55件の減少となっている。

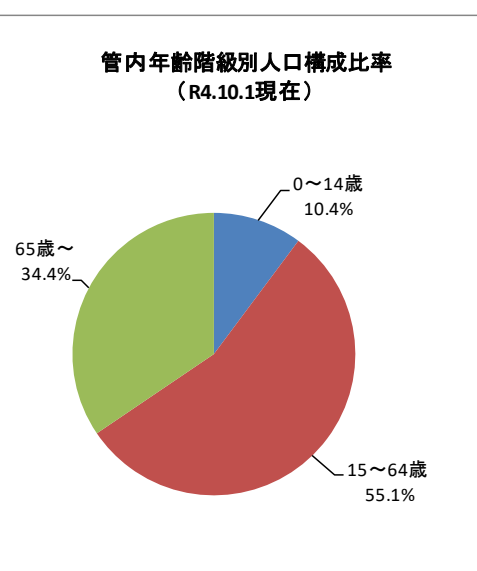
また、同年中の離婚件数は376件で、前年比42件の減少となっている。

(2) 統計表

管内の人口比率は、4年前に比べて年少人口及び生産年齢人口が減少し老年人口の比率が増加している。

ア 管内市町村別年齢階級別（3区分）人口構成比率（%）

時点	H30. 10. 1			R4. 10. 1		
	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳～	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳～
県 計	10.9	56.5	32.6	10.3	54.8	34.9
管 内 計	10.6	56.9	32.4	10.2	55.3	34.5
弘 前 市	10.7	58.0	31.3	10.2	56.7	33.1
黒 石 市	10.4	57.1	32.5	9.8	54.8	35.4
平 川 市	11.0	55.3	33.8	10.8	53.4	35.8
西目屋村	10.8	51.0	38.3	11.6	48.3	40.1
藤 崎 町	11.9	56.1	32.0	11.5	54.9	33.6
大 鰐 町	7.6	50.5	41.8	6.9	48.5	44.5
田舎館村	11.5	53.9	34.6	11.4	51.5	37.1
板 柳 町	10.0	53.5	36.6	9.2	51.7	39.1



※第6表から集計（管内計だけは、市町村の年齢階級別の推計人口から算出）

（注）青森県推計人口年報による。

イ 管内市町村別人口の推移

市町村	時 点	R1. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1	R4. 10. 1	R5. 10. 1
県 計	人 口	1,246,291	1,237,984	1,221,305	1,204,343	1,184,558
	男	585,461	578,175	575,531	567,893	558,746
	女	660,830	652,540	645,774	636,450	625,812
	世帯数	515,482	511,526	511,448	512,061	510,904
管 内 計	人 口	278,950	275,704	271,849	268,164	264,265
	男	128,027	126,522	125,117	123,478	121,717
	女	150,923	149,182	146,732	144,686	142,546
	世帯数	110,555	111,065	108,254	108,575	108,705
弘 前 市	人 口	170,556	168,886	166,469	164,292	161,998
	男	78,084	77,266	76,328	75,359	74,348
	女	92,472	91,600	90,141	88,933	87,650
	世帯数	72,037	71,022	71,034	71,155	71,120
黒 石 市	人 口	32,284	31,813	31,337	30,929	30,442
	男	14,888	14,705	14,532	14,301	14,068
	女	17,396	17,108	16,805	16,628	16,374
	世帯数	11,951	11,661	11,630	11,736	11,820
平 川 市	人 口	30,775	30,421	30,283	29,977	29,548
	男	14,263	14,132	14,084	13,965	13,775
	女	16,512	16,289	16,199	16,012	15,773
	世帯数	10,425	10,049	10,112	10,175	10,250
西目屋村	人 口	1,360	1,319	1,244	1,212	1,185
	男	664	642	579	561	544
	女	696	677	665	651	641
	世帯数	502	437	434	433	423
藤 崎 町	人 口	14,725	14,541	14,411	14,293	14,181
	男	6,794	6,693	6,682	6,643	6,612
	女	7,931	7,848	7,729	7,650	7,569
	世帯数	5,131	4,965	4,973	5,012	5,045
大 鱈 町	人 口	8,757	8,544	8,428	8,192	7,969
	男	3,933	3,840	3,822	3,728	3,631
	女	4,824	4,704	4,606	4,464	4,338
	世帯数	3,337	3,228	3,197	3,174	3,128
田舎館村	人 口	7,475	7,387	7,212	7,071	6,987
	男	3,491	3,451	3,391	3,331	3,279
	女	3,984	3,986	3,821	3,740	3,708
	世帯数	2,500	2,401	2,406	2,415	2,458
板 柳 町	人 口	13,018	12,763	12,465	12,198	11,955
	男	5,910	5,793	5,699	5,590	5,460
	女	7,108	6,970	6,766	6,608	6,495
	世帯数	4,672	4,476	4,468	4,475	4,461

(注) 青森県人口移動統計調査による各年10月1日現在の推計

ウ 人口動態総覧（市町村別・年次別）

市町村	年次	出生						死亡							
		総数	率	男	女	2,500g未満の出生(再掲)		総数	率	男	女	乳児死亡(再掲)			
						総数	割合					総数	率	新生児死亡(再掲)	
														総数	率
県計	30	7,803	6.2	3,980	3,823	774	9.9	17,936	14.3	8,925	9,011	15	1.9	10	1.3
	元	7,170	5.8	3,682	3,488	683	9.5	18,424	14.9	9,286	9,138	23	3.2	15	2.1
	2	6,837	5.5	3,493	3,344	591	8.6	17,905	14.5	8,942	8,963	18	2.6	15	2.2
	3	6,513	5.4	3,386	3,127	595	9.1	18,785	15.4	9,230	9,555	11	1.7	3	0.5
	4	5,985	5.0	3,055	2,930	539	9.0	20,117	16.8	9,754	10,363	9	1.5	4	0.7
管内計	30	1,733	6.1	892	841	177	10.2	4,016	14.2	1,977	2,039	6	3.5	4	2
	元	1,581	5.7	838	743	157	9.9	4,157	14.9	2,037	2,120	5	3.2	2	1.3
	2	1,602	5.8	827	775	132	8.2	4,171	15.2	2,016	2,155	6	3.7	6	3.7
	3	1,496	5.5	794	702	152	10.2	4,294	15.8	2,031	2,263	6	4.0	2	1.3
	4	1,375	5.1	686	689	108	7.9	4,609	17.2	2,201	2,408	4	2.9	1	0.7
弘前市	30	1,110	6.4	572	538	114	10.3	2,317	13.4	1,141	1,176	3	2.7	3	3
	元	999	5.9	527	472	102	10.2	2,443	14.3	1,209	1,234	1	1.0	1	1.0
	2	1,041	6.2	535	506	92	8.8	2,435	14.5	1,187	1,248	3	2.9	3	3
	3	937	5.6	497	440	97	10.4	2,593	15.6	1,240	1,353	4	4.3	1	1.1
	4	857	5.2	430	427	67	7.8	2,699	16.4	1,315	1,384	4	4.7	1	1.2
黒石市	30	168	5.1	86	82	11	6.5	483	14.5	240	243	-	-	-	-
	元	205	6.3	105	100	14	6.8	492	15.0	250	242	-	-	-	-
	2	188	5.8	109	79	19	10.1	468	14.5	228	240	1	5	-	-
	3	165	5.2	82	83	11	6.7	488	15.3	239	249	2	12	2	12.1
	4	142	4.6	70	72	6	4.2	502	16.2	250	252	-	-	-	-
平川市	30	160	5.1	88	72	21	13.1	455	14.6	220	235	1	6.3	-	-
	元	166	5.4	87	79	13	7.8	455	14.8	215	240	1	6	-	-
	2	151	4.9	80	71	15	9.9	484	15.9	222	262	1	7	1	7
	3	170	5.6	81	89	21	12.4	455	15.0	213	242	1	6	-	-
	4	152	5.1	79	73	13	8.6	495	16.5	234	261	-	-	-	-
西目屋村	30	6	4.5	3	3	-	-	26	19.4	14	12	-	-	-	-
	元	7	5.1	3	4	1	14.3	19	14.0	10	9	-	-	-	-
	2	4	3.2	1	3	-	-	27	21.3	14	13	-	-	-	-
	3	5	4.0	2	3	1	20.0	17	13.7	8	9	-	-	-	-
	4	7	5.8	4	3	1	14.3	33	27.2	14	19	-	-	-	-
藤崎町	30	113	7.6	58	55	11	9.7	216	14.6	105	111	1	9	1	9
	元	89	6.0	46	43	6	6.7	232	15.8	113	119	-	-	-	-
	2	98	6.7	47	51	10	10.2	213	14.6	105	108	-	-	-	-
	3	82	5.7	53	29	6	7.3	217	15.1	102	115	-	-	-	-
	4	97	6.8	53	44	9	9.3	240	16.8	103	137	-	-	-	-
大鱒町	30	30	3.3	10	20	3	10.0	154	17.2	70	84	-	-	-	-
	元	33	3.8	13	20	4	12.1	190	21.7	90	100	1	30	-	-
	2	35	4.0	17	18	1	2.9	171	19.7	74	97	-	-	-	-
	3	25	3.0	16	9	3	12.0	185	22.0	99	86	-	-	-	-
	4	21	2.6	10	11	1	4.8	226	27.6	96	130	-	-	-	-
田舎館村	30	45	5.9	21	24	9	20.0	130	17.2	69	61	1	22.2	-	-
	元	37	4.9	16	21	5	13.5	137	18.3	66	71	1	27	1	27
	2	49	6.7	28	21	2	4.1	125	17.1	57	68	-	-	-	-
	3	42	5.8	22	20	4	9.5	128	17.7	50	78	-	-	-	-
	4	48	6.8	16	32	7	14.6	156	22.1	74	82	-	-	-	-
板柳町	30	64	4.8	35	29	5	7.8	226	17.0	108	118	-	-	-	-
	元	62	4.8	37	25	7	11.3	213	16.4	106	107	-	-	-	-
	2	59	4.7	37	22	1	1.7	228	18.0	118	110	-	-	-	-
	3	60	4.8	26	34	6	10.0	224	18.0	108	116	-	-	-	-
	4	51	4.2	24	27	4	7.8	258	21.2	115	143	-	-	-	-

(注) 令和4年青森県保健統計年報による

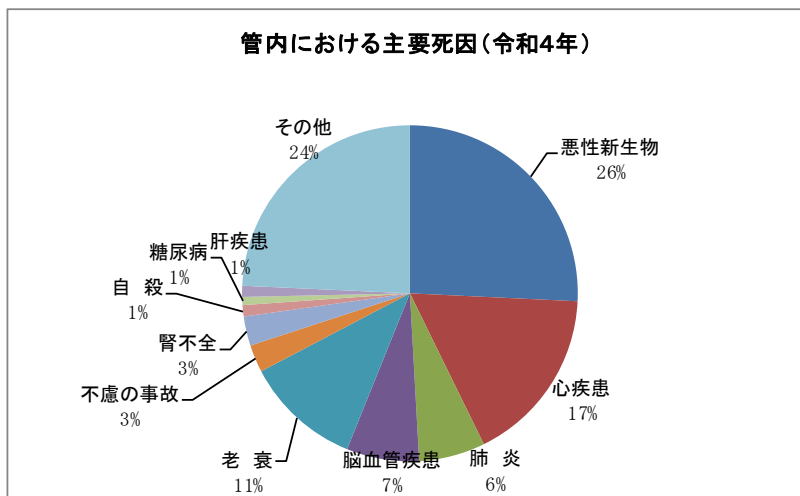
自然増加		死産						周産期死亡		婚姻		離婚	
総数	率	総数	率	自然	率	人工	率	総数	率	件数	率	件数	率
△ 10,133	△ 8.1	191	23.9	91	11.4	100	12.5	21	2.7	4,737	3.8	2,022	1.61
△ 11,254	△ 9.1	168	22.9	88	12.0	80	10.9	36	5.0	4,601	3.7	2,009	1.62
△ 11,068	△ 9.0	145	20.8	87	12.5	58	8.3	32	4.7	4,032	3.3	1,915	1.55
△ 12,272	△ 10.1	150	22.5	78	11.7	72	10.8	25	3.8	3,736	3.1	1,783	1.47
△ 14,132	△ 11.8	158	25.7	66	10.7	92	15.0	19	3.2	3,656	3.1	1,664	1.39
△ 2,283	△ 8.1	43	24.2	19	10.7	24	13.5	5	2.9	1,020	3.6	400	1.42
△ 2,576	△ 9.2	35	21.7	15	9.3	20	12.4	8	5.0	987	3.5	419	1.50
△ 2,569	△ 9.4	38	23.2	24	14.6	14	8.5	9	5.6	853	3.1	413	1.50
△ 2,798	△ 10.3	30	19.7	17	11.1	13	8.5	8	5.3	805	3.0	418	1.54
△ 3,234	△ 12.1	34	24.1	17		17		7	5.1	750	2.8	376	1.40
△ 1,207	△ 7.0	29	25.5	12	10.5	17	14.9	3	2.7	675	3.9	238	1.38
△ 1,444	△ 8.5	24	23.5	11	10.8	13	12.7	5	5.0	657	3.9	276	1.62
△ 1,394	△ 8.3	23	21.6	12	11.3	11	10.3	5	4.8	546	3.3	262	1.56
△ 1,656	△ 9.9	21	21.9	13	13.6	8	8.4	7	7.4	541	3.2	253	1.52
△ 1,842	△ 11.2	20	22.8	11	12.5	9	10.3	5	5.8	483	2.9	234	1.42
△ 287	△ 8.8	5	23.8	-	-	5	23.8	-	-	119	3.6	50	1.53
△ 280	△ 8.7	2	10.5	-	-	2	10.5	-	-	96	3.0	44	1.36
△ 323	△ 10.1	5	29.4	5	29.4	-	-	3	18	100	3.1	42	1.32
△ 300	△ 9.6	4	22.3	2		2		1	5.7	94	3.0	57	1.82
△ 360	△ 11.6	4	27.4	2	13.7	2	13.7	-	-	91	2.9	43	1.39
△ 295	△ 9.5	5	30.3	4	24.2	1	6.1	1	6	87	2.8	41	1.32
△ 289	△ 9.4	4	23.5	1	5.9	3	17.6	-	-	95	3.1	45	1.46
△ 333	△ 10.9	7	44.3	4	25.3	3	19.0	1	7	76	2.5	41	1.34
△ 285	△ 9.4	2	11.6	1	5.8	1	5.8	-	-	68	2.2	52	1.72
△ 343	△ 11.4	7	44.0	2	12.6	5	31.4	-	-	70	2.3	36	1.20
△ 20	△ 14.9	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3.0	4	2.99
△ 12	△ 8.8	1	125.0	-	-	1	125	-	-	-	-	1	0.74
△ 23	△ 18.2	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2.4	3	2
△ 12	△ 9.6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2.4	1	0.80
△ 26	△ 21.5	1	125.0	1	125.0	-	-	1	125.0	3	2.5	4	3.30
△ 103	△ 6.9	1	8.8	-	-	1	9	1	9	44	3.0	21	1.42
△ 143	△ 9.7	2	22.0	2	22	-	-	2	22	51	3.5	26	1.77
△ 115	△ 7.9	1	10.1	1	10.1	-	-	-	-	43	3.0	19	1.31
△ 135	△ 9.4	1	12.0	-	-	1	12.0	-	-	38	2.6	16	1.11
△ 143	△ 10.0	1	10.2	1	10.2	-	-	1	10.2	42	2.9	16	1.12
△ 124	△ 13.8	-	-	-	-	-	-	-	-	34	3.8	17	1.89
△ 157	△ 17.9	1	29.4	-	-	1	29.4	-	-	25	2.9	7	0.80
△ 136	△ 15.7	-	-	-	-	-	-	-	-	28	3.2	13	1.50
△ 160	△ 19.0	1	38.5	-	-	1	38.5	-	-	18	2.1	8	0.95
△ 205	△ 25.0	1	45.5	-	-	1	45.5	-	-	16	2.0	8	0.98
△ 85	△ 11.2	1	22	1	22	-	-	-	-	19	2.5	7	0.92
△ 100	△ 13.4	-	-	-	-	-	-	1	27	24	3.2	8	1.07
△ 76	△ 10.4	1	20.0	1	20.0	-	-	-	-	21	2.9	12	1.64
△ 86	△ 11.9	-	-	-	-	-	-	-	-	18	2.5	12	1.66
△ 108	△ 15.3	-	-	-	-	-	-	-	-	20	2.8	13	1.84
△ 162	△ 12.2	2	30.3	2	30.3	-	-	-	-	38	2.9	22	1.66
△ 151	△ 11.6	1	15.9	1	16	-	-	-	-	39	3.0	12	0.92
△ 169	△ 13.3	1	16.7	1	16.7	-	-	-	-	36	2.8	21	1.66
△ 164	△ 13.2	1	16.4	1	16.4	-	-	-	-	25	2.0	19	1.52
△ 207	△ 17.0	-	-	-	-	-	-	-	-	25	2.0	22	1.80

(注) 令和4年青森県保健統計年報による

エ 管内における令和4年主要死因別一覧表

種別	市町村	県計	管内計	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
総死亡数		20,117	4,609	2,699	502	495	33	240	226	156	258
悪性新生物		5,051	1,187	720	127	122	7	51	60	41	59
心疾患		2,955	783	416	82	93	9	48	40	36	59
肺炎		1,174	294	164	25	51	1	17	7	7	22
脳血管疾患		1,486	322	189	41	27	4	18	17	11	15
老衰		2,222	517	345	37	48	2	32	22	16	15
不慮の事故		607	122	76	8	15	1	8	5	3	6
腎不全		510	130	68	24	12	1	7	5	5	8
自殺		242	50	26	6	5	-	-	7	5	1
糖尿病		267	36	19	6	2	-	4	3	2	-
肝疾患		213	49	23	8	3	-	2	6	2	5
その他		5,390	1,119	653	138	117	8	53	54	28	68

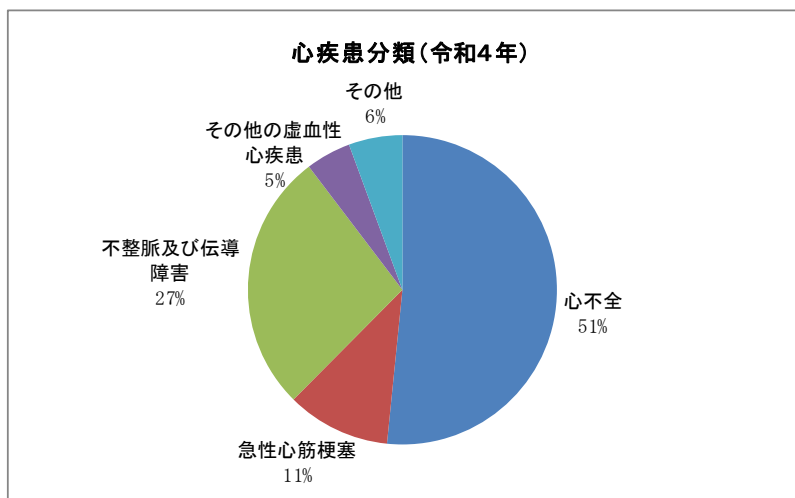
(注) 令和4年青森県保健統計年報による



オ 令和4年心疾患による市町村別死亡数

種別	市町村	総数	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
心不全		404	213	42	52	5	23	23	22	24
急性心筋梗塞		85	35	10	10	1	5	7	6	11
不整脈及び伝導障害		213	124	19	23	2	9	8	7	21
その他の虚血性心疾患		37	23	6	4	-	4	-	-	-
その他		44	21	5	4	1	7	2	1	3
計		783	416	82	93	9	48	40	36	59

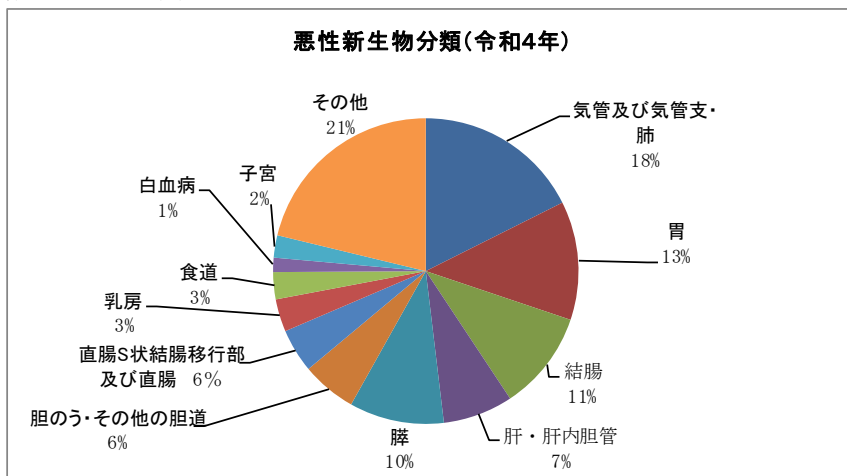
(注) 令和4年青森県保健統計年報による



カ 令和4年悪性新生物による市町村別死亡数

種別	市町村	総数	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
気管及び気管支・肺		209	123	22	15	-	12	11	13	13
胃		149	87	23	15	1	7	6	3	7
結腸		125	73	18	16	-	4	3	7	4
肝・肝内胆管		88	61	5	8	1	-	7	2	4
膵		119	71	9	16	2	6	5	3	7
胆のう・その他の胆道		69	43	7	5	1	5	3	2	3
直腸S状結腸移行部及び直腸		55	37	6	4	-	2	2	2	2
乳房		41	29	3	3	-	1	1	1	3
食道		34	24	3	6	-	-	1	-	-
白血病		18	11	-	2	-	2	2	-	1
子宮		28	18	3	-	1	1	2	-	3
その他		252	143	28	32	1	11	17	8	12
計		1,187	720	127	122	7	51	60	41	59

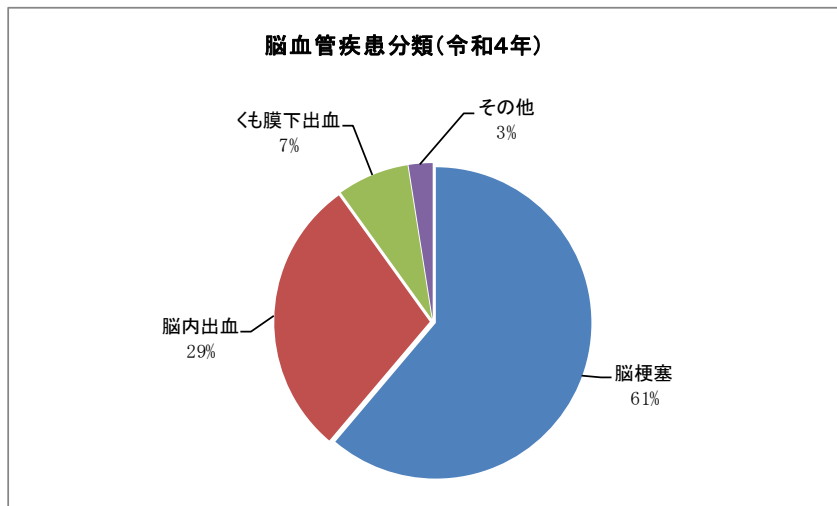
(注) 令和4年青森県保健統計年報による



キ 令和4年脳血管疾患による市町村別死亡数

種別	市町村	総数	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町
脳梗塞		197	122	24	15	3	11	11	6	5
脳内出血		93	49	12	10	1	5	6	3	7
くも膜下出血		24	15	4	1	-	2	-	-	2
その他		8	3	1	1	-	-	-	2	1
計		322	189	41	27	4	18	17	11	15

(注) 令和4年青森県保健統計年報による



3 医務業務関係

(1) 医療施設等の状況

ア 医療施設等数

令和6年4月1日現在、病院は1施設減であり、一般病床数87床減、療養病床57床増、精神病床18床減及び感染症病床2床減となり総病床数は50床減となった。

診療所は、無床診療所は4施設減、有床診療所は増減なしであり、総病床数は3床の減となった。

また、歯科診療所は9施設減となった。

歯科技工所、衛生検査所及び助産所に増減はなく、施術所は11施設減となった。

区 分	総 数	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鰐 町	田 舎 館 村	板 柳 町
病 院	19	14	3			1			1
病 床 数	4,004	3,140	638			149			77
一 般	2,544	2,093	299			107			45
療 養	605	360	171			42			32
精 神	851	683	168						
結 核									
感 染 症	4	4							
診療所無床	171	125	15	15	1	6	5	1	3
診療所有床	37	32		1			1	1	2
病 床 数	475	382		19			19	19	36
一 般	451	358		19			19	19	36
療 養	24	24							
歯科診療所	113	85	9	8		4	2		5
助 産 所	3	2		1					
施 術 所	168	110	19	16		8	5	4	6
歯科技工所	36	16	13	2		1		1	3
衛生検査所	5	5							

(注) 令和6年4月1日現在

イ 医師・歯科医師・薬剤師数

(人)

区 分	総 数	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鰐 町	田 舎 館 村	板 柳 町
医 師	954	842	56	18	0	19	10	1	8
歯 科 医 師	196	146	12	10	0	17	3	1	7
薬 剤 師	578	474	48	20	0	19	9	0	8

(注) 令和2年青森県保健統計年報より

(2) 医療監視の状況

令和元年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、医療機関における書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで立入検査を実施したものとみなしていたが、令和5年度は令和元年度以前と同様に立入検査を実施した。

年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対 象 施設数	監視実施数 実施率 (%)
病 院	21	0	20	0	19	19
		-		-		100.0
一般診療所	214	2	210	4	210	45
		0.9		1.9		21.4
歯科診療所	124	1	122	2	114	23
		0.8		1.6		20.2
助 産 所	2	0	2	0	2	0
		-		-		-
施 術 所	182	7	176	20	168	17
		3.8		11.4		10.1

※「対象施設数」は、令和6年3月31日現在である。

(3) 救急医療機関の状況

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令）に基づいて、医療機関の申し出を受けて知事が救急病院、救急診療所として認定している。令和6年4月現在、次の12施設が認定を受けている。

No	施設名	所在地	告示年月日	TEL
1	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野町1	R5. 3. 10	32-4311
2	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53	R5. 2. 6	33-5111
3	弘前中央病院	弘前市大字吉野町3-1	R5.12.27	36-7111
4	津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字扇町二丁目2-2	R5. 9.29	55-7717
5	弘前メディカルセンター	弘前市大字大町二丁目2-9	R5. 2. 6	35-1511
6	医療法人弘愛会 弘愛会病院	弘前市大字宮川三丁目1-4	R5. 2. 6	33-2871
7	医療法人元秀会 弘前小野病院	弘前市大字和泉二丁目19の1	R5. 2. 6	27-1431
8	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	弘前市大字扇町一丁目2の1	R5. 8. 4	28-8220
9	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目70	R5. 2. 6	52-2121
10	ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田2-1	R5. 2. 6	65-3771
11	国民健康保険板柳中央病院	板柳町大字灰沼字岩井74の2	R5. 2. 6	73-3231
12	鳴海病院	弘前市大字品川町19	R5.10.25	32-5211

令和6年4月1日現在

(4) 医薬品販売業者等数

薬局の施設数については、医薬分業も落ち着き、横ばい状態である。医薬品販売業も同様の状態にある。

区 分	総 数	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	藤 崎 町	大 鰐 町	田 舎 館 村	板 柳 町
薬 局	161	123	14	10		5	5		4
卸 売 販 売 業	33	29	2			1		1	
旧 薬 種 商 販 売 業	0	0							
店 舗 販 売 業	84	51	8	12		4	2		7
配 置 販 売 業	10	9	1						
医 薬 品 製 造 業	2	2							
薬 局 医 薬 品 製 造 業	7	5		1		1			
化 粧 品 製 造 業	4	4							
医 療 機 器 製 造 業	7	3	2	1					1
医 療 機 器 修 理 業	27	25				1		1	
高度管理医療機器等販売業等 (合計)	181	154	15	6		2	1	1	2
高度管理医療機器等販売業	104	87	11	2		1	1	1	1
高度管理医療機器等販売業貸与業	77	67	4	4		1			1
再生医療等製品販売業	7	7							
管理医療機器販売業等 (合計)	678	466	73	56	1	26	18	9	29
管 理 医 療 機 器 販 売 業	607	409	67	52	1	24	16	9	29
管 理 医 療 機 器 貸 与 業	6	6							
管 理 医 療 機 器 販 売 業 貸 与 業	65	51	6	4		2	2		
毒 物 劇 物 販 売 業 (合計)	165	103	14	18	1	8	6	2	13
一 般	82	59	6	5		2	4	1	5
農 業 用 品 目	79	40	8	13	1	6	2	1	8
特 定 品 目	5	5							
毒 物 劇 物 製 造 業	2	1		0				1	
特 定 毒 物 研 究 者	4	1		3					
毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	9	7	0	2					
麻 薬 卸 売 業	5	5							
麻 薬 小 売 業	150	114	14	10		4	4		4

(注) 令和6年4月1日現在

(5) 薬事監視状況

毎年度、監視目標を設定し、計画的な監視指導に努めている。

年度 区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	対象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対象 施設数	監視実施数 実施率 (%)	対象 施設数	監視実施数 実施率 (%)
薬局	156	21	157	68	161	94
		13.5		43.3		58.4
卸売業	34	0	34	19	33	32
		—		55.8		97.0
旧薬種商業	2	0	1	0	0	1
		—		—		100
店舗販売業	77	2	81	36	84	27
		2.6		44.4		32.1
配置販売業	10	0	10	0	10	1
		—		—		10.0
特例販売業	0	0	0	0	0	0
		—		—		—
医薬品業	2	0	2	0	2	0
		—		—		—
薬局医薬品業	7	0	7	2	7	1
		—		28.5		14.3
化粧品業	4	0	4	0	4	1
		—		—		25.0
医療機器業	7	0	7	0	7	0
		—		—		—
医療機器業	27	0	28	17	27	13
		—		60.7		48.0
高度管理医療機器等販売業	175	11	177	92	181	98
		6.3		51.9		54.1
管理医療機器等販売業	683	0	682	9	678	18
		—		1.3		2.7
毒物劇物業	85	4	82	33	82	44
		4.7		40.2		53.6
毒物劇物農業用品目販売業	84	0	82	19	79	29
		—		23.1		36.7
毒物劇物特定品目販売業	6	0	5	1	5	0
		—		20.0		—
毒物劇物製造業	4	2	3	0	2	0
		50		—		—
特定毒物研究者	4	0	4	0	4	1
		—		—		25.0
毒物劇物業務上取扱者	10	0	9	1	9	0
		—		11.1		—
麻薬取扱施設	285	35	287	84	295	165
		12.3		29.2		55.9

※「対象施設数」は、年度末現在である。

(6) 野生大麻、けしの除去状況

管内における野生大麻及びけし除去の過去3年間の実績について、今後も啓発啓蒙活動を関係機関の協力を受けながら実施する。

ア 野生大麻除去本数

(本/か所)

年度 区分	3	4	5
管内	0	0	0
県内	48,239 / 153	47,417 / 116	947,518 / 223

イ けし除去本数

(本/か所)

年度 区分	3	4	5
管内	1,900 / 8	1,080 / 10	1,459 / 12
県内	10,442 / 275	2,895 / 176	3,095 / 119

(7) 献血状況

献血思想の啓発啓蒙を地域住民に働きかけるなど献血者確保の推進に努めている。

管内における令和5年度の赤十字血液センターの移動採血車による採血実績は、2,263人となり、目標達成率は、全血献血においては56.0%となっている。

区分 市町村	令和5年度実績			令和5年度 目標(%)	令和5年度 目標達成率(%)
	全血献血(人)		確保量 (%)	全血	全血
	200mL	400mL			
弘前市	73	1,366	561.0	1044.0	53.7
黒石市	14	312	127.6	156.6	81.5
平川市	5	138	56.2	121.8	46.1
西目屋村	0	33	13.2	17.4	75.9
藤崎町	0	108	43.2	69.6	62.1
大鱈町	0	69	27.6	52.2	52.9
田舎館村	0	77	30.8	52.2	59.0
板柳町	0	68	27.2	69.6	39.1
管内計	92	2,171	886.8	1,583.4	56.0
青森県	651	16,336	6,664.6	9,570.0	69.6

4 感染症予防関係

(1) エイズ予防・ウイルス性肝炎検査関係

エイズ、性感染症、肝炎の予防及び蔓延防止を図るため、正しい知識の普及や電話・来所相談及び検査を実施している。

検査は、H I V抗体検査のほか、性器クラミジア抗体検査及び梅毒血清検査を実施している。H I V検査は平成23年2月より即日検査を導入した。令和3年度からインターネット予約が開始となったが、令和4年度はコロナの流行に伴い検査実施の見通しが立たないため一部受付を中止していた。なお、令和5年5月からは夜間検査の月1回に限定して再開し、インターネット予約も再開している。

ウイルス性肝炎検査(HB s抗体、H C V抗体)は、平成19年10月9日から有料で実施していたが、平成23年4月から無料となった。平成20年4月からは肝炎総合対策事業により、医療機関におけるウイルス性肝炎無料検査が開始されている。

年度	電話相談						検査件数					
	H I V/エイズ		その他感染症		肝炎		H I V		その他感染症		肝炎	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
5	16	5	20	7	4	4	35	22	32	22	2	4
4	5	3	5	2	0	1	3	5	3	5	0	0
3	6	1	10	4	3	1	36	21	33	21	1	1

(2) 感染症発生状況

次ページ以下のとおり。

ア 全数報告疾患

疾患名		報告件数			疾患名		報告件数							
		5年	4年	3年			5年	4年	3年					
1類	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 	0	0	0	4類	つつが虫病	0	2	3					
						レジオネラ症	4	1	5					
					2類	結核※5（1）に記載 <ul style="list-style-type: none"> ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群 ・中東呼吸器症候群 ・鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） 	0	0	0	5類	アメーバ赤痢	0	1	0
											ウイルス性肝炎（A, E型を除く）	1	1	0
											カルバペネム耐性腸内細菌感染症	12	4	2
											クロイツフェルト・ヤコブ病	3	3	2
											劇症型溶血性レンサ球菌感染症	9	10	5
後天性免疫不全症候群	0	1	3											
侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	1											
侵襲性肺炎球菌感染症	3	4	1											
水痘（入院例に限る）	1	0	1											
播種性クリプトコックス症	0	0	1											
3類	コレラ	0	0	0	新型インフルエンザ等感染症	破傷風	3	0	0					
	細菌性赤痢	0	0	0		梅毒	2	8	2					
	腸管出血性大腸菌感染症	2	4	7		百日咳	1	0	0					
	腸チフス	0	0	0		新型コロナウイルス感染症 ※R5. 5. 8～ 5類(定点報告)に変更	300	44300	1275					
	パラチフス	0	0	0										

※4類と5類は報告があった疾患のみ記載

イ 定点報告疾患（年次別）：5類

(ア) 週単位報告：指定医療機関

(インフルエンザ/新型コロナウイルス感染症 13(内科5・小児科8)、眼科3、基幹1)

疾患名	報告件数			疾患名	報告件数		
	5年	4年	3年		5年	4年	3年
インフルエンザ	3831	23	3	流行性耳下腺炎	11	3	5
RSウイルス感染症	173	123	125	急性出血性結膜炎	5	0	0
咽頭結膜熱	159	36	75	流行性角結膜炎	10	1	9
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	232	21	86	細菌性髄膜炎	1	0	1
感染性胃腸炎	1553	1033	232	無菌性髄膜炎	1	1	0
水痘	26	21	29	マイコプラズマ肺炎	2	0	1
手足口病	163	569	13	クラミジア肺炎 (オウム病を除く)	0	0	0
伝染性紅斑	3	5	2	感染性胃腸炎(病原体 がロタウイルスである ものに限る)	0	0	0
突発性発しん	65	94	109	新型コロナウイルス感 染症	2502	/	/
ヘルパンギーナ	474	83	19	※R5.5.8～ 5類(定点報告)に変更			

(イ) 月単位報告：指定医療機関（STD3、基幹1）

a STD発生状況

疾患名	報告件数		
	5年	4年	3年
性器クラミジア感染症	19	36	48
性器ヘルペスウイルス感染症	7	31	17
尖形コンジローマ	5	5	3
淋菌感染症	6	9	6

b 薬剤耐性菌発生状況

疾患名	報告件数		
	5年	4年	3年
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	21	14	13
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症	0	0	0

(3) 感染症診査協議会（新型コロナウイルス関係）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、人権尊重の観点から、就業制限、入院勧告及び入院期間の延長、並びに費用の負担に関する必要な事項を審議する。

区分 年度	開催回数(回)	届出件数(件)
5年度	1	540
4年度	2	44160
3年度	2	1275

(4) 新型インフルエンザ対策

平成 25 年度に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の策定、それに基づく新型インフルエンザ等対策青森県行動計画が制定された。また、平成 26 年 10 月には、県新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療提供版】、平成 27 年 2 月には同マニュアル【社会対応版】が作成された。

これらを踏まえ、管内では、関係者が現状と課題を共有し、地域における医療の提供体制を整備することを目的として、平成 25 年度及び平成 26 年度に 1 回ずつ津軽地域新型インフルエンザ対策協議会を開催した。

平成 27 年度以降協議会の開催はないが、国や県の動向を踏まえ、今後も必要に応じ委員を招集し、協議会を開催していく。

地域医療提供体制シートについては、毎年、登録医療機関に登録内容の変更を確認し、更新している。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制等に関する会議

管内の病院、郡市医師会、消防本部を対象として、Web による会議を開催し、感染者数やクラスター発生状況等を共有し、入院患者の受入対応や地域の課題解決に向け協議を行った。(令和 5 年度は 20 回開催 ※令和 5 年 9 月末で終了)

(6) 青森県肝炎治療特別促進事業（肝炎治療費助成制度）

将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図ることを目的に、C 型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びに B 型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に要する医療費の一部を助成している。

肝炎治療受給者証申請件数

(件)

年度	インターフェロン治療		インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療	
	C 型	B 型			
令和 5 年度	3 剤除く	0	29	新規	13
	3 剤併用	0		更新	202
令和 4 年度	3 剤除く	0	45	新規	18
	3 剤併用	0		更新	199
令和 3 年度	3 剤除く	0	58	新規	15
	3 剤併用	0		更新	196
令和 2 年度	3 剤除く	0	49	新規	14
	3 剤併用	0		更新	2
令和元年度	3 剤除く	0	92	新規	30
	3 剤併用	0		更新	184

5 結核予防関係

(1) 結核患者登録状況

医師の届出に基づいて、結核発生動向調査システムに入力する事により管内の結核患者の状況を把握し、一連の結核予防対策の実施と患者管理の充実に資している。

ア 新登録患者数

(ア) 活動性分類別、市町村別

令和5年の新登録結核患者数は16人で、昨年より6人減少した。男性が8人、女性が8人となった。活動性分類で見ると、肺結核活動性患者のうち喀痰塗抹陽性患者が2人と全体の12.5%を占めている。

(人)

市町村	総数	計		活 動 性 結 核					潜在性結核感染症 (別掲)
		性 別		肺 結 核 活 動 性			肺外 結核 活動性		
		男	女	喀痰塗抹陽性		その他 の結核菌 陽性			
				初回 治療	再治療			菌陰性 その他	
弘前市	8	4	4	2	0	3	0	3	3
黒石市	2	1	1	0	0	1	0	1	1
平川市	2	0	2	0	0	2	0	0	2
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤崎町	2	2	0	0	0	1	0	1	0
大鱈町	0	0	0	0	0	0	0	0	1
田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板柳町	2	1	1	0	0	1	0	1	0
令和5年	16	8	8	2	0	8	0	6	7
令和4年	22	11	11	4	0	11	2	5	3
令和3年	27	11	16	11	0	7	2	7	11

(イ) 年齢階級別、市町村別

年齢階級別では、新登録結核患者16人のうち、70歳以上が10人と全体の62.5%を占めている。
(人)

市町村	年齢階級										計		
	0 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 69	70 以上	男	女	計
弘前市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	6	4	4	8
									(1)	(2)	(2)	(1)	(3)
黒石市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	2
						(1)						(1)	(1)
平川市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	2
					(1)					(1)	(1)	(1)	(2)
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤崎町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	2
大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
										(1)	(1)		(1)
田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板柳町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	2
令和5年	0	0	0	0	2	2	1	1	0	10	8	8	16
					(1)	(1)			(1)	(4)	(4)	(3)	(7)
令和4年	0	0	0	0	0	1	0	1	2	18	11	11	22
							(1)		(1)	(1)	(2)	(1)	(3)
令和3年	0	0	0	0	2	6	1	1	2	15	11	16	27
					(3)	(6)		(2)			(2)	(9)	(11)

(注) 潜在性結核感染症は () 内に別掲

イ 年末現在登録患者数

(ア) 活動性分類別、市町村別

令和5年末現在の登録患者数43人のうち、男性が25人で58.1%を占めている。活動性分類でみると、活動性結核患者が8人で全体の18.6%を占めている。

(人)

市町村	総数	性別		活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		男	女	肺結核活動性			肺外結核活動性	治療中			観察中	
				登録時喀痰塗抹陽性		登録時 その他の結核菌陽性						
				初回治療	再治療							登録時菌陰性 その他
弘前市	25	14	11	0	0	1	0	1	17	6	0	3
黒石市	5	3	2	0	0	1	0	0	2	2	0	1
平川市	3	1	2	0	0	2	0	0	1	0	2	0
西目屋村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
藤崎町	3	2	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0
大鱈町	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
田舎館村	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
板柳町	3	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0
令和5年	43	25	18	0	0	5	0	3	25	10	2	4
令和4年	53	30	23	0	0	7	1	2	41	2	3	0
令和3年	56	29	27	4	1	2	1	5	37	6	2	0

(イ) 年齢階級別, 市町村別

年齢階級別では、令和5年末現在の登録患者43人のうち、70歳以上が29人で全体の67.4%を占めている。

(人)

市町村	年齢階級										総数		
	0 ～ 4	5 ～ 9	10 ～ 14	15 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 69	70 以上	男	女	計
弘前市	0	0	0	0	1	1	2	1	2	18	14	11	25
									(1)	(2)	(2)	(1)	(3)
黒石市	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	3	2	5
						(1)						(1)	(1)
平川市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	2	3
					(1)					(1)	(1)	(1)	(2)
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
藤崎町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	1	3
大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
田舎館村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
板柳町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1	3
令和5年	0	0	0	0	2	4	3	3	2	29	25	18	43
					(1)	(1)			(1)	(3)	(3)	(3)	(6)
令和4年	0	0	0	0	0	4	2	4	7	36	30	23	53
							(1)		(1)	(1)	(2)	(1)	(3)
令和3年	0	0	0	0	2	4	3	3	9	35	29	27	56
						(1)		(1)			(1)	(1)	(2)

(注) 潜在性結核感染症は () 内に別掲

(ウ) 結核有病率及び罹患率（人口 10 万対）

令和 5 年罹患率は 6.1 であり、前年より 2.1 ポイント減少。有病率は 3.0 であり、前年より 0.7 ポイント減少した。

区 分	人 口(人)	発生患者数(人)	罹 患 率 (人口10万対)	(活動性) 患 者 数(人)	有 病 率 (人口10万対)
弘 前 市	161,998	8	4.9	2	1.2
黒 石 市	30,442	2	6.7	1	3.3
平 川 市	29,548	2	6.8	2	6.8
西目屋村	1,185	0	0	0	0
藤 崎 町	14,181	2	14.1	1	7.1
大 鱈 町	7,969	0	0	0	0
田舎館村	6,987	0	0	0	0
板 柳 町	11,955	2	16.7	2	16.7
令和 5 年	264,265	16	6.1	8	3.0
令和 4 年	268,164	22	8.2	10	3.7
令和 3 年	271,849	27	9.9	13	4.8

人口：10 月 1 日現在

(注 1) 罹患率：(年間新登録患者数) ÷ (人口) × (10万)

(注 2) 有病率：(年末活動性全結核患者) ÷ (人口) × (10万)

(2) 結核定期健康診断実施状況

感染症法第53条の2に基づき事業者、学校長、施設長、市町村長等が実施義務を有する。

ア 一般住民

種別 市町村別	X線検査			精密検査				指導区分		BCG接種		
	対象者数(A)	受診者数(B)	受診率(%) (B)/(A)	対象者数(C)	受診者数(D)	受診率(%) (D)/(C)	菌検査	要医療	要観察	対象者数(E)	接種者数(F)	接種率(%) (F)/(E)
弘前市	56,809	12,689	22.3	350	144	41.1	0	0	0	798	822	103.0
黒石市	10,969	2,468	22.5	29	25	86.2	0	0	0	139	143	102.9
平川市	9,105	2,493	27.4	0	0	0.0	0	0	0	153	155	101.3
西目屋村	477	248	52.0	6	6	100.0	0	0	0	7	7	100.0
藤崎町	4,856	1,959	40.3	34	23	67.6	0	0	0	81	91	112.3
大鰐町	3,816	1,124	29.5	0	0	0.0	0	0	0	19	21	110.5
田舎館村	2,732	925	33.9	3	3	100.0	0	0	0	23	34	147.8
板柳町	4,899	2,457	50.2	96	71	74.0	0	0	0	46	21	45.7
5年度	93,663	24,363	26.0	518	272	52.5	0	0	0	1,266	1,294	102.2
4年度	94,281	24,096	25.6	506	286	56.5	0	0	0	1,365	1,366	100.1
3年度	95,876	23,268	24.3	447	183	40.9	1	0	0	1,740	1,519	87.3

イ その他(事業所他)

種別 実施者	X線検査			精密検査				指導区分		
	対象数(A)	受診者数(B)	受診率(%) (B)/(A)	対象数(C)	受診者数(D)	受診率(%) (D)/(C)	菌検査	要医療	要観察	
事業者	14,140	13,603	96.2	44	41	93.2	1	0	0	
学校長	高校	2,108	2,099	99.6	13	13	100.0	0	0	0
	その他	2,970	2,608	87.8	8	8	100.0	0	0	0
施設の長	1,769	1,640	92.7	122	82	67.2	0	0	0	
5年度	20,987	19,950	95.1	187	147	78.6	1	1	0	
4年度	21,409	20,653	96.5	201	140	69.7	0	0	0	
3年度	18,367	17,706	96.4	175	142	81.1	0	0	0	

(3) 結核診査協議会開催状況

感染症法 18 条の就業制限及び第 20 条の入院勧告、入院延長勧告並びに第 37 条、第 37 条の 2 の申請医療内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。

区分 年度	開設日	開催回数	感染症法 37 条	感染症法 37 条の 2	計
5 年度	月 2 回 第 2・4 水曜日 午後 2 時	19 回	4	37	41
4 年度		14 回	11	38	49
3 年度		19 回	20	52	72

(4) 結核菌遺伝子型別分析

積極的疫学調査の一環として、医療機関や介護施設等で結核患者が発生した場合や集団感染が疑われる場合に感染源・感染経路等の究明のために結核菌遺伝子の型別分析を実施している。

分析法 年度	RFLP法 (結核研究所)	VNTR法 (結核研究所)	VNTR法 (環境保健センター)	計
5 年度	0	0	9	9
4 年度	0	0	7	7
3 年度	0	0	14	14

(5) 訪問等指導状況 (DOTS (直接服薬確認療法) 事業を含む)

結核患者登録後、家庭訪問及び施設・医療機関等へ出向き、感染予防について指導を実施している。

また結核患者が確実に抗結核薬を服用することで、結核のまん延を防止するとともに多剤耐性結核の発生を予防するためDOTS事業に取り組んでいる。(感染症法第 53 条の 14)

ア 家庭訪問及び地域DOTS

件数 年度	延件数	実件数
5 年度	186	50
4 年度	120	24
3 年度	179	32

イ (再掲) 薬局DOTS

平成 25 年度から管内の薬局に協力を依頼し、薬局DOTSを実施している。

件数 年度	延件数	実件数
5 年度	81	14
4 年度	91	15
3 年度	83	18

6 地域保健関係者研修

多様化、高度化する保健ニーズを有する地域住民がより主体的に健康を高め、地域で安心して生活できるよう、その支援者である地域保健関係者が健康な地域づくりを目指して専門的な知識を習得し、生活者重視の視点にたった保健福祉サービスが提供できるように、地域保健関係者の資質向上及び関係者間の連携強化を目的として実施している。

開催年月日	研修等	講師	対象者	受講人数
令和5年 7月28日	第1回新任保健師研修	弘前保健所 次長 高橋 忠仁 健康増進課 総括主幹 青木 範子 弘前児童相談所 主幹 田中 哲司 中南地方福祉事務所 保護課長 秋田 美絵	新採用保健師	7
令和5年 12月19日	第2回新任保健師研修	青森県立精神保健福祉センター 所長 田中 治 保健師支援事業 弘前保健所担当アドバイザー保健師 松坂 育子 弘前保健所 健康増進課 総括主幹 青木 範子	新任保健師 (A-1, A-2)、指導保健師、プリセプター保健師	24
令和5年 8月30日	第1回保健師業務連絡会議	弘前保健所 健康増進課 総括主幹 青木 範子	統括保健師、リーダー保健師	11
令和6年 2月6日	第2回保健師業務連絡会議	弘前保健所 健康増進課 主査 村井 梨沙 技師 五十嵐 早織 技師 安宍 美咲	統括保健師、リーダー保健師、サブリーダー保健師、中堅期保健師	18

II 生活衛生課

1 食品衛生関係

(1) 営業許可を要する業種・施設数・許可件数・監視件数等の状況

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、飲食店等を重点的に監視・指導した。

ア 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(件数)

業 種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分件数							
		継 続	新 規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他 (始末書)	注意又は 勧告件数		
											文 書	口 頭	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	354	138	7	173								
	仕出・弁当	83	32	6	41								
	旅館	50	24	3	33								
	その他	843	368	46	437								
	臨時	329	172	4	91								
調理の機能を有する自動販売機													
	食肉販売業	61	40	11	46								
	魚介類販売業	56	35	8	47								
	魚介類競り売り営業												
	乳処理場	1	1		1								
	食肉処理業	5	2	1	3								
	菓子製造業	176	67	10	86								
	アイスクリーム類製造業	9	5	1	7								
	乳製品製造業	3	2		2								
	清涼飲料水製造業	25	11		13								
	食肉製品製造業	2	2		3								
	水産製品製造業	3	2		2								
	氷雪製造業	1	1		1								
	液卵製造業	1											
	食用油脂製造業												
	みそ又はしょうゆ製造業	6	3		3								
	酒類製造業	11	7		9								
	豆腐製造業												
	納豆製造業	3	1		1								
	麺類製造業	8	4	1	7								
	そうざい製造業	57	17	1	28								
	複合型そうざい製造業												
	冷凍食品製造業	2	1		1								
	複合型冷凍食品製造業												
	漬物製造業	29	13	1	16								
	密封包装食品製造業	33	12	1	18								
	食品の小分け業	2	1		1								
	添加物製造業	3	1		1								
合計 (令和5年度)		2,156	962	101	1,071								
令和4年度		1,295	769	43	799								
令和3年度		569	569		551								

イ 旧食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(件数)

業種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分件数							
		継続	新規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他 (始末書)	注意又は 勧告件数		
											文書	口頭	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	468		154	40								
	仕出・弁当	125		41	20								
	旅館	56		26	15								
	その他	1,033		324	86		1				1		
	臨時	216		130	99								
菓子製造業	354			87	46								
乳処理業				1									
乳製品製造業	1			2	1								
魚介類販売業	80			44	18								
魚介類せり売営業	1				1								
魚肉ねり製品製造業	1												
食品の冷凍又は冷蔵業	9			3	1								
かん詰又はびん詰食品製造業	56			15	8								
喫茶店営業	31			9	2								
あん類製造業	2			2	15								
アイスクリーム類製造業	58			22	11								
食肉処理業	9			1	3								
食肉販売業	72			38	14								
食肉製品製造業	4			2	1								
乳酸菌飲料製造業				1									
食用油脂製造業													
みそ製造業	11			1	1								
しょうゆ製造業	3			3	1								
ソース類製造業	22			3	6								
酒類製造業	11			6	1								
豆腐製造業	7			1	1								
納豆製造業	1			1									
麺類製造業	14			5	2								
そうざい製造業	96			31	22								
添加物製造業	1			1									
清涼飲料水製造業	51			20	15								
氷雪製造業	1			1									
合計(令和5年度)	2,794			975	430		1				1		
令和4年度	3,769			826	363								
令和3年度	4,595	79	87	1,963	415		1				1		

(2) 市町村別営業許可施設数

ア 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(施設数)

市町村 業種		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	※その他	計
		飲食店営業	食堂・レストラン	247	43	25		16	9	6	8
	仕出・弁当	48	15	11	1	2	2	1	3		83
	旅館	33	4	3			9	1			50
	その他	542	96	57		22	23	12	31	60	843
	臨時									329	329
	調理の機能を有する自動販売機										
	食肉販売業	34	6	10		5	1	1	4		61
	魚介類販売業	38	5	5		2	3		2	1	56
	魚介類競り売り営業										
	乳処理場	1									1
	食肉処理業		2	1				2			5
	菓子製造業	101	22	30	2	5	5	7	4		176
	アイスクリーム類製造業	7	1	1							9
	乳製品製造業	2					1				3
	清涼飲料水製造業	12	1	7	1	1			3		25
	食肉製品製造業	1					1				2
	水産製品製造業	2		1							3
	氷雪製造業	1									1
	液卵製造業		1								1
	食用油脂製造業										
	みそ又はしょうゆ製造業	3	1			1	1				6
	酒類製造業	8		1			1		1		11
	豆腐製造業										
	納豆製造業	1	1	1							3
	麺類製造業	7		1							8
	そうざい製造業	35	3	12		1	3	1	2		57
	複合型そうざい製造業										
	冷凍食品製造業			2							2
	複合型冷凍食品製造業										
	漬物製造業	10	5	5	2	5		1	1		29
	密封包装食品製造業	16	1	9	1	1	2	2	1		33
	食品の小分け業	2									2
	添加物製造業	3									3
	合計（令和5年度）	1,154	207	182	7	61	61	34	60	390	2,156
	令和4年度	733	135	108	7	35	33	15	34	195	1,295
	令和3年度	350	57	43	4	15	10	9	22	59	569

(※) その他 営業場所が県内一円（青森市及び八戸市を除く。）の臨時営業及び移動営業である。

イ 旧食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設

(施設数)

市町村 業種		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	※その他	計
		飲食店営業	食堂・レストラン	337	46	27	5	22	7	4	20
	仕出・弁当	66	14	15	1	8	7	8	6		125
	旅館	28	16	5	2		4	1			56
	その他	726	95	83	7	23	21	13	32	33	1,033
	臨時									216	216
菓子製造業		197	34	57	10	18	7	11	15	5	354
乳処理業											
乳製品製造業		1									1
魚介類販売業		48	8	7	1	2	2	1	2	9	80
魚介類せり売営業		1									1
魚肉ねり製品製造業		1									1
食品の冷凍又は冷蔵業		4	3				2				9
缶詰又は瓶詰食品製造業		17	5	20	4	4	1	1	4		56
喫茶店営業		22	4	1		1	1		1	1	31
あん類製造業		2									2
アイスクリーム類製造業		35	6	4	3	5	1	2	2		58
食肉処理業		2	2		1		3	1			9
食肉販売業		47	8	5		5	3	2	2		72
食肉製品製造業		1					2	1			4
乳酸菌飲料製造業											
食用油脂製造業											
みそ製造業		2	1	5				1	2		11
醤油製造業		1		1		1					3
ソース類製造業		7	3	6	2	2			2		22
酒類製造業		8	2		1						11
豆腐製造業		3	2		1			1			7
納豆製造業		1									1
めん類製造業		7	2	1	1	2		1			14
そうざい製造業		46	9	17	4	7	6	4	3		96
添加物製造業				1							1
清涼飲料水製造業		22	6	15	1	1		1	5		51
氷雪製造業		1									1
合計（令和5年度）		1,633	266	270	44	101	67	53	96	264	2,794
令和4年度		2,136	372	366	48	128	111	71	130	407	3,769
令和3年度		2,580	456	429	51	146	134	77	153	569	4,595

(※) その他 営業場所が県内一円（青森市及び八戸市を除く。）の臨時営業及び移動営業である。

(3) 届出を要する食品関係営業施設の状況

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、学校等給食施設や食品販売店の監視・指導を実施した。

業種別		施設数	監視指導件数
魚介類販売業(届出)		115	6
食肉販売業(届出)		174	28
乳類販売業		402	53
氷雪販売業		4	1
カップ式自動販売機(届出)		137	1
弁当販売業		6	1
野菜果物販売業		161	27
米穀類販売業		17	2
通信販売・訪問販売による販売業		5	
コンビニエンスストア		102	22
百貨店・総合スーパー		44	32
自動販売機による販売業(届出)		133	7
その他の食料・飲料販売業		256	62
添加物製造・加工業(届出)		1	
いわゆる健康食品の製造・加工業			
コーヒー製造・加工業(届出)		13	4
農産保存食料品製造・加工業		34	1
調味料製造・加工業		5	
糖類製造・加工業			
精穀・製粉業		6	
製茶業			
海藻製造・加工業			
卵選別包装業		3	1
その他の食料品製造・加工業		100	15
行商		15	8
集団給食施設	学校	24	8
	病院・診察所	5	2
	事業所	3	
	社会福祉施設等	175	2
	その他	15	
器具、容器包装の製造・加工業(届出)		4	
露店、仮設店舗等における飲食の提供(営業以外)			
その他		12	
合計(令和5年度)		1,971	283
令和4年度		1,916	192

(4) 食品の収去検査実施状況

「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、流通する食品の安全性を確保するために収去検査を実施した。

検査	検査した 収去検体数			理化学的検査						微生物学的検査						その他	
				良			不良			良			不良			良	不良
年度 検体名	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	5	5
魚 介 類	1	1	1							1	1	1					
冷 凍 食 品		2	3								2	3					
魚 介 類 加 工 品 (缶詰・瓶詰を除く)	3	2	2	2	2	2				1	2	2					
肉・卵類及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	7	7	9	7	6	8				1	2	4					
乳 製 品	1	1	3							1	1	3					
乳 類 加 工 品 (アイスクリーム類を 除きマーガリンを含む)																	
アイスクリーム類・氷菓	2		2							1		2		1			
穀物及びその加工品 (缶詰・瓶詰を除く)	7	4	6	4	4	5				3		1					
野菜類・果物及びその加 工品(缶詰・瓶詰を除く)	12	17	18	7	17	17				5		1					
菓 子 類	14	7	10	9	7	10				5							
清 涼 飲 料 水	3	3	6	1	3	4				2		2					
酒 精 飲 料																	
氷 雪																	
缶 詰 ・ 瓶 詰 食 品	1	5	6	1	3	6					2						
そ の 他 の 食 品	8		2			2				8							
添加物																	
器具及び容器・包装																	
お も ち や																	
飲 料 水																	
乳 類	4	4		6	6					2							
計	63	53	68	37	48	54	0	0	0	30	10	19	0	1	0	0	0

(5) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品を排除するための調査及び行政指導を実施した。

(件数)

区分 食品名		不良食品発見件数	消費者の届出	保健所が発見	その他の届出	発見場所		不良理由					行政措置の状況							
						県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	改善勧告	口頭指導	他の保健所に移送	その他	
									細菌	理化学										
食品	菓子類	4	3		1	3	1	1			1	2	1				1		2	
	乳及び乳製品																			
	食肉及び食肉製品	1			1	1		1					1							
	魚介類及びその加工品																			
	冷凍食品																			
	清涼飲料水	1			1		1					1	1							
	めん類																			
	そうざい及びその半製品	2	1		1	2		1				1						1	1	
	漬物																			
	アイスクリーム類・氷菓																			
	果実及び野菜																			
	その他の食品	2			2	2		2					2							
食品添加物及びその製剤																				
器具及び容器・包装																				
合計 (令和5年度)		10	4		6	8	2	5			1	4	5				2		3	
令和4年度		3	2	0	1	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	2
令和3年度		2	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0

(注) 「保健所が発見」の欄の数字については、他の公的機関が発見したものを含む。

(6) 行政処分等の状況

(件数)

区分 年度	違反 件数 (実数)	違反内容					違反条項							行政処分等措置件数						告 発	
		異 物・ 腐敗 等	規 格基 準	表 示	無 許 可	そ の 他	法 第 6 条	法 第 1 0 条	法 第 1 2 条	法 第 1 3 条	法 第 1 9 条	法 第 5 5 条	そ の 他	営 業 禁 止	営 業 停 止	整 備 改 善	物 品 廃 棄	回 収	そ の 他 命 令		改 善 勧 告 等
5	1					1	1								1						
4	0																				
3	2		1			1	1		1					1						1	

(7) 食中毒発生の状況

発 生 年 度	件 数	患 者 数	死 者 数	病 因 物 質 等
5年度	発生件数1件	18	0	ノロウイルス1件
4年度	発生件数0件	0	0	
3年度	発生件数1件	10	0	ノロウイルス1件

(8) 食品衛生関係講習会等の実施状況

区分		年度		
		3年度	4年度	5年度
食品衛生責任者	回数	18	18	16
	受講者数(人)	687	773	756
その他	回数	5	5	12
	受講者数(人)	138	116	415
計	回数	23	23	28
	受講者数(人)	825	889	1171

2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

ア 生活衛生関係施設許可等の状況

施設区分 許可等年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興 行 場	住 宅 宿 泊 事 業
					ホ テ ル 旅 館 ・	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他		
許可 確認 届出	5年度	7	31	5 (5)	2	1	0	4	3	2	5
					3			7			
	4年度	5	25	10 (9)	1	4	0	4	7	1	5
					5			11			
	3年度	4	44	0 (0)	0	2	0	1	6	2	0
					2			7			
廃止	5年度	22	17	28(19)	9	29	0	7	1	2	0
					38			8			
	4年度	15	16	23(18)	5	2	0	5	5	1	2
					7			10			
	3年度	3	29	8 (7)	4	0	0	2	1	2	1
					14			3			

イ 市町村別営業施設等数

施設区分 市町村		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興 行 場	住 宅 宿 泊 事 業
					ホ テ ル 旅 館 ・	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他		
弘 前 市		228	510	86 (53)	62	45	0	24	37	17	16
黒 石 市		42	85	23 (12)	20	31	0	9	2	5	4
平 川 市		38	67	11 (7)	13	64	0	27	13	1	1
西 目 屋 村		1	2	0 (0)	2	1	0	4	1	0	0
藤 崎 町		24	39	9 (6)	1	4	0	4	2	2	0
大 鰐 町		14	25	3 (1)	17	12	0	6	5	1	0
田 舎 館 村		5	12	3 (1)	2	13	0	4	1	2	0
板 柳 町		28	27	7 (5)	3	11	0	4	2	1	0
合計 (5年度)		380	767	142 (85)	120	181	0	82	63	29	21
			301			145					
4年度		395	753	165 (99)	127	209	0	85	61	29	16
			336			146					
3年度		405	744	178(108)	131	207	0	86	59	29	13
			338			145					

ウ 生活衛生関係営業施設等監視・指導の状況

施設区分 年度	理容所	美容所	クリーニン グ所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興行場	住宅宿泊事業
				ホテル 旅館・	簡易宿所	下宿	一般	その他		
5年度	68	112	37(11)	47	44		31	11	3	0
4年度	18	33	11(10)	24	11		18	13	1	1
3年度	12	46	0(0)	23	3		9	8	2	0

(2) 水道水及び飲料水関係
各種水道施設数

種別 市町村	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	飲用井戸		簡易専用水道	小規模受水槽
					一般	業務用		
弘前市	1	0		16				
黒石市	1	3		4				
平川市	1	2		8				
西目屋村		1				3	2	0
藤崎町	1				21	2		3
大鰐町	1	2	2	3	470	7		5
田舎館村	1				81	1		5
板柳町	1			9	11	1		2
合計 (5年度)	7	8	2	40	583	14	2	15
4年度	7	8	2	44	590	15	2	19
3年度	7	10	2	46	585	15	2	19

※表中斜線部については、平成25年度より事務移譲

※水道水及び飲料水関係の業務は、令和6年度より中南地域県民局地域整備部に移管

(3) 建築物衛生関係

ア 特定建築物施設数及び監視指導件数

種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
弘前市	2	5(1)	20(5)	14(5)	13(2)	9	6(2)	69(14)
黒石市	2		6	1				9
平川市	1		2	3(1)		2		8(1)
西目屋村							1	1
藤崎町	2(1)	1(1)		1(1)				4(3)
大鰐町						6		6
田舎館村	2(1)							2(2)
板柳町			1	1				2
合計(5年度)	9(2)	6(2)	29(5)	20(7)	13(2)	17	7(2)	101(20)
4年度	9	6	29(13)	20(1)	13(2)	18	7	102(16)
3年度	9	6(1)	27	20(2)	13	18	7	100(3)

(注) () 内は監視指導件数

イ 建築物衛生に係る登録営業所数

種別 市町村	建築物 清掃業	空 気 環 境 測 定 業	空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	飲 料 水 水 質 検 査 業	飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	排 水 管 清 掃 業	ね ず み ・ こ ん 虫 等 防 除 業	環 境 衛 生 総 合 管 理 業	計
5年度	22	4		3	24	3	11	6	73
4年度	22	4		3	25	3	11	6	74
3年度	22	4		3	25	3	11	6	74

(4) その他の施設関係

種別 市町村	遊泳用プール	火葬場	墓地	納骨堂
弘前市	10	1	281	3
黒石市	1	1	83	1
平川市	1	2	112	1
西目屋村	0	0	20	0
藤崎町	0	1	57	0
大鰐町	0	1	30	0
田舎館村	0	0	41	0
板柳町	1	1	44	1
合計(5年度)	13	7	668	6
4年度	16	7	668	5
3年度	16	7	658	5

3 温泉関係

(1) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町村	源泉数 ※1	堀削申請 (堀削許可)	増堀申請 (増堀許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
弘前市	126				8(8)
黒石市	55				3(3)
平川市	98				6(6)
西目屋村	4				
藤崎町	16			1(1)	
大鰐町	125				
田舎館村	9				
板柳町	14				
合計（5年度）	447			1(1)	17(17)
4年度	449	1(1)			26(26)
3年度	452	1(1)		1(1)	16(16)

※1 「温泉掘削工事完了届」の受理をもって台帳作成

(2) 源泉及び利用施設の監視指導状況

区分 年度	合計	源泉・掘削・動力（増堀）	利用施設
5年度	196	28	168
4年度	145	11	134
3年度	46	23	23

Ⅲ 健康増進課

1 健康づくり推進事業

(1) 「健康津軽21（第2次）」の推進及び最終評価

管内の早世の減少と健康寿命の延伸を目標に、住民主体の健康づくりを進めていく計画として平成13年度に「健康津軽21」を策定した。その後中間報告と見直しを経て、平成24年度に最終評価し、それを踏まえて平成25年度を初年度とする「健康津軽21（第2次）」を策定した。策定内容は、健康津軽21に引続き「肥満予防対策」、「喫煙防止対策」、「自殺予防対策」を重点課題として、以下3領域、12分野について取り組み、「管内市町村健康増進計画（第2次）」と連動させながら推進を図ってきた。

①「生活習慣の改善」の領域

栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯の健康の5分野

②「生活習慣病の発生予防と重症化予防」の領域

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の4分野

③「こころの健康」の領域

こころの健康、認知症、休養（睡眠）の3分野

中間評価の結果を踏まえ、上記3つの重点課題に加え、新たに「がん対策」を追加した。

今年度に行った最終評価では、全体の約7割が改善傾向（A評価：目標達成＋B評価：改善傾向）となった一方、全体の約3割の指標が悪化（D評価）となっていた。これらの結果を踏まえ、引き続き、県本庁、保健所、市町村、事業所等の職域関係者・関係団体が連携し、ヘルスリテラシーの向上による生活習慣の改善、健診・健診受診率の向上等に向けた普及啓発や、健康的な生活習慣の確立につながる環境整備等（関連データの収集及び還元、人材育成等）に取り組んでいく必要がある。

(2) 津軽地域 地域・職域保健連携推進事業

当圏域は、働き盛りの人たちの健康課題の解決が喫緊となっていることから、市町村や保健所等で実施している地域保健と、職域保健について相互の連携を密にし、健診・検診受診率・精検受診率の向上に向けた普及啓発を行い、当圏域における住民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上による生活習慣の改善を推進するものである。

ア 管内職域団体（5団体）との打合せ

健康づくりに関する連携した取り組み（保健所・職域団体の役割等）について確認を行った。

イ 津軽地域 地域・職域保健連携推進協議会

津軽地域保健医療推進協議会保健対策部会と併催した。

○日 時 令和5年12月18日（月）15：00～16：30

○場 所 弘前商工会議所 201・202 会議室

○議 題 ①健康津軽21（第2次）の進捗状況及び最終評価について

②健康津軽21（第2次）最終評価報告書（案）について

③各機関・団体における今後の健康づくりの取組について

ウ 職域関係者等に対する普及啓発

年月日	会議等名称	参加人数	題目（時間）
R5. 6. 6	津軽地区建物管理事業協同組合安全衛生大会	59 人	①健康寿命をアップするために～がん予防とがんの早期発見を目指して～(20分) ②作業環境管理における受動喫煙対策(20分)
R5. 6. 15	中南地方保健協力員連絡会	14 人	弘前保健所管内のがんの現状(15分)
R5. 7. 5	弘前地区産業安全衛生大会	85 人	がん検診受診について(5分)
R5. 7. 27	弘前商工会議所役員会	25 人	がん検診のいろは～従業員の健康アップを目指して～(15分)
R5. 8. 7	津軽保健生活協同組合健康づくり委員会中央連絡会（出前トーク）	15 人	健康増進について ～健康寿命アップを目指そう！！～(45分)
R5. 10. 4	津軽森林管理署衛生講話	52 人	こころとからだの健康づくり(60分)
R5. 10. 23	弘前建設業協会安全衛生大会	57 人	①たばこの影響について(10分) ②「節酒」のすすめ ～習慣を変えるお酒の楽しみ方～(10分)
R5. 10. 26	弘前地区労働基準協会安全管理者委員会	50 人	「節酒」のすすめ ～習慣を変えるお酒の楽しみ方～(10分)
①R5. 6. 8 ② 7. 21 ③ 8. 8 ④ 9. 22 ⑤ 10. 3 ⑥ 12. 7 ⑦R6. 2. 22 ⑧ 3. 7	食品衛生責任者講習会 (生活衛生課、弘前・黒石食品衛生協会と連携)	計 383 人	①健康増進法の一部改正について ②（～⑤まで）青森のおいしい健康応援店について (計 10 分)

(3) 喫煙対策事業

「健康津軽21（第2次）」の今後の目指すべき姿と取組をもとに、喫煙による健康障害に対する知識の普及啓発及び受動喫煙防止対策の推進を図る。

ア 空気クリーン施設・車の認証拡大

(ア) 空気クリーン施設の認証状況の把握・情報提供

管内市町村における空気クリーン施設・車の認証状況を把握した。

(イ) 喫煙の健康被害に関する知識の普及・啓発、空気クリーン施設のPR

食品衛生協会の協力のもと食品衛生講習会の際に、空気クリーン施設認証制度のリーフレットを飲食店へ配布。

空気クリーン施設の現地調査の際、空気クリーン車のPRを実施。

新規認証数：8件（空気クリーン施設：8施設 空気クリーン車：0台）

累計1,262件

※当該事業は、令和5年7月31日に新規届出が終了し、令和6年度末に廃止となる。

イ 調査の集計・分析等

市町村の喫煙対策自己点検調査

調査結果を分析し、経年変化が分かるように資料としてまとめ、管内市町村へデータを還元した。

ウ 改正健康増進法の施行に伴う受動喫煙対策

健康増進法の一部が改正され、令和2年4月1日から建物内が原則禁煙となったことに伴う周知活動や既存特定飲食提供施設からの届出受理を行った。

(ア)「食品衛生責任者講習会」を活用した周知活動

弘前地区 5回実施 参加者 合計 268人

南黒地区 3回実施 参加者 合計 115人

(イ) 既存特定飲食提供施設の届出数

令和5年度 届出数 8件 (累計 284件)

(4) 特定健診・レセプトデータに関わる集計・分析 (旧「市町村等「健活」推進のための地域診断事業」)

がん・生活習慣病対策課からのデータを活用し、弘前保健所管内の令和4年度分の特定健診データを集計した。また、令和1～3年度分の特定健診データ(国保分)の県内40市町村の結果を取りまとめ、メールで市町村に対して情報提供を行った。

(5) 市町村健康づくり活動への支援

ア 市町村健康づくり推進協議会及び自立支援協議会等への参加

市町村	協議会名	委員等	委嘱期間	開催月日	出席者	内容
弘前市	弘前市健康づくり審議会	所長	R4. 7. 25 ～ R6. 7. 24	R5. 5. 30	所長 村井主査 村上技師	①弘前市健康増進計画「(仮)健康ひろさき21(第2次)改定版」最終評価報告書について ②弘前市健康づくり表彰被表彰候補者について
				R6. 2. 13	村井主査 村上技師	①弘前市健康増進計画「(仮)第3次健康ひろさき21」素案について ②「(仮)第2期弘前市自殺対策計画」素案について
	弘前市自立支援協議会	課長	R4. 8. 23 ～ R6. 8. 22	R5. 11. 17	課長	①弘前市障がい者・障がい児施策推進計画改訂の進捗について ②弘前市障がい者・障がい児施策推進計画の令和4年度進行管理について
				R5. 11. 14 (医療的ケア 児専門部会)	課長	今後の在り方と対応について
				R5. 6. 30 (地域移行専門部会)	課長	令和5年度弘前市地域自立支援協議会地域移行専門部会の活動計画について
	黒石市	黒石市健康づくり推進協議会	所長	R5. 7. 1 ～ R7. 6. 30	R5. 8. 7	五十嵐技師
R6. 2. 29					五十嵐技師 村上技師 一郷技師	「いのち支える黒石市自殺対策行動計画(第2期)」(案)について
平川市	平川市健康づくり推進協議会	所長	R5. 10. 1 ～ R7. 9. 30	R5. 10. 11	奥崎技師	①令和4年度健康づくり事業の実績及び令和5年度事業の進捗について ②第2次健康ひらかわ21の令和4年度事業実績について ③第3次健康ひらかわ21計画の策定について ④第2次平川市自殺対策計画の策定について ⑤第3期データヘルス計画の策定について
				R5. 12. 20	舘田主幹専門員 奥崎技師	①第3次健康ひらかわ21(案)について ②第2次平川市自殺対策計画(案)について ③第3期平川市保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健診等実施計画(案)について
	平川市地域自立支援協議会	舘田主幹専門員	R5. 4. 1 ～ R7. 11. 29	R5. 11. 10	舘田主幹専門員 奥崎技師	①第7期平川市障がい福祉計画・平川市第3期障がい児福祉計画(素案)について ②専門支援部会の実施状況について
藤崎町	藤崎町健康づくり推進協議会	所長	R5. 2. 1 ～ R7. 1. 31	R6. 1. 16	所長 成田技師 一戸技師	①健康ふじさき21(第二次)総合評価について ②健康ふじさき21(第三次)について
				R6. 2. 20	成田技師 村上技師	①健康ふじさき21(第三次)について
	藤崎町自立支援協議会	成田技師	R5. 11. 30 ～ R8. 11. 29	R5. 11. 30	成田技師	①藤崎町障がい福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ②藤崎町障がい福祉計画(第7期)・藤崎町障がい児福祉計画(第3期)の策定について

市町村	協議会名	委員等	委嘱期間	開催月日	出席者	内容
大鰐町	大鰐町健康づくり推進協議会	所長	R4. 10. 1 ～ R6. 9. 30	R5. 10. 17	工藤 (真) 技師	①令和4年度保健事業概要について ②令和5年度上半期事業実績報告及び下半期事業計画について ③健康増進計画及び自殺対策計画の策定について
				R6. 2. 20	工藤 (真) 技師	①健康おおわに21 (第3次) (案) について ②いのちとこころを支える第2期大鰐町自殺対策計画 (案) について
				R6. 3. 19	工藤 (真) 技師	①健康おおわに21 (第3次) の素案について ②いのちとこころを支える第2期大鰐町自殺対策計画の素案について
田舎館村	田舎館村健康づくり推進協議会	所長	R3. 3. 1 ～ R5. 2. 28	R6. 3. 11	板垣技師	①健康いなかだて21 (第三次) 計画 (案) について ②第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画) ・第4期特定健康診査等実施計画 (案) について ③第二期田舎館村自殺対策行動計画 (案) について
	田舎館村自立支援協議会	課長	R6. 2. 27 ～ R9. 2. 26	R6. 2. 27	課長	田舎館村障害福祉計画 (第7期) ・田舎館村障害児福祉計画 (第3期) (案) の作成について
板柳町	板柳町健康づくり推進協議会	所長	R5. 5. 1 ～ R7. 4. 30	R6. 1. 10	所長 板垣技師	①「板柳町いのちを支える自殺対策計画 (案)」について ②板柳町保健計画「健康いたやなぎ21 (第3次) (案)」について ③「第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画 (案))」及び「第4期特定健康診査等実施計画 (案)」について
				R6. 3. 27	安宍技師	①「板柳町いのちを支える自殺対策計画 (案)」について ②板柳町保健計画「健康いたやなぎ21 (第3次) (案)」について ③「第3期保健事業実施計画 (データヘルス計画 (案))」及び「第4期特定健康診査等実施計画 (案)」について
	板柳町障害者自立支援協議会	安宍技師	R6. 2. 1 ～ R9. 1. 31	R6. 2. 16	安宍技師	①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ②障害福祉計画第7期素案について ③問題ケースの状況報告について ④障害福祉サービス等の利用状況について

※西目屋村は開催 (設置) なし。

※業務都合により欠席した会議は除く。

2 母子保健事業

(1) 妊産婦支援体制整備事業

市町村や関係機関が母子保健対策の推進に係る情報の共有、研修、協議・検討を実施するための体制整備を図ることを目的とする。

ア 母子保健に係る各種情報共有システム

妊産婦及びその家族が安心して妊娠・出産・育児生活を送ることができるよう、各種情報共有システムを活用し、妊娠初期から産褥期まで一貫した支援を行うことができる体制を整備する。

- ・詳細は(8)妊婦連絡票等実施状況、(9)ハイリスク新生児訪問指導等状況を参照。

イ 妊産婦メンタルヘルスケアに係る県内関係機関連携窓口一覧

妊産婦のメンタルヘルスケアに係る関係機関の連携促進を図ることを目的とした、県内関係機関連携窓口一覧※について、管内分を更新のうえこどもみらい課に提出し、こどもみらい課から、県内各関係機関へ情報提供され、一覧の共有が行われた。

※この一覧は「妊産婦・ハイリスク新生児等連絡担当者名簿」を兼ねる。

ウ 母子保健ネットワーク会議

保健、医療、福祉及び教育等の関係者が、市町村や関係機関が実施する母子保健対策の推進に係る協議、検討、研修を行い、地域保健と関係機関との連携体制整備を推進する。

・令和5年度母子保健ネットワーク会議

○日時 令和6年2月21日(水) 15:00～17:00

○場所 弘前文化センター 第3会議室

○参加者 管内産科医療機関、管内精神科医療機関、助産師会、管内市町村、
児童相談所 計36名

○内容 ①情報提供「母子保健情報共有システム運用状況集計結果について」
弘前保健所 健康増進課

②講演「精神的支援を必要とする妊産婦への支援の現状について」

講師 津軽保健生活協同組合健生クリニック

精神科 科長 高 僣峻 氏

③情報交換「精神的支援を必要とする妊産婦への支援上の課題について」

(2) 性と生殖に関する健康支援事業

ア 性と健康の相談支援事業

プレコンセプションケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組)を含め、男女を問わず性や生殖に関する健康管理を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とし、保健総室が性と健康の相談センターとして性別年齢を問わず、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談対応を実施する。

- ・相談件数：電話相談2件

(3) 不育症検査費用助成事業

現在研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

- ・申請件数：3件

(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等に対して、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握すると共に、その状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

ア 小児慢性特定疾病医療受給者証交付と指導指示の状況 (人)

番号	疾病区分	交付数	医療意見書中指導指示有の件数
01	悪性新生物	27	0
02	慢性腎疾患	10	0
03	慢性呼吸器疾患	11	0
04	慢性心疾患	58	0
05	内分泌疾患	38	0
06	膠原病	7	0
07	糖尿病	18	0
08	先天性代謝異常	5	0
09	血液疾患	8	0
10	免疫疾患	1	0
11	神経・筋疾患	24	0
12	慢性消化器疾患	32	0
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	7	0
14	皮膚疾患	2	0
15	骨系統疾患	4	0
16	脈管系疾患	4	0
	合計	256	0

(令和5年度弘前保健所小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数及び療育指導件数)

イ 療育指導

(ア) 所内相談 ①新規交付時相談：8件 ②随時相談：2件

(イ) 訪問指導 1件

ウ 小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票の提出：1件

(5) 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

治療が極めて困難で長期にわたる小児の特定疾患についての治療研究を推進し、その医療の確保と普及を図るとともに、患者家族の医療費の負担軽減を図るため、当該小児に対し小児慢性特定疾病医療受給者証を交付している。

(人)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	合計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	
弘前市	11	6	11	42	26	2	8	2	4	0	12	19	4	1	4	2	154
黒石市	4	0	0	7	4	1	4	1	2	0	3	3	1	0	0	0	30
平川市	6	2	0	5	1	2	4	1	1	1	7	3	2	0	0	1	36
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
藤崎町	1	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	7
大鰐町	4	1	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	12
田舎館村	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
板柳町	1	1	0	1	2	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	10
合計	27	10	11	58	38	7	18	5	8	1	24	32	7	2	4	4	256

(令和5年度弘前保健所小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数)

(6) 小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度の公費負担を受けている児童に対し、本人の健康状態の記録・かかりつけ医療機関の連絡先等を記入できる手帳を交付し、患児の福祉の増進に寄与している。

(人)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	合計
	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患	
件数	3	1	0	5	2	0	2	0	0	0	2	9	0	1	0	2	27

(令和5年度弘前保健所小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数)

(7) 先天性代謝異常等検査

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下及び先天性副腎過形成症は、放置すると知的障害等の心身障害をきたすため、新生児期に血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、後の治療とあいまって障害の発現を防止することを目的に実施している。

令和5年度要精検者のうち、保健所から保護者への受診勧奨が必要なケースはなく、報告を受理した要精検者については、1ヶ月以内に精密検査を受診していた。

(弘前市：2件/全2件)

(8) 妊婦連絡票等実施状況

安全な妊娠、出産環境を構築し、子どもの健全な育成に資するため、医療と保健の連携体制の一層の充実強化を図ることにより、妊娠初期から産褥期まで、妊産婦及びその家族に対し一貫した支援を行うことを目的として、妊産婦情報共有システムが構築されている。

市町村別	妊娠届出数 (A)	妊婦連絡票提出数 (B) (B÷A)	妊婦保健指導 報告書 発行数 (C) (C÷B)	指導方法 合計	窓口 指導	訪問 指導	電話 指導	その他	要連絡・ 指導妊産婦 連絡票 受理数 (D)	妊産婦保健指 導結果連絡票 発行数 (E) (E÷D)	妊婦連絡票 の提出はないが、保健 指導した数 (F) (F÷A)
弘前市	762	757 (99.3%)	768 (101.5%)	768	766	1	0	1	65	73 (112.3%)	5 (0.66%)
黒石市	138	138 (100.0%)	140 (101.4%)	140	140	0	0	0	14	15 (107.1%)	0 (0%)
平川市	152	152 (100.0%)	153 (100.7%)	153	153	0	0	0	12	11 (91.7%)	0 (0%)
西目屋村	9	9 (100.0%)	9 (100.0%)	9	9	0	0	0	1	2 (200.0%)	0 (0%)
藤崎町	79	79 (100.0%)	79 (100.0%)	79	75	0	4	0	1	2 (200.0%)	0 (0%)
大鰐町	21	21 (100.0%)	21 (100.0%)	21	21	0	0	0	1	1 (100.0%)	0 (0%)
田舎館村	28	28 (100.0%)	30 (107.1%)	30	27	0	3	0	0	0 (0%)	0 (0%)
板柳町	42	42 (100.0%)	43 (102.4%)	43	43	0	0	0	4	4 (100.0%)	0 (0%)
計	1,231	1,226 (99.6%)	1,243 (101.4%)	1,243	1,234	1	7	1	98	108 (110.2%)	5 (0.66%)

(令和5年度妊産婦情報共有システム実施状況報告より)

(9) ハイリスク新生児訪問指導等状況

低出生体重児や早産児等のハイリスク新生児は、疾病等にかかりやすく、心身の障害を残すことがあり、養育する保護者の不安等も強いことから、訪問指導等を通じて養育支援を適切に進めるために関係機関との情報共有、連携体制の構築を図る。

市町村名	低出生体重児数	(再掲)未熟児養育医療申請数	ハイリスク新生児出生連絡票受理数	在胎週数別出生時体重															ハイリスク新生児訪問指導連絡票発行数
				～34週未満					妊娠34～37週未満					妊娠37週以上					
				1,000g未満	1,000～1,500g未満	1,500～2,000g未満	2,000～2,500g未満	2,500g以上	1,000g未満	1,000～1,500g未満	1,500～2,000g未満	2,000～2,500g未満	2,500g以上	1,000g未満	1,000～1,500g未満	1,500～2,000g未満	2,000～2,500g未満	2,500g以上	
弘前市	68	34	44	2	1	2	0	0	0	1	1	12	2	0	0	3	10	10	48
黒石市	8	2	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	4
平川市	11	5	11	1	0	1	0	0	0	0	2	1	2	0	0	1	2	1	11
西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤崎町	9	2	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4
大鱈町	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
田舎館村	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
板柳町	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	4
計	105	44	73	3	2	3	1	0	0	1	3	19	7	0	0	6	16	12	74

(令和5年度ハイリスク新生児情報システム実施状況報告より)

(10) 令和4年度1歳6か月児健康診査実施状況 (令和4年度地域保健・健康増進事業報告より)

ア 一般健診

受診率が管内平均より低い市町村は、西目屋村である。

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
弘前市	1,012	946	93.5
黒石市	153	152	99.3
平川市	159	156	98.1
西目屋村	8	7	87.5
藤崎町	96	96	100.0
大鱈町	33	33	100.0
田舎館村	61	59	96.7
板柳町	65	65	100.0
管内計	1,587	1,514	95.4

イ 歯科健診

1人あたりのむし歯本数が管内平均より多い市町村は、弘前市、藤崎町である。

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	むし歯の総数 (本)	1人あたりのむし歯本数
弘前市	1,012	876	23	0.03
黒石市	153	152	2	0.01
平川市	159	156	2	0.01
西目屋村	8	7	0	0.00
藤崎町	96	96	8	0.08
大鱈町	33	33	0	0.00
田舎館村	60	58	0	0.00
板柳町	65	65	0	0.00
管内計	1,586	1,513	35	0.02

(1 1) 令和4年度3歳児健康診査実施状況(令和4年度地域保健・健康増進事業報告より)

ア 一般健診

受診率が管内平均より低い市町村は、弘前市、大鰐町、田舎館村である。

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
弘前市	1,247	1,170	93.8
黒石市	153	153	100.0
平川市	182	179	98.4
西目屋村	13	13	100.0
藤崎町	114	114	100.0
大鰐町	47	43	91.5
田舎館村	52	48	92.3
板柳町	65	65	100.0
管内計	1,873	1,785	95.3

イ 歯科健診

1人あたりのむし歯本数が管内平均より多い市町村は、黒石市、藤崎町、大鰐町である。

	対象者数(人)	受診者数(人)	むし歯の総数(本)	1人あたりのむし歯本数
弘前市	1,137	1,098	562	0.51
黒石市	153	153	123	0.80
平川市	182	179	94	0.53
西目屋村	13	13	0	0.00
藤崎町	114	114	76	0.67
大鰐町	43	43	34	0.79
田舎館村	52	48	26	0.54
板柳町	65	65	24	0.37
管内計	1,759	1,713	939	0.55

3 健康増進事業

(1) 各種検診等実施状況

ア 歯周疾患検診 (令和4年度地域保健・健康増進事業報告より) (人)

市町村名	受診者数	指導区分別人員		
		要精検	要指導	異常を認めず
弘前市	971	746	165	60
黒石市	143	52	80	11
平川市	128	43	75	10
西目屋村	10	5	4	1
藤崎町	107	27	53	27
大鰐町	23	4	13	6
田舎館村	41	14	24	3
板柳町	9	3	4	2
管内計	1,432	894	418	120

※「指導区分」には計数不詳の市町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない場合がある。

イ 骨粗鬆症検診 (令和4年度地域保健・健康増進事業報告より) (人)

市町村名	受診者数	指導区分別人員		
		要精検	要指導	異常を認めず
弘前市	485	25	115	345
黒石市	27	3	8	16
平川市	346	27	67	252
西目屋村	12	2	6	4
藤崎町	0	0	0	0
大鰐町	86	21	38	27
田舎館村	44	5	6	33
板柳町	80	11	34	35
管内計	1,080	94	274	712

※「指導区分」には計数不詳の市町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない場合がある。

ウ その他の健康増進事業 (令和4年度地域保健・健康増進事業報告より)

(ア) 健康教育

(人)

市町村名	個別健康教育				集団健康教育	
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	喫煙		
	実施者数	実施者数	実施者数	実施者数	開催回数	延参加者数
弘前市	0	0	0	0	58	1,373
黒石市	0	0	0	0	100	291
平川市	0	0	0	0	71	809
西目屋村	0	0	0	0	0	0
藤崎町	0	0	0	0	5	12
大鰐町	0	0	0	0	7	96
田舎館村	0	0	0	0	15	445
板柳町	0	0	0	0	14	978
管内計	0	0	0	0	270	4,004

(イ) 健康相談

(人)

市町村名	重点健康相談		総合健康相談	
	開催回数	延参加者数	開催回数	延参加者数
弘前市	25	103	3	50
黒石市	0	0	10	20
平川市	2	2	40	699
西目屋村	0	0	17	19
藤崎町	245	337	159	159
大鰐町	17	98	18	18
田舎館村	1	10	38	133
板柳町	55	1,200	21	52
管内計	345	1,750	306	1,150

(ウ) 訪問指導

(人)

市町村名	被訪問指導実人員	被訪問指導延人員
弘前市	21	25
黒石市	6	6
平川市	161	168
西目屋村	29	32
藤崎町	50	51
大鰐町	10	13
田舎館村	115	129
板柳町	46	52
管内計	438	476

4 歯科保健事業

(1) 8020運動推進特別事業

生活習慣病と密接にかかわる歯周病に関する情報について職域関係者を対象に、リーフレットの作成・配布・ホームページ掲載を行い、歯周病と生活習慣病の関連や、歯科健診受診等の会社や個人でできる歯周病予防について普及啓発を行った。

(2) 親と子のよい歯のコンクール

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止。昨今の歯科口腔保健を取り巻く状況を踏まえ、当該事業は令和5年度をもって、廃止となった。

5 栄養改善指導事業

(1) 給食施設栄養管理指導事業

特定給食施設等に対し、喫食者に適切な栄養管理が実施されるよう施設を巡回して必要な指導及び助言を行う。また、給食従事者に対し研修会を開催する。

ア 巡回指導

5年度	指定給食施設		特定給食施設		特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設 (特定給食施設を除く)		総計
	有	無	有	無	有	無	
巡回指導対象施設数	3	0	66	3	110	28	210
巡回指導延施設数	2	/	31	2	42	12	89
指導率 (%)	66.7	/	47.0	66.7	38.2	42.9	42.4
施設来所延指導数	0	/	0	0	0	0	0
電話による相談数	2	/	3	0	5	5	15

イ 研修会

開催日時	令和6年2月8日(木) 14:00~16:00
対象者	管内保育所及び認定こども園、幼稚園の給食担当者
参加者数	90人
内容	① 事業報告 ② 講義 「教育・保育施設等の栄養管理について ～食事摂取基準と給与栄養目標量の設定を中心に～」 弘前保健所 健康増進課 管理栄養士 ③ グループ討議 「食育計画、食育活動等について情報交換」

(2) 市町村栄養改善業務支援事業

市町村健康増進計画等の企画・立案及び地域住民を対象とした栄養相談等の栄養改善業務に従事する管理栄養士等による連絡調整や情報交換、研修を行う。

ア 連絡調整会議

開催日時	令和5年7月5日（水）14：00～16：30
対象者	管内市町村行政栄養士
参加者数	21人
参加者内訳	市町村行政栄養士7市町村8人、保健所職員5人 公衆栄養学臨地実習生8名（弘前保健所7名、藤崎町1名）
内 容	<p>< 会議及び情報交換 ></p> <p>① 令和5年度栄養改善業務実施状況及び実施予定</p> <p>② 情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児健診における肥満指導について ・ 妊婦の栄養指導について ・ 食生活改善推進委員会の活動内容、養成講座について ・ 各市町村の健康増進計画最終評価への関わりについて <p>③ その他</p>

イ 研修会

開催日時	令和5年10月23日（月）14：00～16：00
対象者	管内市町村行政栄養士
参加者数	13人
参加者内訳	市町村行政栄養士6市町村9人、保健所職員4人
内 容	<p>テーマ：市町村の高血圧予防対策事業について～集団指導を中心に～</p> <p>① 事例紹介</p> <p>「青森市の高血圧発症予防事業について」 青森市保健部 管理栄養士、保健師</p> <p>「平川市高血圧ゼロのまちモデルタウンの取組について」 平川市健康福祉部 管理栄養士</p> <p>② 情報交換</p>

ウ その他市町村事業に対する支援

市町村名	具体的な内容
大鰐町	新任期行政栄養士への支援 弘前市、平川市食生活改善推進員養成講座見学（4回）
弘前市	弘前市食生活改善推進員研修会（2回） 講師：生活衛生課 食品衛生監視員 参加者：計30人
黒石市	黒石市食生活改善推進員養成講座講師（1回） 講師：生活衛生課 食品衛生監視員 参加者：10人

(3) 食生活改善推進員の育成

ア 弘前保健所管内食生活改善推進員連絡協議会

管内市町村食生活改善推進員の活動について、連絡調整や情報交換、研修を行い、地域における食生活改善活動の効果的な実施を推進する。

イ 管内市町村食生活改善推進員会 会員数

市町村名	会員数 (人)	
	令和5年6月1日現在	令和4年6月1日現在
弘前市	134	129
黒石市	119	121
平川市	61	103
西目屋村	10	10
藤崎町	19	20
大鰐町	40	45
田舎館村	30	30
板柳町	27	27
合計	440	485

ウ 管内市町村食生活改善推進員養成講座実施状況

弘前市、黒石市、平川市

(4) 青森のおいしい健康応援店認定事業

平成12年から実施してきた外食栄養成分表示店定着促進事業を廃止し、平成27年2月から県内（青森市除く）で新規事業として実施している。本事業は、「肥満予防」、「食塩摂取量の減少」、「野菜摂取量の増加」に配慮した食事メニューの提供を行う飲食店、惣菜店から申請があった場合に「青森のおいしい健康応援店」として認定し、県民が外食等を利用する際に適切なメニューを選択できる食環境の整備を推進する。

認定店舗数 27件

(5) 健康増進法及び食品表示法に基づく表示の指導及び相談

栄養成分表示や特別用途表示、誇大表示の禁止等、健康増進法及び食品表示法に基づき、事業者による食品または広告等の表示に対し相談・指導を行う。

指導及び相談件数 延べ 43件

6 精神保健福祉関係

(1) 通報状況

(人)

区 分	申請 通報	調査により診察 の必要がないと 認めた者		診 察 を 受 け た 者		
		入院	その他	精 神 障 害 者		精神障害者で なかった者
				法第29条該当 症状の者	法第29条該当 症状でなかった 者	
一 般 の 申 請	1	0	0	1	0	0
警 察 官 の 通 報	29	0	7	17	5	0
検 察 官 の 通 報	17	0	12	4	1	0
保 護 観 察 所 長 の 通 報	0	0	0	0	0	0
矯 正 施 設 の 長 の 通 報	4	0	4	0	0	0
病 院 の 管 理 者 の 届 出	0	0	0	0	0	0
医 療 観 察 法 の 対 象 者	0	0	0	0	0	0
合 計 (令 和 5 年 度)	51	0	23	22	6	0

(2) 措置入院患者の状況

ア 措置入院患者

(人)

令和4年度末患者数	令和5年度新規患者	令和5年度解除患者	令和5年度末患者数
1	22	18	5

イ 新規措置入院患者数の推移

(人)

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
新規措置入院患者	20	27	26	12	22

(3) 医療状況(管内精神病院の入院患者数)

ア 入院形態別患者年度末人数 (精神科病院月報から)

(人)

区分 年度	入 院				
	措 置	医 療 保 護	任 意	そ の 他	合 計
R 5	6	488	173	0	667
R 4	4	477	162	0	643
R 3	4	497	170	10	681

イ 病名別患者年度末人数 (精神科病院月報から)

(人)

区分	年度	R 5	R 4	R 3
	F 0 症状性を含む器質性精神障害		172	170
F 0 0 アルツハイマー病型認知症		115	114	113
F 0 1 血管性認知症		20	19	21
F 0 2 - 0 9 上記以外の症状性を含む器質性精神障害		37	37	51
F 1 精神作用物質による精神及び行動の障害		18	15	18
F 1 0 アルコール使用による精神及び行動の障害		17	15	18
覚醒剤による精神及び行動の障害		0	0	0
アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害		1	0	0
F 2 統合失調症、統合失調症障害及び妄想性障害		364	352	374
F 3 気分(感情)障害		45	41	38
F 4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現障害		14	8	9
F 5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		2	6	1
F 6 成人のパーソナリティおよび行動の障害		0	5	0
F 7 精神遅滞(知的障害)		24	21	26
F 8 心理的発達の障害		12	10	12
F 9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		3	4	2
てんかん (F 0 に属さない計上)		8	6	3
その他		5	5	13
計		667	643	681

(4) 通院医療状況

疾病別患者数では、統合失調症（F2）が全体の29.2%、気分障害（F3）が28.5%で、この2つで全体の5割以上を占めている。

(人)

市町村別	F0 症状も含む 器質性精神障害	F1 精神作用物質 による精神及び 行動の障害	F2 統合失調症、 統合失調症 関連障害及び 妄想性障害	F3 気分障害	F4 神経症障害 ストレス関連 障害及び身体表 現障害	F5 生理的障害 及身体的要因に 関連した行動症 候群	F6 成人の人格 及び行動の 障害	F7 精神異常	F8 心理的発達 の障害	F9 小児及び 青年期の通 常発達に 関する行動 の障害等	G40 てんかん	その他 分類不明	合 計
弘前市	178	103	1,017	1,065	271	14	39	76	289	114	282	107	3,555
黒石市	44	8	166	138	58	1	4	11	38	26	53	29	576
平川市	38	14	167	153	37	1	4	18	40	20	41	20	553
西目屋村	1		6	3	1			1		3	1		16
藤崎町	10	3	72	70	16	2	1	5	22	9	28	13	251
大鱈町	13	6	50	33	7	1	2	9	4	3	11	6	145
田舎館村	3	3	24	26	8	2		3	12	2	8	4	95
板柳町	13	4	78	52	14		2	6	11	4	21	8	213
合 計	300	141	1,580	1,540	412	21	52	129	416	181	445	187	5,404

令和6年3月31日現在

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

所持者数の割合で見ると、1級20.9%、2級64.5%、3級14.6%となっている。

(人)

市町村別	1級	2級	3級	計
弘前市	483	1,605	347	2,435
黒石市	74	250	61	385
平川市	89	221	58	368
西目屋村	5	7	1	13
藤崎町	41	108	30	179
大鱈町	21	65	8	94
田舎館村	18	43	5	66
板柳町	36	74	26	136
合 計	767	2,373	536	3,676

令和6年3月31日現在

(6) 精神保健福祉相談（定期・随時・電話・訪問）

相談内容は、受診及び入院に関する相談が多かった。

ア 相談開設日及び従事者

	定 期 相 談 【予約制】	定期外相談・電話相談
開 設 日	偶数月 第2木曜日、第4木曜日 奇数月 第3金曜日 ※受付 13:00~14:00	随 時

従事者	嘱託医 ・弘前愛成会病院 ・藤代健生病院 保健師	院長 田崎 博一 副院長 齋藤 文男 副院長 千石 利広	保健師
-----	-----------------------------------	------------------------------------	-----

イ 相談内容

(人)

令和5年度	相談件数	主な相談内容															令和4年度
		受診・入院について	通院・服薬指導について	生活指導について	経済的問題について	性格・行動上について	患者への接し方について	アルコールについて	薬物について	人間関係について	施設入所について	社会復帰について	福祉サービスについて	ひきこもりについて	自殺関連	その他	
合計	589	103	19	15	3	23	11	25	1	10	6	11	0	3	37	322	589
定期	32 (27)	14	0	0	1	2	7	1	0	1	0	2	0	1	1	2	18 (17)
随時	45 (35)	10	1	0	0	6	0	2	0	0	0	2	0	0	4	20	31 (26)
電話	412	69	12	7	2	15	4	20	1	9	4	5	0	2	21	241	483
訪問	100	10	6	8	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	11	59	57

* () 内の数値は実数

ウ 定期・随時相談の相談者内訳 (延数)

令和5年度 相談件数	本人	家族等				
		配偶者	父・母	同胞	子	その他
77	17	6	26	13	5	38

エ 定期・随時相談の相談経路 (件数)

令和5年度 相談件数	自発来所	関係機関の紹介				その他
		市町村	医療機関	警察署	その他	
77	36	6	6	11	18	0

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者本人及び家族が、住み慣れた地域で自分らしい生活を実現できる地域を目指し、保健・医療・福祉等の支援関係者が連携し、長期入院者の地域移行を進めるための支援体制を構築する。

ア 圏域コアメンバーの打合せ (5回)

開催年月日	①令和5年5月30日 (火) ②令和5年7月25日 (火) ③令和5年9月26日 (火) ④令和5年11月29日 (水) ⑤令和6年2月27日 (火)
-------	--

場 所	弘前保健所 4階 中会議室
出 席 者	精神科病院2か所、一般相談支援事業所2か所、管内市町村障害福祉所管課等 1か所、弘前保健所
内 容	管内の精神障がい者の地域移行支援の推進に向けた取り組みについての協議

イ 地域生活支援広域調整会議

開催年月日	出席者	内 容
令和5年 8月23日 (水)	市町村、医療機関、相談支援事業所、地域包括支援センター、ピアサポーター、保健所等 55人	<p>1 情報提供 「当圏域の「にも包括」取組実績について」 弘前保健所 健康増進課 「地域移行支援の活用・その後の生活について」 弘前ピアサポーター だんだんの会 メンバー 相談支援センターなごみ 主任 川村 志穂 氏</p> <p>2 グループワーク 「これまでの取組とわたしたちができること」 ファシリテーター： 障害者生活支援センター「すみれ」 所長 川村 和康 氏</p> <p>3 事例紹介・グループワーク 事例①「市町村保健師の関わりについて」 黒石市 健康推進課 保健師 竹内 陽香 氏 事例②「地域移行支援制度を現在利用している方への関わりについて」 地域生活支援センターぴあす 所長 五代儀 明子 氏</p>
令和6年 1月31日 (水)	市町村、医療機関、相談支援事業所、地域包括支援センター、ピアサポーター、保健所等 55人	<p>1 話題提供 「当圏域レベルでの今後の取組について」 話題提供者 ①弘前大学医学部附属病院 総合患者支援センター 平岡 花奈子 氏 ②弘前愛成会病院 地域医療連携室 室長 中野 夕佳里 氏 ③藤代健生病院 作業療法科 科長 小井手 直美 氏 ④聖康会病院 相談室 原野 桃子 氏 ⑤黒石あけぼの病院 地域医療連携室 室長 三浦 良介 氏 ⑥相談支援事業所おらんど 櫻庭 真由美 氏 ⑦弘前市福祉部障がい福祉課 総括主査 玉田 桃子 氏</p> <p>2 ピアサポーターの「語り」 担当：弘前ピアサポーター「だんだんの会」 メンバー 弘前愛成会病院 在宅生活支援センター 障がいサービス室 室長 川村 志穂 氏</p> <p>3 事例検討 全体ファシリテーター： 障害者生活支援センター「すみれ」 所長 川村 和康 氏 事例提供者： ①弘前愛成会病院 看護師 吉田 哲也 氏 ②藤代健生病院 作業療法士 川西 陽之 氏 ③黒石あけぼの病院 看護師 葛西 凌汰 氏 准看護師 三津谷 満 氏</p>

ウ 精神障がい者ピアサポーター活動

回数	出席者	内容
奇数月第2（金） 17:30～19:00 計6回	ピアサポーター養成講座 受講者や支援者等	ピアサポーター活動についての話し合い 等

精神障害者本人及び家族が、住み慣れた地域で自分らしい生活を実現できる地域を目指し、保健・医療・福祉等の支援関係者が連携し、長期入院者の地域移行を進めるための支援体制を構築する。

(8) 自殺対策事業

ア 自殺対策地域ネットワーク会議

各地域の特性に応じた包括的な自殺対策の推進に向け、関係機関のネットワークを強化することで、社会全体の自殺リスクを低下させることを目的に実施している。

開催年月日	出席者	内容
令和5年9月5日（火）	<p>【第1部】 管内市町村担当者 （自殺対策担当者、教育委員会等）、管内中学校、中南教育事務所 計33名</p> <p>【第2部】 管内市町村自殺対策担当者 計11名</p>	<p>【第1部】</p> <p>1 情報提供 「自殺及び自殺未遂者の分析結果による津軽圏域の傾向」</p> <p>2 実践報告 ①SOS の出し方教育の実践発表 弘前市立津軽中学校 教諭 鳴海 光司 氏 ②SOS の出し方教育の実際について～市町村の立場から～ 田舎館村厚生課健康推進係 保健師 船水 佳恵 氏</p> <p>3 講演 「生きづらさを抱える子ども・若者の現状と SOS の出し方教育」 青森県立保健大学大学院 健康科学研究科 教授 反町 吉秀 氏</p> <p>【第2部】</p> <p>1 行政説明 「改正精神保健福祉法のポイントと市町村に期待すること」 青森県健康福祉部障害福祉課障害企画・精神保健グループ</p> <p>2 意見交換 「津軽圏域における自殺対策の課題について」</p>
令和5年12月19日（火）	管内市町村・保健所保健師 計24名	<p>（第2回新任保健師研修と併催）</p> <p>1 講演 「精神障害者や母子困難事例等のアセスメントを深める」 青森県立精神保健福祉センター 所長 田中 治 氏</p> <p>2 事例紹介・事例相談</p> <p>【助言者】 (1)青森県立精神保健福祉センター 所長 田中 治 氏 (2)アドバイザー保健師 松坂 育子 氏</p>

イ 自殺及び自殺未遂者調査

消防署の協力を得て、自殺及び自殺企図者の実態を把握し、自殺対策に役立てることを目的に実施している。

※令和5年度は県障害福祉課が全県的にデータを収集し分析したため当所での調査は未実施。

ウ 個別支援

- ・対応ケース：訪問11件（実数8人）、電話21件（実数8人）
- ・事例検討会：実施なし

エ 管内市町村自殺対策計画策定に対する支援等

管内市町村名	参加回数	会議名称
弘前市	1回	弘前市健康づくり推進審議会
黒石市	1回	黒石市健康づくり推進協議会
平川市	2回	平川市健康づくり推進協議会
西目屋村	0回	
藤崎町	1回	藤崎町虐待防止協議会
大鰐町	1回	大鰐町健康づくり推進審議会
田舎館村	0回	
板柳町	1回	板柳町健康づくり推進協議会

(9) 連携組織に対する支援

精神障害者家族会等

家族会等組織が自立した活動を継続できるよう、地域家族会に対し、自主的な会運営の推進のために、随時相談等で対応した。

(10) ケース処遇に関する会議

ア 精神障害者地域ケア会議

精神障害者及びその家族に対し、その状態に応じた適切な支援をするために医療機関・福祉事務所等その他関係機関と処遇について検討や協議を行った。

- ・開催回数：25回（16ケース）

イ 心神喪失者等医療観察法に係るケア会議

心神喪失者等医療観察法に基づく処遇、退院後の処遇等について、医療機関、青森保護観察所、市町村等の関係機関と協議、検討を行う。

- ・開催回数：9回（3ケース）

(11) 精神科病院に対する実地指導について

令和5年10月2日から12月15日にかけて5カ所の医療機関に赴き、精神保健指定医及び障害福祉課職員、保健所職員による実地診査及び実地指導を行った。

(12) 津軽地域精神科救急医療システム稼働状況

救急当番病院は当地域には4病院あり、休日・夜間の精神科救急に対応している。受診にあたってはかかりつけ医療機関を優先として実施している。精神疾患のため緊急に医療を必要としている精神障害者が受療しているが、診察の結果4.5%が入院医療を必要としている。

病 院 名	令和5年度	内 訳			令和4年度
		電話のみ	来 院	入 院	
弘前愛成会病院	578	487	42	49	468
藤代健生病院	1,520	1,392	84	44	161
聖康会病院	1	1	0	0	4
黒石あけぼの病院	19	11	5	3	18
合 計	2,118	1,891	131	96	651

(13) 津軽地域精神科救急医療システム連絡調整委員会

津軽地域の救急医療システムの円滑な運営を図るために、医師会、医療機関、警察署、消防本部をメンバーとする連絡調整委員会を開催している。

開催予定年月日	構成委員	内 容
令和6年 2月15日(木)	医師会・医療機関 7人 警察署 2人 消防本部 1人	議題(予定) (1) 津軽地域精神科救急医療システム事業実績について (2) 精神科救急医療システムの運営に係わる現状と課題について

7 難病関係

(1) 指定難病の医療費助成制度

難病のうち、治療方法が確立していないなど治療が極めて困難で、症状も慢性に経過し、後遺症を残すことが少なくなく、そのうえ社会復帰が難しく医療費も高額なため、経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担の大きい疾病であり症例が少ないことから、全国的規模での研究が必要な疾病を特定疾患と定義し、そのうち 56 疾病を公費負担の対象としていた。

平成 27 年 1 月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が施行され、医療費助成の対象となる指定難病はこれまでの 56 疾病から 110 疾病へとなり、平成 27 年 7 月からは 306 疾病、平成 29 年 4 月からは 330 疾病、平成 30 年 4 月からは 331 疾病、令和元年 7 月からは 333 疾病、令和 3 年 11 月からは 338 疾病、令和 6 年 4 月からは 341 疾病となっている。

<令和 5 年度弘前保健所指定難病受給者証交付件数>

次ページのとおり。

疾患名	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	総計
球脊髄性筋萎縮症	7	0	1	0	0	0	0	0	8
筋萎縮性側索硬化症	18	5	2	0	1	0	1	0	27
原発性側索硬化症	3	0	0	0	0	0	0	0	3
進行性核上性麻痺	9	2	3	0	1	1	0	0	16
パーキンソン病	195	43	38	2	15	12	9	15	329
大脳皮質基底核変性症	1	1	0	0	0	1	0	1	4
シャルコー・マリー・トゥース病	1	0	0	0	0	1	0	0	2
重症筋無力症	31	5	6	0	2	1	0	4	49
多発性硬化症/視神経脊髄炎	43	4	6	0	5	2	1	1	62
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	8	1	2	0	0	0	0	0	11
封入体筋炎	1	1	0	0	0	0	0	1	3
クドウ・深瀬症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	1
多系統萎縮症	6	2	4	0	0	2	1	1	16
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	52	7	5	0	4	0	3	9	80
ミトコンドリア病	3	0	0	0	0	0	0	0	3
もやもや病	15	0	2	0	1	0	1	1	20
プリオン病	1	0	0	0	0	0	0	0	1
特異性基底核石灰化症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
全身性アミロイドーシス	11	1	0	0	1	0	1	1	15
遠位型ミオパチー	1	0	1	0	0	0	0	0	2
神経線維腫症	4	0	1	1	0	0	0	0	6
天疱瘡	3	2	0	0	0	0	0	1	6
表皮水疱瘡	2	0	0	0	0	0	0	0	2
膿疱性乾癬(汎発型)	3	1	0	0	0	0	2	0	6
ステューヴンス・ジョンソン症候群	0	0	1	0	0	0	0	0	1
高安静脈炎	6	3	1	0	1	0	0	0	11
巨細胞性動脈炎	3	0	0	0	0	0	0	0	3
結節性多発動脈炎	1	1	0	0	0	1	0	0	3
顕微鏡的多発血管炎	17	1	1	0	1	2	1	0	23
多発血管炎性肉芽腫症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	17	1	1	0	2	1	2	0	24
悪性関節リウマチ	9	1	1	0	0	1	0	2	14
バージャー病	1	0	0	0	0	0	0	0	1
原発性抗リン脂質抗体症候群	0	1	0	0	0	1	0	0	2
全身性エリテマトーデス	111	22	21	0	2	6	3	8	173
皮膚筋炎/多発性筋炎	40	7	11	0	2	2	0	2	64
全身性強皮症	46	8	8	1	2	3	2	5	75
混合性結合組織病	16	6	3	0	1	0	1	2	29
シェーグレン症候群	12	6	5	2	1	2	0	2	30
成人発症ステル病	9	2	2	0	1	0	1	0	15
再発性多発軟骨炎	2	1	0	0	0	0	0	0	3
パーチエット病	42	8	7	0	1	4	5	2	69
特異性拡張型心筋症	11	2	5	0	4	1	1	2	26
肥大型心筋症	6	0	1	0	0	1	0	0	8
再生不良性貧血	12	3	5	1	0	1	0	0	22
自己免疫性溶血性貧血	2	0	1	0	0	0	0	0	3
発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
特異性血小板減少性紫斑病	21	1	4	0	0	2	1	2	31
血栓性血小板減少性紫斑病	1	0	0	0	0	0	0	0	1
原発性免疫不全症候群	1	0	1	0	0	0	0	0	2
IgA腎症	21	2	4	0	0	0	0	2	29
多発性嚢胞腎	17	2	2	0	1	1	1	0	24
黄色靨帯骨化症	10	0	3	0	1	0	0	0	14
後縦靨帯骨化症	78	14	14	1	7	5	3	6	128
広範囲性管状骨狭窄症	0	1	0	0	0	0	0	0	1
特異性大腿骨頭壊死症	18	4	3	0	2	0	1	3	31
下垂体性ADH分泌異常症	4	1	0	0	0	1	1	0	7
下垂体性SIH分泌亢進症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
下垂体性PIH分泌亢進症	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クッシング病	1	1	0	0	0	0	0	0	2
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	12	0	0	0	1	1	0	2	16
下垂体前葉機能低下症	37	12	6	0	2	4	1	2	62
先天性副腎皮質酵素欠損症	2	0	0	0	0	0	0	0	2
サルコイドーシス	36	11	8	0	1	2	0	1	59
特異性間質性肺炎	27	4	4	0	4	0	0	1	40
肺動脈性肺高血圧症	4	2	1	0	1	0	1	0	9
慢性血栓性肺高血圧症	8	1	1	0	0	1	0	0	11
リンパ管筋腫症	1	0	1	0	0	0	0	0	2
網膜色素変性症	21	3	2	0	0	1	0	2	29
ハッド・キアリ症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	1
原発性胆汁性胆管炎(原発性胆汁性肝硬変)	17	2	2	1	1	2	1	0	26
自己免疫性肝炎	7	0	1	0	0	1	0	0	9
クローン病	73	10	7	0	9	6	5	3	113
潰瘍性大腸炎	197	35	28	3	15	4	12	19	313
好酸球性消化管疾患	2	0	0	0	0	0	0	0	2
若年性特異性関節炎	5	0	0	0	1	0	0	0	6
先天性ミオパチー	0	0	1	0	0	0	0	0	1
筋ジストロフィー	18	5	0	0	1	0	4	0	28
遺伝性ジストニア	0	1	0	0	0	0	0	0	1
脳表ヘモジデリン沈着症	0	0	1	0	0	0	0	0	1
皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	0	0	0	0	0	1	0	3
神経細胞移動異常症	0	0	0	0	1	0	0	0	1
結節性硬化症	1	1	0	0	0	0	0	0	2
類天疱瘡(後天性表皮水疱瘡を含む。)	3	1	1	1	1	0	1	1	9
特異性後天性全身無汗症	0	1	0	0	0	0	0	0	1
マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	0	0	0	0	0	2	0	0	2
エーラス・ダンロス症候群	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ウィルソン病	2	1	0	0	0	0	0	0	3
無脾症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラダー・ウィリ症候群	1	0	0	0	0	0	0	0	1
アンジェルマン症候群	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総動脈幹遺残症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
修正大血管転位症	0	0	0	0	0	0	0	1	1
完全大血管転位症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
単心室症	1	2	0	0	0	0	0	0	3
ファロー四徴症	1	0	0	0	0	0	1	0	2
両大血管右室起始症	0	0	1	0	0	0	0	0	1
抗糸球体基底膜腎炎	1	0	1	0	0	0	0	0	2
一次性ネフローゼ症候群	26	7	3	0	2	3	1	2	44
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1	0	0	0	0	0	0	2
紫斑病性腎炎	1	0	0	0	0	0	0	0	1
オスラー病	5	1	1	0	0	1	0	0	8
肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	0	0	0	0	0	0	0	1
肺動脈狭窄症候群	0	1	0	0	0	0	0	0	1
α1-アンチトリプシン欠乏症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
副甲状腺機能低下症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	0	0	0	0	0	0	0	2
家族性地中海熱	0	0	1	0	0	0	0	1	2
慢性再発性多発性骨髄炎	1	0	0	0	0	0	0	0	1
強直性脊椎炎	9	1	1	0	0	0	0	1	12
進行性骨化性線維異形成症	1	0	0	0	0	0	0	0	1
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	0	0	0	0	0	0	2
後天性赤芽球癆	3	2	1	0	0	0	0	0	6
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	0	0	0	0	0	1
非特異性多発性小腸潰瘍腫	1	0	0	0	0	0	0	0	1
胆道閉鎖症	2	0	0	0	0	0	0	0	2
IgG4関連疾患	4	1	1	1	0	0	0	0	7
若年発症型両側性感音難聴	1	0	0	0	0	0	0	0	1
好酸球性副鼻腔炎	81	11	13	3	9	6	3	8	134
特異性多中心性キャッスルマン病	0	0	2	0	3	0	0	1	6
ホモシチン尿症	0	0	0	0	2	0	0	0	2
総計	1,586	294	266	17	113	90	73	116	2,555

(2) 難病患者等相談事業

ア 医療相談

難病患者やその家族が抱える医療及び日常生活上の相談に対し、専門医等による指導・助言等や、当事者同士の交流を通じたピアサポートにより、生活の質（QOL）の向上を図ると共に、在宅療養の推進を図りながら、関係者間での連携を強化し、安心・安全に療養できるためのネットワークの構築を図る。

個別訪問形式で2回実施。

回数	第1回	第2回
日時	令和6年1月10日（水） 9:00～11:00	令和6年2月8日（木） 14:00～14:30
場所	患者宅（黒石市）	患者宅（弘前市）
対象者	患者（筋萎縮性側索硬化症）、家族	患者（脊髄小脳変性症）
従事者	国立病院機構青森病院 理学療法士 1名 弘前保健所 保健師 3名 黒石市包括支援センター ケアマネジャー 1名 住宅改修業者 2名 計 7名	弘前大学医学部附属病院 理学療法士 1名 弘前保健所 保健師 2名 計 3名
内容	・全身的な身体機能や生活動作を評価した上で ①安全な動作方法や生活の工夫を提案。 ②適切な補装具や使用方法を提案。 ③リハビリ体操を提案。（呼吸法、ストレッチ、運動強度などの注意点等） ④ 手すりの種類や設置箇所を提案し取付業者と確認。	・自宅で実施できるリハビリメニューの紹介。 ・下腿三頭筋（ふくらはぎ）のストレッチングや足関節運動、足趾の曲げ伸ばし運動の紹介。 ・片膝立ち位からの立ち上がりを指導。 ・生活動線の確認を行い、現時点では段差解消や手すりの増設は必要ないことを助言。 ・玄関での靴の着脱について、今後大変になれば、椅子を設置するなどの工夫を提案。

イ 訪問相談

難病患者やその家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対し、相談員等による日常生活上の相談、指導、助言及び精神的支援を行い、生活の質（QOL）の向上を図ると共に、在宅療養の推進を図る。

(ア) 訪問相談

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健所保健師（件）	53	26	23	29	57
訪問相談員（件）	62	48	36	21	20
計	115	74	59	50	77

(イ) 打ち合わせ会

開催年月日	令和5年5月11日（木）	令和6年3月5日（火）
内容	・「相談員の証」交付 ・訪問相談計画 ・地区分担について	・訪問相談実施状況 ・情報交換 ・令和6年度計画について

(3) 新規特定医療受給者証交付時相談

新規に難病と診断された患者やその家族が抱える医療及び日常生活に関する悩みに対し、特定医療受給者証の交付時に相談・指導・助言及び精神的支援を行い、難病患者の在宅療養の推進を図る。

年度 方法	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
来所 (件)	82	80	18	10	4	48
電話 (件)	4	3	18	0	22	9
訪問 (件)	0	0	0	22	6	1
計	86	83	36	32	32	58

(4) 難病在宅ケア推進ネットワーク会議

難病患者の在宅療養の特殊性を踏まえた包括的な支援体制の構築により、難病患者とその家族が安心して療養生活を継続できるように、支援関係者間の連携の促進を図る。

開催日時	場所	出席者	内容
令和6年 2月13日(火) 13:30~15:30	弘前市民会館	国立青森病院、弘前大学医学部 附属病院、県訪問看護ステーション 連絡協議会中弘南黒支部、 訪問看護ステーションたまち、 県介護支援専門員協会津軽支部 会、県難病相談支援センター、県 難病団体連絡協議会、日本ALS協 会青森県支部、弘前地区消防事 務組合消防本部、市町村(弘前 市、黒石市、藤崎町、大鰐町) 計24人	1 事業報告 「弘前保健所の難病対策」 2 講話 テーマ「災害時の在宅神経 難病患者への支援について ～地域支援体制づくりに向 けて～」 独立行政法人国立病院機構 青森病院 院長 高田博仁氏 3 情報共有 テーマ「災害時における各機 関の対応について」

(5) 患者会支援

同じ疾患をもつ患者やその家族が、治療や療養生活上の悩みを共有し、難病を抱えながら生活していくための仲間づくりや交流するための活動を支援する。

- ア 新規特定疾病医療受給者証交付時相談や随時相談、及び難病訪問相談員や所内保健師訪問時の情報提供
- イ 患者会活動について対象者への周知の協力。(パーキンソン病等)

(6) 青森県重症難病患者在宅療養支援事業

- ・対 象：人工呼吸器を装着し、在宅療養している方
- ・内 容：①一時入院、②看護人派遣
- ・登録者：0人

8 石綿に係る健康相談等及び被害救済制度に関する申請状況

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

(1) 石綿健康被害救済制度に係る申請受付状況

- ・申請受付3件

9 保健師業務連絡会議

保健師の専門性の発揮及び管内市町村における円滑な保健活動の推進を目指し、保健活動の課題把握や情報交換等を行い、保健師としての資質向上を図る。

開催 年月日	参加者	内 容
令和5年 8月30日 (水)	市町村8人 保健所3人 計11人	1 情報交換 (1) 平成5年度市町村の重点活動について (2) 市町村諸計画の見直し予定について 2 意見交換 (1) 健康危機管理(災害含む)の体制整備 「大雨時の行動を考える」 (2) 令和5年度保健(師)活動の体制及び人材育成等に係る 課題等 (3) その他 3 研修伝達「令和4年度公衆衛生看護研修(管理期)」 弘前保健所健康増進課 総括主幹 青木範子
令和6年 2月6日 (火)	市町村12人 保健所6人 計18人	1 意見交換テーマ (1) 自組織において中堅期以降の人材育成をどう進めるか。 (2) リーダーまたは次期リーダーとして、自分はどのような 役割を期待されているか。どのような力を培いたいのか。 2 報告「令和6年能登半島地震に係る保健師派遣報告」 報告者 弘前保健所健康増進課保健師3名

10 保健師の育成支援

(1) 保健所保健師支援事業

ア 青森県保健所保健師支援事業

保健所の事業活用希望に応じ、青森県がん・生活習慣病対策課が青森県在宅保健師の会所属の県退職保健師へ推薦依頼を行い、推薦されたアドバイザー保健師がキャリアレベルA-1～A-2の保健師を支援対象として個別ケース支援、地域診断及び市町村支援等への助言を行うものである。

(ア) 対象者：キャリアレベルA-1～A-2のうち新採用保健師3名

(イ) アドバイザー保健師1名 (松坂 育子)

(ウ) 事業日数：24日

(エ) 内 容

①家庭訪問 17日(延19件、実16件、種別は全て難病)

②地区踏査及び地域診断 3日

③打合せ等 4日(顔合わせ会、中間振り返り会、新任等保健師研修及び最終振り返り会)

イ 所内保健師によるOJTの実施

※対象者はキャリアレベルA-1～A-2の所内保健師となるが、そのうち新採用保健師3名についての実績のみ記載

(ア) 家庭訪問 延56件(種別は難病及び精神)

- (イ) ケア会議 延 10 回（種別は全て精神（医療観察法含む））
- (ウ) 来所及び電話相談 延 55 件（難病 16 件、精神 29 件、小慢 5 件、感染症 5 件）
- (エ) 衛生教育 2 回（黒石市及び平川市の地区にて活動）
- (オ) その他 結核患者DOTS等指導 2 件、H I V 検査見学

(2) 新任保健師研修（弘前保健所主催）

新任保健師が、保健師の専門能力を発揮し、地域保健活動を展開できるよう、対人支援や保健事業実施のための基本的な実践能力を習得するとともに、人材育成の体制づくりを推進する。

ア 対象者

	弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鱈町	田舎館村	板柳町	保健所	計
対象者	7	5	2	0	2	3	0	4	6	29
(再掲： 新採用)	3	0	0	0	0	1	0	1	3	8
(再掲： A-1)	5	2	0	0	0	1	0	3	4	15
(再掲： A-2)	2	3	2	0	2	2	0	1	2	14

イ 内容

開催年月日	プログラム	新採用	A -	A -	指導保健師等	計
令和5年 7月28日 (金)	1 講義 (1) 保健所の機能について 講師：弘前保健所次長 高橋 忠仁 (2) 児童相談所の機能と母子保健に期待すること 講師：弘前児童相談所主幹（市町村支援児童福祉司）田中 哲司 氏 (3) 福祉事務所の業務と生活困窮者の健康支援 講師：中南地方福祉事務所保護課長 秋田 美絵 氏 (4) 地域保健活動における保健師の役割と新任期に身につけてほしい保健師の能力 講師：弘前保健所健康増進課総括主幹（健康増進課長）青木 範子 2 情報交換 「新人同士で語り合おう ～保健師になってみてどうですか～」	4	0	0	3	7

令和5年 12月19日 (火)	1 講義 「精神障害者や母子困難事例等のアセスメントを深める」 講師 青森県立精神保健福祉センター 所長 田中 治 氏	7	4	6	7	24
	2 事例紹介・事例相談 テーマ「自分が難しいと感じている事例の対応を考える」 助言者 青森県立精神保健福祉センター 所長 田中 治 氏 保健所保健師支援事業アドバイザー 保健師 松坂 育子 氏					
	3 まとめテーマ 「これまでを振り返ろう ～今後、私が強めたい力～」 助言者 弘前保健所総括主幹（健康増進課長） 青木 範子					

1 1 保健協力員の育成支援事業

市町村等が所管し育成している保健協力員等組織を対象に、活動に関する情報交換と地域の健康問題についての学習、意見交換等を行い、管内の保健協力員等の活動の活性化及び健康水準の向上に寄与することを目的に支援した。

(1) 実施状況

ア 研修会

(ア) 日 時：令和5年8月22日（火）13：30～15：30

(イ) 場 所：青森県武道館

(ウ) 内 容

テーマ 「健康・長生きのために、今からできること」

《講演》

テーマ 「高血圧を防ぎ、血管を守るお話」

講 師 弘前大学大学院医学研究科 循環器腎臓内科学講座 教授 富田泰史 氏

《国保連の説明》

「心を動かす健（検）診のススメ第2版」について

青森県国保連合会 保険活動推進専門員 奥村智子 氏

イ 役員会

開催年月日	内 容	出席者
令和5年 6月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業及び決算報告について 令和5年度事業計画及び予算（案）について 研修計画、活動報告、その他 	19名（役員6名、市町村担当者8名、事務局5名）
令和6年 2月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業及び決算報告について 令和6年度事業計画、研修計画について 情報交換、その他 	18名（役員7名、市町村担当者8名、事務局3名）

(2) 管内市町村保健協力員等の設置状況

(令和5年4月現在)

市町村名	名称	人数			任期／組織名	担当部局
		(人)	男	女		
弘前市	健康づくりパートナー	300	55	245	2年／健康づくりパートナー連絡協議会	健康増進課
黒石市	保健協力員	226	12	214	2年／保健協力員会	健康推進課
平川市	保健協力員	197	7	190	2年／保健協力員会	子育て健康課
西目屋村	保健協力員	22	0	22	2年／保健協力員会	住民課
藤崎町	健康推進員	124	7	117	2年／健康推進員会	福祉課
大鰐町	保健協力員	60	0	60	2年／保健協力員会	保健福祉課
田舎館村	保健協力員	61	0	61	2年／保健協力員会	厚生課
板柳町	保健衛生協力委員	90	39	51	2年／保健衛生協力委員会	健康推進課
計		1,080	120	960		

(青森県保健協力員会等連絡協議会調べ)

1.2 医療技術者等の研修・実習

養成機関等の依頼により、看護学生等が、保健所の機能と役割を理解し、地域保健活動及び公衆衛生看護活動、または、公衆栄養活動の実際を学ぶことを目的として実施している。

	大学名	研修期間	日数(日)	人数(人)
看護	弘前学院大学	令和5年6月6日(火)～6月9日(金)	4	6
	弘前大学	令和5年6月20日(火)～6月23日(金)	4	6
	青森県立保健大学 (健康科学部看護学科)	令和5年7月10日(月)～7月13日(木)	4	5
栄養	青森県立保健大学 (健康科学部栄養学科)	令和5年7月3日(月)～7月7日(金)	5	2
	柴田学園大学			4
	仙台白百合女子大学			1

1.3 医療介護連携調整実証事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村の在宅医療・介護連携推進事業の取組の支援として、当管内における入退院調整ルールを平成27年度より策定し運用している。同ルールの安定した運用体制を維持・促進するため、ルールの運用状況の把握、地域課題の整理を行い、ルールの修正及び周知を行っている。

(1) モニタリング調査

- ① 調査期間：調査期間：令和5年5月6日20日～7月5日
- ② 調査対象：21 医療機関及び管内 146 事業所
- ③ 内容：入退院調整ルールの活用状況等について

- (2) 医療介護連携調整実証事業市町村担当者等会議
- ① 日時：令和5年8月31日（木）13：30～15：30
 - ② 場所：弘前市民会館 大会議室
 - ③ 出席者：20名（管内市町村、弘前地区在宅医療・介護連携支援センターそよかぜ、弘前愛成会病院、弘前保健所）
 - ④ 内容：ア 在宅医療・介護連携推進事業について
 - (ア) 令和5年度入退院調整ルールモニタリング調査結果
 - (イ) 南黒地区における入退院に関するアンケート結果
 - (ウ) 令和5年度病院・ケアマネ協議の検討内容
 - (エ) 在宅医療・介護連携推進事業の実施状況イ 認知症情報連携ツールについて
 - (ア) 認知症疾患医療センターでの活用状況
 - (イ) 今後のツール活用について
- (3) 病院・ケアマネ協議
- ①日時：令和5年11月15日 13:30～15:30
 - ②場所：弘前文化センター 第3会議室、第6会議室
 - ③出席者：86名（管内市町村、管内事業所、管内地域包括支援センター、入退院調整ルール対象医療機関、関係団体、弘前保健所）
 - ④内容：ア 情報提供
 - (ア) 入退院調整ルールモニタリング調査及び病院アンケート調査結果
 - (イ) 対応事例等入退院調整ルールの活用状況についてイ 意見交換
ウ 全体共有
- (4) 入退院調整ルールの内容更新
- (5) 津軽地域ケアネットワーク交流会企画会議、交流会への出席

IV 附属機関等名簿

1 附属機関

弘前保健所には2つの附属機関が設置されており、その組織等については青森県附属機関に関する条例（昭和36年青森県条例第14号）で定められている。

(1) 弘前保健所結核診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告（法第20条第1項）及び入院延長（法第20条第4項）ならびに医療費の公費負担申請（法第37条の2第1項）に関する必要な事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、知事からの報告（法第18条第6項及び第19条第7項）に対して意見を述べるものであり、次の委員により原則として月2回開催されている。

委員	現職	備考
中川 英之	独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター 呼吸器内科部長	委員長
鳴海 晃	ナルミ医院 院長	
小笠原 大記	小笠原法律事務所 弁護士	

任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 弘前保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、就業制限通知（法第18条第1項）、入院勧告（法第20条第1項）及び入院延長（法第20条第4項）に関する必要な事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、知事からの報告（法第18条第6項及び第19条第7項）に対して意見を述べるものであり、次の委員により必要に応じて開催されるものである。

委員	現職
齋藤 紀先	弘前大学医学部附属病院感染制御センター長
中畑 元	消化器内科中畑クリニック院長
三浦 啓子	西目屋村人権擁護委員

任 期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

2 保健所嘱託医師

氏名	担当科	勤務先（職名）
千石 利広	精神保健福祉相談	藤代健生病院 副院長
田崎 博一	精神保健福祉相談	弘前愛成会病院 院長
齋藤 文男	精神保健福祉相談	弘前愛成会病院 副院長

令和6年4月1日現在

3 津軽地域保健医療推進協議会

(1) 津軽地域保健医療推進協議会委員名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

区分	所属団体名	役職名	氏名	備考
保健医療福祉に従事している者	一般社団法人弘前市医師会	会長	柿崎 良樹	
	一般社団法人南黒医師会	会長	関場 慶博	
	一般社団法人弘前歯科医師会	会長	石岡 隆弘	
	南黒歯科医師会	会長	芦田 豊昭	
	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔	
	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	院長	大熊 洋揮	
	黒石市国民健康保険黒石病院	院長	齋藤 太郎	
	津軽保健生活協同組合健生病院	院長	竹内 一仁	
	医療法人ときわ会ときわ会病院	院長	永山 淳造	
	津軽地域精神科救急医療システム調整委員会	委員長	田崎 博一	
公益社団法人青森県看護協会 中弘南黒支部	支部長	鈴木 由美子		
学識経験を有する者	弘前大学大学院医学研究科 (消化器免疫内科学講座)	教授	櫻庭 裕丈	
関係団体の 役職員	弘前労働基準監督署	署長	山脇 雅史	
	弘前地区消防事務組合(消防本部)	警防課長	渡邊 繁隆	
行政機関の 職員	弘前市健康こども部	部長	佐伯 尚幸	
	中南津軽郡町村会 (西目屋村住民課)	課長	三上 学	

委員数：16人

(2) 津軽地域保健医療推進協議会保健対策部会名簿

(任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日)

所属団体名	役職名	氏名	備考
津軽地域精神科救急医療システム調整委員会	委員長	田崎 博一	
産業医	ナルミ医院院長	鳴海 晃	
弘前労働基準監督署	署長	山脇 雅史	
中南地方保健協力員連絡会	会長	成田 津江	
青森県栄養士会弘前地区運営委員会	運営委員長	佐藤 史枝	
弘前保健所管内食生活改善推進員連絡協議会	会長	斎藤 明子	
一般社団法人弘前地区労働基準協会	専務理事	岩見 純一	
弘前商工会議所	総務財政課長	佐藤 亘	
つがる弘前農業協同組合	総務課長	山谷 保	
弘前食品衛生協会	副会長	葛西 静男	
株式会社みちのく銀行	副部長	柏原 健次	
NPO法人スポネット弘前	理事長	鹿内 葵	
弘前市健康こども部	部長	佐伯 尚幸	
中南津軽郡町村会 (西目屋村住民課)	課長	三上 学	

部会員数：14人

福祉総室

(中南地方福祉事務所)

2 福祉総室（中南地方福祉事務所）

I 生活保護

1 被保護世帯数	94
2 被保護人員	94
3 保護率	94
4 扶助別人員	94
5 令和5年度生活保護統計	95

II 母子父子寡婦福祉

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還状況	100
2 母子父子寡婦福祉相談実施状況	100

III 児童福祉

IV 女性相談

V 資料

1 令和5年度民生委員・児童委員の活動状況	105
2 各種福祉団体	106
3 市町村社会福祉協議会	106

2 福祉総室（中南地方福祉事務所）

I 生活保護

1 被保護世帯数

管内の被保護世帯数は、昭和 60 年度に 1,120 世帯だったのが逡減し、平成 5 年度からは 600 世帯台で推移したが、平成 9 年度に板柳町が編入したことに伴い 800 世帯台となった以後年々増加し、平成 13 年度には 1,000 世帯を超えた。平成 16 年度は藤崎町と常盤村が町村合併され（H17.3.28 藤崎町：藤崎町、常盤村）、平成 17 年度は 6 町村が市町村合併され

（H17.4.1 青森市：浪岡町、青森市 H18.1.1 平川市：平賀町、尾上町、碓ヶ関村 H18.2.27 弘前市：岩木町、相馬村、弘前市）、平成 17 年度月平均被保護世帯数 601 世帯と半数近くに減少した。その後は増加が続き、平成 26 年度の 783 世帯をピークに減少傾向となっていた。平成 30 年度月平均被保護世帯数は 758 世帯と前年度より若干増加したが、令和元年度以降は再び減少傾向にあり、令和 5 年度は 711 世帯となっている。

世帯類型別では依然として高齢者世帯の占める比率が高く、令和 5 年度は全体の 76.0%と、県平均の 64.5%を大きく上回っている。また、母子世帯は 0.3%、傷病・障害者世帯は 15.0%、その他の世帯は 8.7%と、いずれも県平均の母子世帯 1.9%、傷病・障害者世帯 21.1%、その他世帯 12.4%を下回っている。

労働力類型別では、非稼働世帯の占める比率が依然として高く、令和 5 年度においては 92.4%（県平均も 92.4%）である。

2 被保護人員

平成 17 年度は管内町村の市町村合併により、平成 17 年度月平均被保護人員 810 人と減少したが、以後増加が続き、平成 26 年度月平均被保護人員は 981 人となった。平成 27 年度から減少傾向にあり、平成 30 年度月平均被保護人員は 901 人と前年度より若干増加したが、令和元年度以降再び減少傾向にあり、令和 5 年度は 814 人となっている。

3 保護率

管内の保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は、平成 7 年度は 7 パーミル台であったが、被保護人員の増加により年々保護率が上昇し、平成 13 年度は 11 パーミル台、平成 16 年度は 13.56 パーミルとなり、市町村合併後の平成 17 年度の保護率は 14.78 パーミルに上昇し、以後さらに上昇して平成 24 年度以降は 19 パーミル台で推移しており、令和 5 年度の保護率は 19.14 パーミルとなっている。

4 扶助別人員

令和 5 年度の月平均扶助別人員は、医療扶助が 749 人で被保護人員全体 814 人の 92.0%を占め、以下、生活扶助が 708 人（87.0%）、住宅扶助が 476 人（58.5%）、介護扶助が 349 人（42.9%）、教育扶助が 3 人（0.4%）、などとなっている。

5 令和5年度生活保護統計

(I-1)被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移

(単位：世帯、人、ポイント、パーミル)

区分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西目屋村	被保護世帯数	実数	16	17	17	17	16
		指数	100.0	106.3	106.3	106.3	100.0
	被保護人員	実数	18	19	20	19	18
		指数	100.0	105.6	111.1	105.6	100.0
	保護率		13.11	13.93	15.91	15.73	14.76
藤崎町	被保護世帯数	実数	206	207	210	199	195
		指数	100.0	100.5	101.9	96.6	94.7
	被保護人員	実数	252	249	249	238	229
		指数	100.0	98.8	98.8	94.4	90.9
	保護率		17.07	17.06	17.21	16.60	16.12
大鰯町	被保護世帯数	実数	164	160	149	146	146
		指数	100.0	97.6	90.9	89.0	89.0
	被保護人員	実数	197	190	175	171	167
		指数	100.0	96.4	88.8	86.8	84.8
	保護率		22.17	21.99	20.55	20.66	20.82
田舎館村	被保護世帯数	実数	87	85	91	92	94
		指数	100.0	97.7	104.6	105.7	108.0
	被保護人員	実数	92	91	98	99	102
		指数	100.0	98.9	106.5	107.6	110.9
	保護率		12.25	12.27	13.46	13.91	14.56
板柳町	被保護世帯数	実数	282	268	261	258	260
		指数	100.0	95.0	92.6	91.5	92.2
	被保護人員	実数	324	309	299	294	297
		指数	100.0	95.4	92.3	90.7	91.7
	保護率		24.74	24.04	23.80	23.97	24.71
合計	被保護世帯数	実数	755	737	727	713	711
		指数	100.0	97.6	96.3	94.4	94.2
	被保護人員	実数	882	857	841	822	814
		指数	100.0	97.2	95.4	93.2	92.3
	保護率		19.36	19.13	19.08	19.00	19.14
(注) 月平均							
県の保護率			23.45	23.42	23.15	23.00	22.98
国の保護率			16.4	16.3	16.3	16.3	16.3

国の保護率：令和5年度は令和6年3月分参考

(I-2) 世帯類型別世帯数

(単位：世帯、%)

区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和元年度	535	70.9	7	0.9	127	16.8	86	11.4
令和2年度	535	72.7	6	0.8	114	15.5	81	11.0
令和3年度	537	73.9	5	0.7	107	14.7	78	10.7
令和4年度	525	73.7	4	0.6	111	15.6	72	10.1
令和5年度	541	76.0	2	0.3	107	15.0	62	8.7

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

〔令和5年度〕

(単位：世帯、%)

区分	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
西目屋村	12	75.0	0	0.0	2	12.5	2	12.5
藤崎町	140	71.4	0	0.0	35	17.9	21	10.7
大鰐町	113	77.4	0	0.0	21	14.4	12	8.2
田舎館村	73	76.8	0	0.0	17	17.9	5	5.3
板柳町	204	78.2	2	0.8	33	12.6	22	8.4
合計	541	76.0	2	0.3	107	15.0	62	8.7

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

(I-3) 労働力類型別世帯数

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	合計		世帯数	構成比
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比		
令和元年度	38	1	2	16	22	79	10.7	677	89.6
令和2年度	33	1	2	15	21	72	9.8	666	90.2
令和3年度	32	1	0	13	18	64	8.8	664	91.2
令和4年度	28	1	0	10	17	56	7.9	657	92.1
令和5年度	27	1	0	11	17	56	7.9	657	92.1

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

〔令和5年度〕

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	合計		世帯数	構成比
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比		
西目屋村	1	0	0	3	0	4	25.0	12	75.0
藤崎町	5	1	0	1	7	14	7.1	182	92.9
大鰐町	6	0	0	2	5	13	8.8	134	91.2
田舎館村	3	0	0	0	1	4	4.3	90	95.7
板柳町	12	0	0	5	4	21	8.1	239	91.9
合計	27	1	0	11	17	56	7.9	657	92.1

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

(I-4)生活保護新規申請・廃止処理状況

(単位：世帯、人)

区分	申請		開始		取下	却下	翌年度への繰越	廃止	
	前年度からの繰越	年度内	世帯数	人員				世帯数	人員
令和元年度	7	132	100	91	10	39	10	86	91
令和2年度	10	120	73	84	17	35	5	96	101
令和3年度	5	130	75	86	9	44	6	100	104
令和4年度	6	169	106	122	7	52	10	116	121
令和5年度	11	165	118	133	8	39	11	109	115

〔令和5年度〕

(単位：世帯、人)

区分	申請		開始		取下	却下	翌年度への繰越	廃止	
	前年度からの繰越	年度内	世帯数	人員				世帯数	人員
西目屋村	0	1	1	1	0	0	0	4	4
藤崎町	3	33	22	23	3	8	3	22	24
大鰐町	0	27	22	25	1	4	0	27	30
田舎館村	0	34	24	31	1	8	1	18	18
板柳町	8	70	49	53	3	19	7	38	39
合計	11	165	118	133	8	39	11	109	115

(I-5) 扶助別人員

(単位：人、ポイント)

区分	被保護世帯		被保護人員		保護率 (%)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		医療扶助人員の内訳						その他の扶助(月平均)		
	世帯数	指数	実人員	指数		人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	入院			入院外			出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
																精神	その他	小計	精神	その他	小計			
令和元年度	755	100.0	882	100.0	19.36	785	100.0	499	100.0	9	100.0	352	100.0	807	100.0	13	29	42	26	738	765	0	8	1
令和2年度	737	97.6	857	97.2	19.13	758	96.6	488	97.8	4	44.4	345	98.0	780	96.7	14	28	42	36	703	738	0	7	1
令和3年度	727	96.3	841	95.4	19.08	732	93.2	479	96.0	2	22.2	350	99.4	779	96.5	13	35	48	36	695	731	0	7	1
令和4年度	713	94.4	822	93.2	19.00	719	91.6	472	94.6	2	22.2	347	98.6	765	94.8	11	36	47	32	687	718	0	5	0
令和5年度	711	94.2	814	92.3	19.14	708	90.2	476	95.4	3	33.3	349	99.1	749	92.8	10	27	36	29	684	713	0	2	2

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

〔令和5年度〕

(単位：人)

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助								医療扶助		その他の扶助			
				介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	地域密着型介護老人福祉施設	居宅	介護予防	計	入院	外来	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	
西目屋村	14	6	0	0	2	0	0	0	0	4	0	6	1	15	0	0	0
藤崎町	198	135	2	6	6	0	0	0	0	70	12	94	10	199	0	1	1
大鰐町	136	88	0	3	5	0	0	0	3	48	10	69	8	146	0	0	0
田舎館村	94	65	0	0	0	0	0	0	0	48	3	51	4	89	0	0	0
板柳町	266	181	1	9	4	0	0	0	0	101	16	130	12	264	0	1	1
合計	708	475	3	18	17	0	0	3	271	41	350	35	713	0	2	2	

(注) 月平均・小数点以下四捨五入のため、計が一致しない場合もある

(I-6)扶助費支給状況

(単位:円)

区 分	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	就労自立給付金	進学準備給付金	施 設 事 務 費	合 計
令 和 元 年 度	387,081,477	113,538,842	1,143,625	69,901,224	695,364,729	0	1,678,866	2,484,903	138,178	100,000	13,958,517	1,285,390,361
令 和 2 年 度	358,979,582	107,525,410	474,893	61,246,381	684,385,489	0	1,487,743	2,163,856	79,385	200,000	12,457,946	1,229,000,685
令 和 3 年 度	352,618,762	107,313,030	193,976	64,143,845	657,687,933	363,480	1,369,584	1,919,178	73,511	300,000	12,049,189	1,198,032,488
令 和 4 年 度	343,085,603	109,580,199	200,602	73,232,183	665,788,211	0	924,695	1,434,781	42,638	0	14,293,300	1,208,582,212
令 和 5 年 度	335,131,367	112,675,858	345,130	64,418,738	681,584,170	0	317,451	2,910,459	0	300,000	14,432,634	1,212,115,807

〔令和5年度〕

(単位:円)

区 分	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	就労自立給付金	進学準備給付金	施 設 事 務 費	合 計
西 目 屋 村	4,915,476	1,277,086	0	0	207,510	0	0	0	0	0	0	6,400,072
藤 崎 町	93,203,524	28,901,911	190,430	49,800	1,759,752	0	151,737	1,470,250	0	0	0	125,727,404
大 鱈 町	66,476,116	24,455,647	0	24,398	1,258,251	0	0	168,586	0	0	4,063,292	96,446,290
田 舎 館 村	41,920,994	15,382,269	46,000	0	1,523,446	0	0	560,543	0	0	2,218,630	61,651,882
板 柳 町	128,615,257	42,658,945	108,700	139,700	1,698,872	0	165,714	711,080	0	300,000	8,150,712	182,548,980
国 保 連 支 払 基 金	0	0	0	64,204,840	675,136,339	0	0	0	0	0	0	739,341,179
合 計	335,131,367	112,675,858	345,130	64,418,738	681,584,170	0	317,451	2,910,459	0	300,000	14,432,634	1,212,115,807

II 母子父子寡婦福祉

1 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還状況

管内（市部を含む）における令和5年度の母子父子寡婦福祉資金の貸付状況（令和4年度以前から貸付を継続しているものを含む。）については、件数2件、金額540,800円となっている。

また、令和5年度の償還率については、以下のとおりとなっている。

- ・母子福祉資金：31.3%（現年度89.3%、過年度7.5%）
- ・父子福祉資金：100.0%（現年度100.0%、過年度該当なし）
- ・寡婦福祉資金：37.5%（現年度100.0%、過年度5.9%）

2 母子父子寡婦福祉相談実施状況

経済的、社会的に弱い立場にある母子・父子及び寡婦世帯の自立助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付と母子・父子自立支援員による生活一般等の相談、助言を行っている。

令和5年度の相談件数は2,136件で、相談内容別にみると、母子父子寡婦福祉資金を中心とする経済的支援・生活援護相談が982件で、全体の46.0%を占めている。次いで生活一般相談が888件となっており、全体の41.6%となっている。

（II-1）母子父子寡婦福祉資金貸付状況

（単位：件、円）

区 分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	29	16,197,000	0	0	0	0
令和2年度	38	4,365,600	0	0	0	0
令和3年度	4	480,000	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	2	540,800	0	0	0	0

〔令和5年度資金種類別内訳〕

（単位：件、円）

区 分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金						
技能習得資金						
修業資金	1	313,800				
就職支度資金						
医療介護資金						
生活資金						
住宅資金						
転宅資金	1	227,000				
就学支度資金						
結婚資金						
合 計	2	540,800	0	0	0	0

(Ⅱ-2) 母子父子寡婦福祉資金償還状況

[母子福祉資金]

令和6年5月31日現在

(単位：円、%)

区分	現年度				過年度					合計					
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	
管内	令和元年度	105,119,175	88,003,590	17,115,585	83.7	170,866,873	7,428,305	0	163,438,568	4.3	275,986,048	95,431,895	0	180,554,153	34.6
	令和2年度	97,028,555	83,120,904	13,907,651	85.7	180,554,153	9,261,360	0	171,292,793	5.1	277,582,708	92,382,264	0	185,200,444	33.3
	令和3年度	89,470,304	78,000,163	11,470,141	87.2	185,200,444	11,496,703	0	173,703,741	6.2	274,670,748	89,496,866	0	185,173,882	32.6
	令和4年度	89,042,866	79,124,855	9,918,011	88.9	185,173,882	11,305,840	313,925	173,554,117	6.1	274,216,748	90,430,695	313,925	183,472,128	33.0
	令和5年度	74,983,348	66,982,689	8,000,659	89.3	183,472,128	13,820,589	0	169,651,539	7.5	258,455,476	80,803,278	0	177,652,198	31.3

[父子福祉金]

(単位：円、%)

区分	現年度				過年度					合計					
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	
管内	令和元年度	20,250	20,250	0	100.0	0	0	0	0	-	20,250	20,250	0	0	100.0
	令和2年度	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	令和3年度	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	令和4年度	15,000	15,000	0	100.0	0	0	0	0	-	15,000	15,000	0	0	100.0
	令和5年度	30,000	30,000	0	100.0	0	0	0	0	-	30,000	30,000	0	0	100.0

[寡婦福祉金]

(単位：円、%)

区分	現年度				過年度					合計					
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	
管内	令和元年度	1,440,848	1,343,128	97,720	93.2	4,033,312	41,980	0	3,991,332	1.0	5,474,160	1,385,108	0	4,089,052	25.3
	令和2年度	1,415,318	1,351,718	63,600	95.5	4,089,052	78,770	0	4,010,282	1.9	5,504,370	1,430,488	0	4,073,882	26.0
	令和3年度	1,356,512	1,285,828	70,684	94.8	4,073,882	62,820	0	4,011,062	1.5	5,430,394	1,348,648	0	4,081,746	24.8
	令和4年度	1,310,837	1,270,437	40,400	96.9	4,081,746	124,247	450,872	3,506,627	3.4	5,392,583	1,394,684	450,872	3,547,027	28.2
	令和5年度	1,795,262	1,795,262	0	100.0	3,547,027	209,767	0	3,337,260	5.9	5,342,289	2,005,029	0	3,337,260	37.5

(Ⅱ-3) 母子父子寡婦福祉相談実施状況

〔母子父子寡婦福祉相談〕

(単位：件)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活一般	住宅	58	20	10	60	27
	医療・健康	26	20	22	109	74
	家庭紛争	11	7	6	43	57
	就労	125	228	195	258	210
	結婚	11	7	5	7	5
	養育費	18	21	9	16	15
	借金	6	20	28	38	25
	その他	105	420	514	534	475
	小 計	360	743	789	1,065	888
児童	養育	10	21	15	33	34
	教育	68	82	84	88	69
	非行				2	
	就職	22	21	5	1	9
	その他	83	163	120	120	101
	小 計	183	287	224	244	213
経済的支援・生活援護	母子福祉資金貸付金	395	592	427	546	578
	父子福祉資金貸付金	9	6	4	7	12
	寡婦福祉資金貸付金	1		1	3	
	公的年金	3	1	5	15	9
	児童扶養手当	23	38	28	36	25
	生活保護	7	5	7	17	20
	税	4	9	24	39	19
	生活福祉資金	2				
	その他	48	193	245	387	319
小 計	492	844	741	1,050	982	
その他	売店設置					
	たばこ販売					
	母子世帯向公営住宅		1		1	
	父子世帯向公営住宅					
	母子・父子福祉施設の利用				119	52
	母子生活支援施設	4		1		1
	小 計	4	1	1	120	53
合 計	1,039	1,875	1,755	2,479	2,136	

Ⅲ 児童福祉

児童相談については、こども相談総室が主体となって当たっており、福祉総室では児童福祉法に規定されている事務として、「助産の実施に関する事務」及び「母子保護の実施に関する事務」を行っている。

(Ⅲ-1) 施設入所措置の状況

(単位：件)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設 入所 措置	助産施設	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設	0	0	0	0	1
	合計	0	0	0	0	1

IV 女性相談

女性相談に関しては女性等相談支援員1名を配置し、対応しているところである。

平成13年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、当所も、平成14年4月から「配偶者暴力相談支援センター」としての業務を開始した。

令和5年度における女性保護相談全体の相談者数は22人（男性の相談者も含む）で、延57件の相談があった。

うち配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関するものは、19人の相談者から延42件の相談があった。

(IV-1) 婦人保護相談実施状況(令和5年度)

(1)相談経路 (単位:人)

相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	知人縁故関係	その他	合計
実人員	16	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	22

(2)主訴 (単位:人)

主訴	人間関係									経済関係	医療関係	住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計	
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他											
実人員	18	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	22
うちDV相談実人員	18	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19

(IV-2) 配偶者からの暴力等に関する相談延件数(令和5年度)

(単位:件)

	件数	被害者の年齢別							加害者との関係別				
		20未満	20代	30代	40代	50代	60以上	不明	配偶者			離婚済	交際相手
									届出あり	届出なし	不明		
来所	26	0	6	5	8	2	5	0	23	1	0	2	0
電話	14	0	3	3	4	1	2	1	10	0	0	3	1
その他	2	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0
計	42	0	9	9	13	3	7	1	35	1	0	5	1

V 資料

令和5年度民生委員・児童委員の活動状況

(定数は令和4年12月1日現在) (単位：人、件、回、日)

区分	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	合計	
定数	8	39	35	25	43	150	
うち主任児童委員	2	2	2	2	3	11	
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1	18	10	11	33	73
	介護保険	1	5	10	1	11	28
	健康・保健医療	1	56	14	3	2	76
	子育て・母子保健	0	0	23	5	0	28
	子どもの地域生活	2	6	28	1,871	0	1,907
	子どもの教育・学校生活	1	0	34	18	1	54
	生活費	2	16	23	4	13	58
	年金・保険	0	1	1	0	0	2
	仕事	0	4	2	0	6	12
	家族関係	2	1	4	9	24	40
	住居	12	4	11	3	20	50
	生活環境	8	33	73	54	21	189
	日常的な支援	0	19	148	501	119	787
	その他	73	40	339	87	114	653
	合計	103	203	720	2,567	364	3,957
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	24	110	556	618	245	1,553
	障害者に関すること	3	14	13	3	17	50
	子どもに関すること	2	8	88	1,894	20	2,012
	その他	74	71	63	52	82	342
	合計	103	203	720	2,567	364	3,957
その他の活動件数	調査・実態把握	2	511	602	361	368	1,844
	行事・事業・会議への参加協力	86	495	340	2,271	355	3,547
	地域福祉活動・自主活動	13	339	57	128	341	878
	民児協運営・研修	40	167	1,307	2,844	363	4,721
	証明事務	0	16	31	23	49	119
	要保護児童の発見の通告・仲介	0	0	0	0	0	0
回 訪 問 数	訪問・連絡活動	136	2,459	3,660	1,912	1,565	9,732
	その他	72	1,823	1,572	342	953	4,762
回 調 連 数 整 絡	委員相互	7	210	657	1,789	50	2,713
	その他の関係機関	62	606	1,932	824	197	3,621
活動日数	596	2,004	3,942	3,698	1,899	12,139	

2 各種福祉団体

団体名	会長(代表者名)	所在地
津軽広域社会福祉協議会連絡協議会	島 浩之	弘前市宮園2丁目8-1 TEL 33-1161
中南郡民生委員児童委員協議会	工藤 泰子	弘前市下白銀町14-2 中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室内 TEL 35-1622
中南郡老人クラブ連合会	三浦 康子	西目屋村田代神田227-3 TEL 85-2052

3 市町村社会福祉協議会

社会福祉協議会名	会長(代表者名)	所在地
弘前市社会福祉協議会	島 浩之	弘前市宮園2丁目8-1 TEL 33-1161 FAX 33-1163
黒石市社会福祉協議会	鳴海 勝文	黒石市境松1丁目1-1 TEL 52-2674 FAX 53-2756
平川市社会福祉協議会	外川 三千雄	平川市柏木町藤山16-1 平川市役所第2庁舎内 TEL 88-7639 FAX 88-7032
西目屋村社会福祉協議会	三上 ヤス子	西目屋村田代稲元143 TEL 85-2255 FAX 85-2265
藤崎町社会福祉協議会	山内 敏	藤崎町常盤富田70-1 TEL 65-2056 FAX 69-5262
大鱒町社会福祉協議会	山田 金治	大鱒町蔵館川原田37-6 TEL 47-5151 FAX 47-5153
田舎館村社会福祉協議会	湯口 太津男	田舎館村八反田古館206-1 TEL 43-8111 FAX 58-3675
板柳町社会福祉協議会	三戸 武	板柳町福野田実田11-7 TEL 72-1161 FAX 72-1170

こども相談総室

(青森県弘前児童相談所)

3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

I 児童相談所の業務

- 1 相談業務107
- 2 判定業務114
- 3 一時保護業務115

II 児童相談所の事業

- 1 子ども虐待防止対策116
- 参考 児童福祉施設等措置状況118

3 こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

I 児童相談所の業務

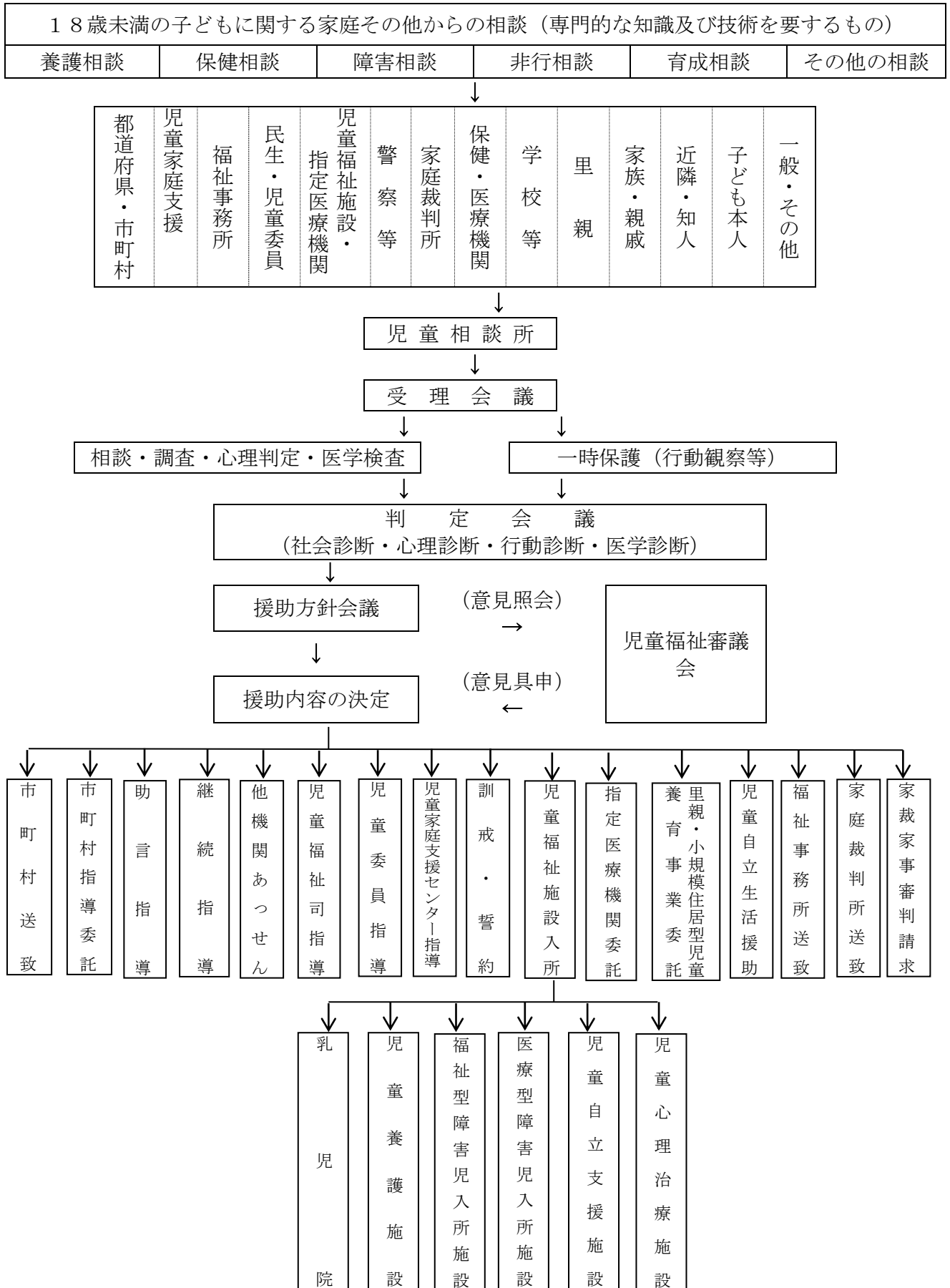
1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談（※）	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところへ分類する）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

※H26年度から、「自閉症等相談」が「発達障害相談」に改められたもの。（福祉行政報告例の分類による）

(2) 業務の流れ



※児童福祉法の改正により、児童相談所から市町村への事案送致が新設された。また、「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に名称変更となった。（平成 29 年 4 月 1 日施行）

(3) 相談の状況

ア 受付状況

令和5年度に当所が受け付けた相談の総件数は1044件で、令和4年度の967件に比べて、77件の増加となった。養護相談が536件で前年度から14件の増加、障害相談が358件と前年度の293件と比べて65件の増加となり、育成相談が80件で前年度の90件と比べて10件の減少となっている。

構成比においては、養護相談が536件で51.3%（前年度53.9%）と5割を占めている。その他の主な割合は、障害相談が34.3%（前年度30.2%）、育成相談が7.6%（前年度9.3%）、非行相談が0.6%（前年1.1%）となっている。

相談の経路別の主な受付状況については、家族・親戚からの相談が412件で一番多く、次いで警察等からの相談が260件、市町村関係機関からの相談が89件、県関係機関からの相談が67件、学校等からの相談が100件、近隣・知人からの相談が41件となっている。

① 年度別・相談種類別児童受付数

（単位：件（構成比：%））

相談種類		年度	R3	R4	R5	
					件数	構成比
養護	児童虐待		283	409	407	39.0
	その他		97	113	129	12.4
保健			0	0	0	0
障害	肢体不自由		0	0	0	0
	視聴覚障害		0	0	0	0
	言語発達障害等		2	0	0	0
	重症心身障害		0	6	5	0.5
	知的障害		323	267	330	31.6
	※発達障害		22	20	23	2.2
非行	ぐ犯行為等		7	5	1	0.1
	触法行為等		6	6	6	0.6
育成	性格行動		47	46	43	4.1
	不登校		8	18	18	1.7
	適性		2	2	0	0
	育児・しつけ		13	24	19	1.8
その他			41	51	63	6.0
計			851	967	1044	100.0

（注）構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合もある。
以下の表についても同様である。

② 令和5年度市町村別・相談種類別児童受付数

(単位：件)

相談種別 市町村名	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
弘前市	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	61	
黒石市	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	11	
平川市	19	33	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0	59	
西目屋村	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
藤崎町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
大鰐町	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
田舎館村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
板柳町	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	15	
管外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	89	37	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	3	0	0	154	
児童相談所	409	113	0	0	0	0	6	267	20	5	6	46	18	2	24	967	

③ 令和5年度年齢別・相談種類別児童受付数

(単位：件 (構成比：%))

相談種別 年齢区分	養護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計	構成比
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			
0～5歳	141	47	0	0	0	0	3	78	6	0	0	4	0	0	5	18	302	28.9
6～11歳	163	46	0	0	0	0	1	124	10	0	1	16	9	0	11	19	400	38.3
12～14歳	63	19	0	0	0	0	0	42	2	0	5	11	4	0	3	7	154	14.8
15～17歳	40	15	0	0	0	0	1	41	5	1	0	12	4	0	2	12	132	12.6
18歳以上	0	2	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	1	0	1	7	56	5.4
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	407	129	0	0	0	0	5	330	23	1	6	43	18	0	19	63	1044	100.0

④ 令和5年度経路別受付数 (単位：件 (構成比：%))

相談経路		件数・構成比	件数	構成比
都道府県	児童相談所		20	0.2
	福祉事務所		1	
	その他		46	44.1
市町村	福祉事務所		66	63.2
	児童委員		0	0
	保健センター		7	0.07
	その他		16	15.3
児童福祉施設 ・ 指定医療機関	保育所		17	16.2
	児童福祉施設		6	0.06
	指定医療機関		0	0
児童家庭支援センター			0	0
認定こども園			0	0
警察等			260	15.3
家庭裁判所			0	0
保健所及び 医療機関	保健所		0	0
	医療機関		17	1.6
学校等	幼稚園		0	0
	学校		68	65.1
	教育委員会等		32	30.1
里親			2	0.01
児童委員 (通告の仲介を含む)			1	0.01
家族・親戚			412	39.5
近隣・知人			41	3.9
子ども本人			7	0.6
その他			24	2.3
計			1043	100.0
(再掲)	巡回相談		0	
	電話相談		167	

※当件数は男女別で集計しており、1件性別不明が生じたため合計数が一致しない。

イ 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については、下表のとおりである。主な原因としては、家庭環境 (虐待、経済的理由等) から生じた問題が556件と95.9%を占めている。

養護相談の理由別処理件数 (単位：件)

理由別 処理	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	2	14	7	1	24
里親委託	0	0	0	0	0	2	0	2
面接指導	0	0	0	9	340	82	9	440
その他	0	0	0	0	82	6	2	90
計	0	0	0	11	436	97	12	556
構成比 (%)	0	0	0	2.1	78.4	17.4	2.1	100.0

注. 面接指導には、児童福祉司指導、継続指導等が含まれている。

※里親制度について

平成 21 年 4 月に里親制度が大幅に改正され、従来の養育里親、親族里親、専門里親の他、養子縁組里親が新たに制度化されている。

里親制度は、家庭的に恵まれない子どもを里親として登録された家庭に預け、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

当所管内の委託状況は下表のとおりである。

当所管内の里親、里子の状況(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：登録里親世帯数、委託里親世帯数は世帯、委託率は%、委託里子数は人)

登録里親世帯数	委託里親世帯		委託里子数
	実数	委託率(%)	
31	3	9.7	3

ウ 処理(措置)状況

令和 5 年度中の処理件数は 1,057 件(前年度 978 件)である。内訳は、助言指導で処理したものが 789 件で 75.0%(前年度 773 件 79.0%)、市町村送致が 39 件で 3.7%(前年度 43 件 4.4%)、継続指導が 5 件で 0.5%(前年度 7 件 0.7%)、児童福祉施設等入所措置 25 件で 2.4%(前年度 12 件 1.2%)、児童福祉司指導措置 33 件で 3.1%(前年度 28 件 2.9%)、などとなっている。

令和 5 年度相談処理数

(単位：件(構成比：%))

処 理	件数・構成比	件 数	構 成 比
助 言 指 導		789	74.6
継 続 指 導		3	0.5
他 機 関 あ っ せ ん		2	0.2
児 童 福 祉 司 指 導		32	3.1
児 童 委 員 指 導		0	0
児童家庭支援センター指導委託		0	0
市 町 村 指 導 委 託		0	0
市 町 村 送 致		39	3.7
福祉事務所送致又は通知		3	0.3
訓 戒 ・ 誓 約		0	0
児 童 福 祉 施 設 入 所		26	2.4
指 定 医 療 機 関 委 託		0	0
里 親 委 託		2	0.2
法 27-1-4 による家庭裁判所送致		0	0
障 害 児 施 設 へ の 利 用 契 約		3	0.3
そ の 他		156	14.8
計		1,055	100.0

エ 非行相談

非行相談については窃盗が5件と最も多く、全体の50%を占めており、次いで傷害・恐か
つが3件で、これらで全体の80%を占めている。

なお、これらの件数は主なる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の
内容が複数であることがしばしばである。

非行問題の理由別処理件数

(単位：件)

理由別 処 理	ぐ犯等相談								触法行為等相談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面 接 指 導	0	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	0	8
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
計	0	0	0	0	0	0	1	0	5	3	0	1	10

注. 面接指導には、児童福祉司指導、継続指導等が含まれている。

2 判定業務

相談別判定件数、医学的・心理学的検査状況、判定書（証明書等）の交付状況、心理療法・カウンセリングの状況については、下表のとおりである。

相談別判定件数 (単位：件)

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
22	0	0	0	0	0	182	0	1	4	10	0	3	0	0	222

医学的・心理学的検査状況 (単位：件)

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計
児童	71	0	0	71	178	138	77	38	273	704
保護者	77	0	0	77	0	0	0	0	271	271
その他	8	0	0	8	0	0	0	0	46	46
合計	156	0	0	156	178	138	77	38	590	1021

判定書（証明書等）の交付状況 (単位：件)

特別児童扶養手当	愛護手帳	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書)	計
6	187	0	165	358

心理療法・カウンセリングの状況 (単位：件)

実施者 対象者	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	計
児童	0	114	39	0	153
保護者	0	18	0	0	18
その他	0	117	28	0	145
計	0	249	67	0	316

3 一時保護業務

(1) 一時保護の状況

令和5年度に当所で一時保護（保護委託を含む）した児童の実人員は61人、延人員は1,782人であり、実人員、延人員ともに昨年度より増加している。

また、相談種類別では、「養護」となっている。

ア 実人員及び延人員

(単位：人)

保護の内容 年度・人員		中央児相の 一時保護	所内保護	保護委託	計
3年度	実人員	5	11	29	45
	延人員	182	11	677	870
4年度	実人員	5	5	32	42
	延人員	278	5	411	694
5年度	実人員	9	1	51	61
	延人員	261	1	1520	1782

イ 相談種類別一時保護児童数

(単位：人)

種 類 人 員		養 護	保 健	障 害 (言語障害、 知的障害等)	非 行 (ぐ犯・触法 行為等)	育成その他 (性格行動、 不登校等)	計
実人員		61	0	0	0	0	61
延人員		1782	0	0	0	0	1782

(2) 委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護児童数

(単位：人)

種 類 人 員		養 護	保 健	障 害	非 行	育成その他	計
実人員		51	0	0	0	0	51
延人員		1520	0	0	0	0	1520

イ 委託先別委託一時保護の状況

(単位：人)

委託先 人 員		児童福祉 施設	病 院	里 親	警 察	その他	計
実人員		38	0	13	1	0	51
延人員		1326	0	194	3	0	1520

II 児童相談所の事業

1 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が、自らの虐待行為を認めない場合の法的介入又は処遇にあたり、法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

(2) 子ども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を設置している。

通告者(相談者)別の受付状況は下表のとおりである。(単位:件)

家 族	警 察	学 校 等	本 人	福 祉 事 務 所	市 町 村	近 隣 ・ 知 人	保 健 所	医 療 機 関	民 生 児 童 委 員	児 童 福 祉 施 設	親 戚	不 明 ・ そ の 他	計
4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	2	6

(3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験をもつ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助等を目的としてフォローアップ事業を平成13年度から実施している。令和5年度の実績は下表のとおりである。

・児童福祉施設職員指導

訪問施設数	訪問指導回数	職員実人数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
2	12	18	12	

・被虐待児個別心理治療指導

児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
9	150	89

・被虐待児の親への指導

親数	延指導回数
33	132

・被虐待児集団心理治療指導

児童集団指導		
指導回数	児童数	延指導回数
0	0	0

(4) 虐待相談処理件数

虐待相談件数は全国でも県全体でも増加傾向にあり、当管内でも同様の傾向となっている。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	283	409	420

(5) 処理状況

処理の状況では、助言指導が大きな割合を占めている。

年 度	助言指導	継続指導	児童福祉 司指導	市町村 送致	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	計
4年度	326	4	25	43	3	0	8	409
5年度	326	0	30	39	14	0	10	420

(6) 相談種別

相談種別では心理的虐待が増加している。

年 度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢 ・拒否	計
4年度	68	4	272	65	409
5年度	127	9	221	63	420

(7) 相談経路

相談経路では、警察等が最も多く、次いで学校等、家族、市町村からの相談が占めている。

区 分 年 度	家	親	近	児	福	児	保	医	児	警	家	学	市	そ	計
	族	戚	隣 ・ 知 人	童 本 人	祉 事 務 所	童 委 員	健 所	療 機 関	童 福 祉 施 設 等	察 等	庭 裁 判 所	校 等	町 村	の 他	
4年度	23	0	21	3	6	0	0	12	9	245	2	63	23	2	409
5年度	44	4	23	1	0	0	0	1	19	239	0	66	4	19	420

(8) 虐待者

虐待者は、実母が最も多く、全体の48%を占めている。

年 度	実 父	実父以 外の父	実 母	実母以 外の母	親 戚	その他	不詳	計
4年度	202	6	199	0	0	2	0	409
5年度	178	26	201	0	0	15	0	420

参考

児童福祉施設等措置状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

種別	施設名	市町村名									計
		弘前市	黒石市	平川市	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村	板柳町	管外	
乳児院	弘前乳児院	2	1							1	4
児童養護施設	藤聖母園	8								1	9
	弘前愛成園	13	2	1		1			1	1	19
	幸樹園	9				1					10
福祉型児 障害入所施設	八甲学園										
	弘前市弥生学園					1					1
	森田学園										
	もみじ学園										
医療型児 障害入所施設	あすなる療育福祉センター（入所）										
	あすなる療育福祉センター（重心）										
	さわらび療育福祉センター										
	八戸病院										
	青森病院										
児童自立 支援施設	子ども自立センター みらい	1		1							2
	国立きぬ川学院	1									
	国立武蔵野学院										
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	2									2
桂木ホーム（ファミリーホーム）											
里親		3	1	1							5
計		39	4	3	0	3	0	0	1	3	53

中南地域県民局 地域健康福祉部

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-kenfuku/>

◇保健総室（弘前保健所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 2階

電話 0172-33-8521

FAX 0172-33-8524

ホームページ https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-hoken/hi-hoken_top.html

◇福祉総室（中南地方福祉事務所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 4階

電話 0172-35-1622

0172-33-3211（女性相談専用）

FAX 0172-34-6201

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-fukushi/index.html>

◇子ども相談総室（青森県弘前児童相談所）

〒036-8356 弘前市大字下白銀町1-4-2 青森県弘前健康福祉庁舎 3階

電話 0172-32-5458

0172-36-7474

FAX 0172-36-8726

ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/hiro-jiso.html>